

第一百九十回  
国際会議

## 参議院財政金融委員会会議録第七号

(一八八)

平成二十八年三月二十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

中川

雅治君

三月二十四日

辞任

高橋

克法君

補欠選任

高橋

克法君

出席者は左のとおり。

委員長

倉林

明子君

理事

大家

敏志君

補欠選任

中泉

松司君

委員

白

井上

大家

白

眞勲君

委員長

石田

昌宏君

理事

愛知

治郎君

委員

西田

大久保

勉君

委員

岡田

伊達

直樹君

委員

西田

実仁君

委員

岡田

高橋

克法君

委員

中泉

松司君

委員

中西

健治君

委員

山谷

えり子君

委員

中西

祐介君

委員

宮沢

洋一君

委員

尾立

源幸君

委員

大塚

磯崎

委員

白

耕平君

委員

前川

清成君

参考人

日本銀行総裁

黒田

東彦君

日本銀行理事 武田 知久君

の意見を聴取ることに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕○委員長(大家敏志君) 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○参考人の出席要求に関する件○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大家敏志君) 所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございま

す。来年四月からの消費税一〇%への税率引上げに伴い、軽減税率制度の導入ということがこの法案の中にもうたわれております。現場を歩いておりますと、消費税率の引上げに対して抵抗感というものはありますですが、消費税というものが何に使われているのかということをきちんと御説明をする理解をしていただける方も多い。非常に重要な制度であるといふことの理解というのは説明によつて深まるものであると感じております。でも、一方で、やはり毎日買うような食品などに低い税率を設定してもらいたいという思いは生活者から強く出てきております。

一方で、消費税というものは、負担は消費者が行ないますけれども、納稅事務手続は事業者の方々が行なってくださつております。特に、小規模事業者の方々の負担軽減ということはしっかりと考えていかなければなりません。

そこで、現在、納稅義務免除制度、いわゆる免税事業者の方への配慮というものがされておりましがれども、この制度の目的について財務省に伺いたいと思います。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げま

す。事業者免税制度でございますが、まず、制度そのものは、個人でありますと前々年、法人であ

○委員長(大家敏志君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。  
所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁黒田東彦君及び同理事武田知久君の出席を求め、そ

りますと前々事業年度の課税売上高が一千万円以下の小規模事業者につきまして消費税の納稅義務を免除するという制度でございます。これは、制度の公平性や透明性を著しく損なうということのない範囲内で中小事業者の事務負担に配慮して実務の簡素化のために設けるという趣旨で設けられた特例でございます。

○竹谷とし子君 この納稅義務免除制度、非常に利用者が多いものであると承知をしております。お手元の資料で、この免税事業者の方からの発行された請求書等が仕入れ控除可能であるということが今制度として大きく小規模事業者を守ることにつながつていると認識をしております。

一枚目の資料にありますのが、上から三段目のところに仕入れ控除の要件ということで、消費税の仕入れ控除の要件は、免税事業者からの請求書であつても控除可能となっているのが現行制度でございます。これが来年の四月以降は区分記載請求書等保存方式といふものに変わりますが、その時点でも免税事業者からの控除は可能であるという経過措置がとられております。

この免税事業者の制度につきまして、今、佐藤局長から御説明がありましたとおり、前々年度の課税売上額に応じて決まるということで、この判断時期がずれていくことによって、設立当初二年間は課税売上げに係る納稅義務が生じない場合がある、つまり益税が生じる、また、当該事業年度の課税売上げが多くなっても納稅義務が生じない場合があると。お手元の資料の二枚目のところに事業者免税制度の概要とすることで資料をお配りしていますが、この下段のところにある事例にその意味が載っております。

また、課税売上げが少額であつても納稅義務が免除とならない場合もあると、そういうふた問題点も専門家から指摘をされているところでございますが、とはいえる、小規模事業者にとってはメリットが大きいということで、多くの利用者がいるということでござります。

また一方で、負担する消費者からの批判として

は、益税、きちんと払つていただきたいという、そういう声もいただきます。さらに、課税売上げ一千円のところでもう仕事をやめてしまおうとおもるという調整が図られているという、そういった御指摘もありまして、メリットもありますが、デメリットともあるという制度であるということを認識をしております。

来年の四月、またそれ以降のインボイス制度への移行につきまして、三枚目の資料、財務省の資料でございますけれども、現行の請求書等保存方式、そして来年四月以降の区分記載請求書等保存方式、さらにその後のいわゆるインボイス制度における請求書の表示方式についての違いが説明されたものがございます。

現行の請求書等保存方式、これ免税であるかどうかにかかわらず、現在は請求書等の交付義務がありません。また、不正発行の罰則もない、また事業者番号の記載もないということで、この制度が収入の未申告、また経費の証憑の偽造、経費を上増しするというんでしょうか、そういうふた偽造の発生可能性というのを生じさせているという指摘もございます。

インボイス制度になりますと事業者番号というものが登録制になつて、きちんとそこに載つているということが仕入れ税額控除の原則となりますけれども、これは消費税の問題だけではなくて、所定の課税売上げによる課税の計算においても不正を排除するということで大きな牽制効果があるというふうに理解をしております。

このことについて、財務省副大臣に、岡田副大臣にお話を伺いたいと思います。

○副大臣(岡田直樹君) ただいま御指摘のとおり、今般の輕減税率制度の導入に当たりましては、複数税率の下で適正な課税を確保する観點からいいますけれども、具体的には、現行制度と異なつて、税額計算を適格請求書の記載どおりに行う、

それから、売手に適格請求書の発行を義務付ける、また、偽りの請求書を発行した場合には罰則を適用する、課税事業者登録制度を設けて、課税事業者のみがインボイスを発行できる仕組みとする、先ほどおっしゃつたように、免税事業者からの仕入れは税額控除ができるないということになります。また、適格請求書 インボイスに消費税額とともに登録番号の記載を義務付けるものでございます。そして、こうしたインボイス制度は複数税率の下で、例えば、売手が軽減税率で申告をし、その一方で、買手は標準税率で仕入れ税額控除をするというふたよな事態が発生しないように、また、事業者間の相互牽制によって適正な税額計算を確保するという意義を有しております。

現行の請求書等保存方式においては税額が明確になりますことから、これはずっとこの場でも議論されてきたと思いますが、価格転嫁がしやすくなるという指摘もされているところでございます。

○竹谷とし子君 いきなりインボイス制度を導入すると負担が非常に大きいということで、区分記載請求書等保存方式という、資料三番目にあります、真ん中の欄にあります請求書で発行をしたものについて仕入れ税額控除を認めるということになつておりますけれども、移行期間において、免税事業者を取りから排除しないように配慮がなされております。一枚目の資料のところにも書いておりますけれども、この配慮措置について財務省に伺いたいと思います。

○政府参考人(佐藤慎一君) お尋ねは、この一枚目の表にあります区分記載請求書保存方式のこの時点における取扱いということかと思いますが、今おございましたようにインボイス制度には、本格的には、一番右にございますような適格請求書という保存方式でもつて、平成三十三年四月に移行いたしますが、そこでは、この四年間につきましては、こういう経過措置的な請求書でもつて仕入れ税額控除ができると、こういうことでござりますけれども、今までの四年間につきましては、その記載の内容も、今ございましたように、

この三ページに、資料にござりますよう、この青い色で書いた部分、この部分が特に必要であるということで、ある程度の便宜、その実務に対応した簡素な方法を工夫をし、それについて免税事業者からの税額控除は認めていくと、こういうことをございます。

一方、この間、軽減税率制度が入りますれば、免税事業者に限らずということでございますが、中小事業者におきましては、様々な区分経理への移行等々必要になつてくるんだろうと思います。そういうこともございますので、税額計算上のみなし計算ということもできるような特例も設けさせていただいているところでございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

消費税額の計算だけではなくて、毎年、事業年度末になると小規模事業者の方々は、税の申告のために大変な事務作業を負つております。

この区分記載請求書等保存方式については、Bツールの取引を行つていての場合に発行が求められると、全ての事業者はではないかといふことがありますけれども、全ての事業者ではないかといふ事業者のみ、また食料品を仕入れている事業者のみ、また電子商取引を行つていてる場合のEDTI等のシステム改修への補助も今年度の予備費で確保しているところでござりますので、法律成立後、しっかりとその取組を図つていただきたいと思いますし、私自身も現場を回りながらどう思つております。

補正予算で、その点は、専門家派遣、また周知のための予算を確保しております。さらには、レジ等を替えなければいけないときのその補助、さらには、電子商取引を行つていてる場合のEDI等のシステム改修への補助も今年度の予備費で確保しているところでござりますので、法律成立後、しっかりとその取組を図つていただきたいと思いますし、私自身も現場を回りながらどう思つたことが必要であるかということを、微修正も必要になつてくる場合があると思いますので、意見を伺つてまいりたいと思います。

時間がなくなつてしまつたので、最後の質問を

先にさせていただきたいと思います。

請求書等に表示をする方法でござりますけれども、三番目の資料のところに、請求書の、区分記載請求書等保存方式の事例が書かれております。この中で軽減税率の対象を明示することといたしまして、この例では米印を付けて、簡易な方法でこれは軽減税率対象ですよということが分かればいいという事例でござりますが、これに限らず、既に請求書等の方式を課税、非課税で税の種類を分けられるようにしてある等、あるいは税率を入れられるようにしてある等、様々な方式があると思ひます。

かりかかるようになつていればいいという趣旨でありますけれども、いかがでしようか。  
○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げま  
す。

基本的にはそういうことでござります。  
ここに軽減税率対象品目である旨を記載すると言つてはいる元々の考え方は、売手と買手の双方が、  
売り買いをいたしました商品について何が軽減税率対象であるかということをしっかりと共通認識を持てるよう<sup>い</sup>ておきますので、典

型的にはここにありますように米印のようなものと云ふことがあります。今先生御指摘ありますように、例えば八%と税率が明記されると云ふことも目的にはかなうものだらうと思つております。いろんな方法もあり得ると思います。

この消費税の制度につきましては、元々小規模事業者の負担があつたところに更に軽減税率制度導入で、負担がなるべく増さないようにという配慮が必要であると思っております。将来的にインボイス制度を導入することになるわけであります。ですが、そのときにB-to-Bの取引を行つてゐる事業者が取引から排除されないようにするために課税事業者に転換していくことが考えられます。」

免税事業者の数でありますか、推計で今五百十三者数というものが四百三十五万ということで、これからBツービの事業を行つてある事業者、例えば農林水産業、また小売というものが考えられると思いますけれども、そのときに、課税事業者になると、急に免税事業者から課税事業者になると事務手続の負荷が高まつてくる、また、消費税を預かり消費税から仕入れ税額控除をした分を納めなければいけないということで、その分所得が少なくなるといった、そういう御指摘、懸念の声もあります。

専門家からは、小規模事業者を守るという視点から、新たに一定規模については申告納税の免除など配慮してほしいといった要望も聞かれ始めているところでございます。これは、しかしながら、透明性、公平性といった観点もございますので、大きく小規模企業等に係る税制の在り方を踏まえてこれから中長期的に検討していくべきことであるというふうに思つております。

小規模事業者をしっかりと事務負担を複雑化させないようにする、また、商売を守っていくと、うために寄り添つていく姿勢が非常に重要であるというふうに思つております。与党の一員としてこれからも現場を歩いてそのお声を伺つていきたいと思いますが、政府にもそうした姿勢を一緒に持つていただきたいと思います。岡田副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣 岡田直樹君　委員御指摘のとおり、軽減税率制度の円滑な導入、運用に向けて、事業者、しかも規模の小さい事業者への配慮が重要であるにも、事業者の準備状況を検証しながら軽減税率制度の円滑な導入及び運用に向けて必要な対応をを行うことといたしております。

そのため、今般の税制改正法案の附則において、政府に、必要な体制を整備すべきこと、また制度の周知徹底、相談への対応を丁寧に行うとともに、事業者の準備状況を検証しながら軽減税率制度の円滑な導入及び運用に向けて必要な対応を

また、インボイス制度を円滑に導入するためには、事業者の実情に応じた対応を行っていくことが重要でございまして、附則において、インボイス制度の導入に係る事業者の準備状況及び委員会が御指摘になりました課税転換あるいは免税事業者の方々の実情といいますか事業者が取引への影響の可能性などを検証をしながら、必要な対応を行つてまいりたいと思います。しっかりと事業者への対応を行つてまいります。

○竹谷とし子君 終わりります。

○白眞勲君 おはようございます。今度、民進党になります白眞勲でございます。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のよう、世界界経済は非常に動いておりまして、日本銀行としても総裁、副総裁以下全ての職員が政策目的に従つて仕事をいたしております。

私自身も、御指摘のように、十分健康には気をつけながら職務に邁進してまいりたいと思っております。

○白眞勲君 今回の日銀のマイナス金利導入から既に約二か月ぐらいがたつております。昨日の麻生大臣の御答弁でも、効果が出るまでは三ヶ月じゃちょっと足りないんではないかのようなお話をされました。

本日 本來 岩田副総裁に来ていただきありがとうございました。  
思つたなんですかとも、療養されているというこ  
とでございまして、心よりお見舞い申し上げます。  
一刻も早い回復をお祈り申し上げます。そういう  
中で、本日はお忙しい中、黒田総裁にも来ていた  
だいたことを感謝申し上げます。  
まず、日本銀行にお伺いいたしますけれども、  
岩田副総裁、今年に入つてからお元気でお仕事を  
されていたんでしょうね。  
○参考人(武田知久君) 本年、昨日までの実績に  
ついて申し上げますと、私ども日本銀行の営業日  
は全部で五十五日間ござります。岩田副総裁につ  
きましては、病氣治療のために入院、療養した日、  
これが六日間でございまして、その残りであります  
す日については全ての営業日について出勤してお  
ります。  
○白眞勲君 非常に激務だなという感じがするん  
ですね。本当に大変な、お体の調子が悪い中お  
仕事をされていたということだと思いますが、それ  
ども、黒田総裁にお聞きしたいんですけど、日銀  
の副総裁、もちろん総裁もお忙しいんですけど  
も、副総裁も激務であると。それにも増して、昨  
今の世界経済の情勢や国民経済のことを考えます  
と、相当なストレスがあるのではないかとも推察  
しております。まず、健康第一、しっかりと御静  
養されてから職務に復帰されることがよろしいか  
と存じますが、その辺り、いかがでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のよう、世界銀行としても、総裁、副総裁以下全ての職員が政策目的に従つて仕事をいたしております。

私自身も、御指摘のように、十分健康には気を付けながら職務に邁進してまいりたいと思っております。

○白眞勲君 今回の日銀のマイナス金利導入から既に約一か月ぐらいがたっております。昨日の麻生大臣の御答弁でも、効果が出るまでは三か月じゃちょっと足りないんではないかのようなお話をされました。

今この時点でのマイナス金利の効果というのはどの程度出ているというふうに総裁はお持ちでいらっしゃいますか。というのは、今朝の新聞でもこの月例経済報告で、景気判断はこのところ弱さも見られるとして、五ヶ月ぶりに引き下げる。そういう中で、個人消費が振るわず、好調だった企業の収益も中国経済の減速や円高株安で減っているという中で、何か好循環が実現しないまま行き詰まりが目立ってきたみたいなことも言われているんですけども、その辺り、総裁としては今はこの段階でマイナス金利の効果をどのように判断されているんですねけれども、その辺り、総裁としては今はこの段階でマイナス金利の効果をどのように判断されるんでしようか、効果あるんでしようか。

○参考人(黒田東彦君) まず、このマイナス金利付き量的・質的金融緩和というのは、従来の量的・質的金融緩和の基本的な枠組みを維持しつつ、それを一段と強化するものでございます。

量的・質的金融緩和といふものは、二%の物価安定の目標の早期実現に向けた強いコミットメントによって予想物価上昇率を引き上げるとともに、大規模な国債買入れを行うことによって金利を全般に強い下押し圧力を加えることで実質金利を引き下げることを中心とする波及経路として想定しております。実質金利が低下すれば、企業向けの貸し出しあるいは住宅ローンの金利の低下などを通じて、設備投資、住宅投資など経済活動が刺激され、国民所得が増加するということになるわけだと思います。

このマイナス金利付き量的・質的金融緩和は、日本銀行当座預金の一部にマイナス金利を適用することで短期金利を一段と引き下げ、大規模な長期国債買入れを継続することと併せて、金利全般により強い下押し圧力を加えていくことを主たる経路としております。

この政策の導入以降、短期、長期の国債利回りは大幅に低下しております。これを受けて、貸出しの基準となる金利や住宅ローンの金利ははつきとり低下しております。このように金利面では政策効果が既に現れておりまして、今後、その効果は実体経済や物価面に着実に波及していくものというふうに考えております。もちろん一定のタイミングがあるということは御指摘のとおりでございますけれども、必ず実体経済に波及していくというふうに考えております。

○白眞勲君 この政策決定会合、今度は四月に行われるなんだと思いますが、先ほど、岩田さんは四月にはその政策決定会合にお出になられるんだということなんですが、私は余り無理する必要なことないのかなと思うんですね。大変なのは大変なんですけれども、そつやつて御無理されることは余り私は、健康第一だということだと思いますので。

そういう場合に、票数は八票になるわけですね、もしも一人いらっしゃらなければ、四対四になっちゃう。そういった場合はこれどうなるんでしょうかね、その辺、ちょっとお知らせいただきたい、お聞かせいただきたいと思うんですけども。

○参考人(黒田東彦君) まず、岩田副総裁のことに関しては、四月中旬まで自宅療養されるとは聞いておりますけれども、四月の末の金融政策決定会合には御出席されるというふう伺っております。

いずれにせよ、仮定の話でございますけれども、仮に政策決定会合に出席されなくて、八人の委員で議論がなされるということになつた場合でございますが、一月の二十九日の政策決定会合の最終

日にマイナス金利付き量的・質的金融緩和を導入いたしましたが、その際は五対四ということでありましたけれども、前回の金融政策決定会合では、一月の政策決定会合でマイナス金利に反対された方も何人かはマイナス金利付き量的・質的金融緩和を継続することに賛成されておられますので、御指摘のよう、議論しないとどういうふうになりますか分かりませんけれども、その継続の上で言えば、現在のマイナス金利というものに反対される方がより多くなるということは可能性は少ないと思いますが、これはあくまでも仮定の話でございまして、そもそも私は岩田副総裁は御出席されるというふうに思つております。

○白眞勲君 いや、黒田総裁、四月も何かそのまま、今の話というのは、要是四対四にならないよ、きつとこのまま続くんだと。でも、それつてちよつと言い過ぎなような私は気がするんですね、やっぱりそれだったら政策決定会合やらなくていわけだから。

だから、私が言つているのは、制度的に四対四になつちゃつた場合どうするんですかということを私はお聞きしているわけなんですかね。

○参考人(黒田東彦君) 可否同数の場合は議長が決定するということになつております。

○白眞勲君 それだけ答えてくれりやよかつたんですね。何かその前に、余り何かあれじゃないですか、マスクミの皆さんびっくりするような話をされているような感じがするんでちよつと気を付けてた方がいい、なんて私が言つこともないんですか。

何かそういうふうに思うんですけど、名前変えた方もありますか。

○参考人(黒田東彦君) 御意見の趣旨はよく分かりますけれども、やはり歐州におきましても不ガティブ・インタレスト・レートという言い方をしております。それから、最近アメリカでもこの議論が行われておりますけれども、やはり不ガティブ・インタレスト・レートと言っておりまして、

ついでプラスなんと言つたことないわけだから、何かこう、マイナス思考とか、日本経済はマイナスなんだみたいな漠然とした不安心理を何か与えてしまつて、そういうふうにも思えるんですけれども。

○白眞勲君 確かに人によつて違うんです。だから、これも何かうまくないなというふうに思つて、そもそもこのマイナス金利というのは銀行が日銀に預けるときにもらう手数料のようないまして、そもそもこのマイナス金利というのはしゃつてあるのならば、一般的の預金者から金利を取つていて預かるわけじやありませんよね。このマイナス、要するに、一般の預金者から金利を預かっているわけじやないわけですから、だつたら、マイナス金利なんと言わないので別に銀行一般銀行向け口座預かり手数料とか、それを葉にした方がよかつたんじゃないか、例えば日本銀行にした方がよかつたんじゃないか、例えば日本銀行一般銀行向け口座預かり手数料とか、それを何か訳して英語にして何とかかんとかとやればよかつたんじやないのかなと。

何かそういうふうに思うんですけど、名前変えた方もありますか。

○参考人(黒田東彦君) 御意見の趣旨はよく分かりますけれども、やはり歐州におきましても不ガティブ・インタレスト・レートという言い方をしております。それから、最近アメリカでもこの議論が行われておりますけれども、やはり不ガティブ・インタレスト・レートと言つております。

そういう中で、今回、私は思うんですね。確かに今、岩田副総裁は金利が下がり始め、それがこれから波及効果が出てくるということもお話しはされましたけれども、今回の日銀のマイナス金利導入の発表というものが、急速な株式と為替の乱高下が起きたわけで、私も今地方をずっと回つて感じるのは、一般の国民の皆さんにはこのマイナス金利政策をしたところで、混乱だけ招くだけではなくてのことです。

このことについて、國民各層にいろいろな御意見があるということはよく承知しております。今後ともこの趣旨あるいはこの効果について十分に説明し、理解を得るよう努力してまいりたいと思つております。

○白眞勲君 いや、確かに、欧州がそうだから、欧洲はネガティブだから、彼らはマイナスだなんと言つても必要は私ではないと思うんですね。やはり、うまくその辺りは、そういうところから工夫をするというのは、これは安倍政権は非常にうまいんですよ。ですから、私はそういう部分ではいいんじゃないかなというふうに思つてますけれども。

○白眞勲君 いや、確かに、欧州がそうだから、欧洲はネガティブだから、彼らはマイナスだなんと言つても必要は私ではないと思うんですね。やはり、うまくその辺りは、そういうところから工夫をするというのは、これは安倍政権は非常にうまいんですよ。ですから、私はそういう部分ではいいんじゃないかなというふうに思つてますけれども。

○白眞勲君 いや、確かに、欧州がそうだから、欧洲はネガティブだから、彼らはマイナスだなんと言つても必要は私ではないと思うんですね。やはり、うまくその辺りは、そういうところから工夫をするというのは、これは安倍政権は非常にうまいんですよ。ですから、私はそういう部分ではいいんじゃないかなというふうに思つてますけれども。

○白眞勲君 いや、確かに、欧州がそうだから、欧洲はネガティブだから、彼らはマイナスだなんと言つても必要は私ではないと思うんですね。やはり、うまくその辺りは、そういうところから工夫をするというのは、これは安倍政権は非常にうまいんですよ。ですから、私はそういう部分ではいいんじゃないかなというふうに思つてますけれども。

○白眞勲君 いや、確かに、欧州がそうだから、欧洲はネガティブだから、彼らはマイナスだなんと言つても必要は私ではないと思うんですね。やはり、うまくその辺りは、そういうところから工夫をするというのは、これは安倍政権は非常にうまいんですよ。ですから、私はそういう部分ではいいんじゃないかなというふうに思つてますけれども。

ないかという話もある。この辺、限界があるんじや

て、国民各層にとつて幅広くプラスの影響をもたらす

たの、インク代がもつたいたいよみたいな。最近、

に私は要素としてあるんだと思うんです。

10

ないんでしょうか。黒田総裁、どうでしょうか。  
○参考人(黒田東彦君) 金融政策だけで現在の日本経済あるいは世界経済が直面している課題が解決されるということはないということはそのごとおりだと思います。

○白眞勲君 「でも、黒田総裁、今さっきは金利政策だけじゃないんですよと御自身が認めているのに、今度は、いや、金利政策やつてうまくいくっていはるはずなんですということを言うのは、何となく

「お」が取れていませんでしたけれども、だから、そういういた面で、これは麻生大臣にちょっととお聞きしたいんですけども、金利政策はもろんこれは日銀がやることだと思うけれども、こういう超低金利というのは麻生大臣として

この)で金融厅にお聞きいたします。  
今まで下げていても一向に良くならないなら、  
いつそのこと銀行の預本金利や貸出金利だけを上  
げてみると、これは物理的には可能な  
のかどうか。例えば、銀行の金利が3%になった

二月にございました上海でのG20の会合でも、G20諸国は全ての政策手段、金融政策、財政政策、構造政策を活用して、経済の回復をより確実にすべきであるというふうに言われております。○白真勲君 総裁、超低金利政策ですよね、現三。

く私はその辺がよく分からぬといふか。  
ここでちよつと韓国の例を挙げますと、まあ私がこれ総裁に言わなくたつてもう当然お分かりの話ですけど、ここにいらつしやる委員の皆様にも聞いていただきたいんですけど、例の九七年頃、  
（略）各務じ幾つぞ、書類の会見によつてこし

どうなんだろうか、逆に利子を高齢者がやつぱりもらつて、このわくわく感を持たせた方がいいような気もするんですけれども、その辺りは大臣としてははどのようにお考えでしようか。

ら、退職金で一千万円預けている人だと年間三十万円、これ孫にでも何か買ってあげようかなという気持になるわけで、これ消費の拡大になると思ふんですけれども、その辺り、金融庁としてはいかがでしょうか。

在まあこれマイナスはどうであれともかく併金利。これ約二十年以上続いているわけですよね。これ一体どれぐらいこのような金利政策をしたらいいのかなど考えると、私、じゃ、二十年以上とすることは、おぎやあと生まれた赤ちゃんが成人式を迎える。

IMF経済危機の際、韓国の金利といふのはそれまで一二%ぐらいだったんですけど、それが一気に二〇%まで上がつちゃったわけですね。でも、もう駄目みたいな状況の中、結局、韓国はこの通貨危機を見事に克服した、これ歴史的な事実です。このとき、金利が思わず副次的な効果を生んだ

を引き上げる。引き下げるとは逆に引き上げると、いう話なんんですけど、基本的には、金利の引下げを含みます金融緩和ということを行なうべきという話は、これは一般的な経済理論として広く行き渡っているのはもう御存じのとおりです。仮に金利を引き上げたとしますよ。そうすると、今口一

(国務大臣・麻生太良君) 当たり前の話ですけれども、それは銀行はまず倒産することは覚悟しておかなければいけぬでしょうね。だつて、もうからないから。(発言する者あり) 貸出金利、いやいや、貸出金利は上がるんでしよう。支払金利も上がるわけでしょう。(発言する者あり) だつて、借

ここまでして駄目なら、私はこの金融に対しても全く素人で、逆にだから妙な、おまえ妙な発想だと思いますが、一度この金利政策を改めた方がいいんじゃないのかな、下げて駄目なら上げてみなみたいな、そういうことも一回考えてもいいんじゃないかなと思うんですけど、それでも、総裁はどう思われますか、その辺りは。

とも言われているわけなんですね。つまり、どういうことかというと、預金している人の利子が上がりつちやつているわけですから、つまり銀行をりストラ退職されちゃつた人が二千万ウォン、ウオンですけれども、二千万ウォンを受け取つたとして、一年間預けていたら金利だけで四百万ウォン付いちやうと。つまり年収ベースになつちやつた。つまり、こういふことで一千尋ねて、うつぶよ、

ンの話とか受取利息の話とか、また支払利息も増えますからね。受取利息というだけじゃなくて支払金利も上がりますから、当然のこととして家計と金融機関の損益のみに限らず雇用とか所得とかそういうつた一般のものに全て響いてきますので、マクロ経済を通じた経路つて、いろんな経路がないろ考えられるんであつて、さらに、金利の引上げにつづいて、見合ひの当費よりの手長の当費、

りてくれなきや意味ないじゃない。いや、こういういいかげんな、座つたまま答弁したり質問しちやいかぬというルールになつていてるんだと、参議院はそういう上品なところだと聞いていたんで、すけど最近はルールが変わったのかなと思つて、今まで伺つていましたけれども。

して、景気や物価を好転させるために金利を引き下げ経済活動を刺激するという考え方には、これは世界的に広く受け入れられているものであるといふうに考えております。

これは比較的消費に伸び付いてしまう。それが遅くに国内の消費を押し上げ、結果的に経済が急速に回復したのではというふうに言う人もいた。まあもちろんそれだけじゃないですよ。

今は貯蓄して金を使わないでためておけば置いておけるというんじやますます消費が減りますから、当たり前のことなんであって、したがつて、消費を後退させるという点に関してはどう考える

論として言えば、当たり前の話ですが、預金金利とか貸出金利の設定というのは、これは、個別の金融機関というもののこれは経営判断というのが全てなんであって、それを幾らにしろと強制する

実際、二〇一三年四月に導入した量的・質的金融緩和の下で実質金利は低下し、経済物価情勢は大きく改善てきております。すなわち、企業収益は過去最高水準で推移しておりますし、また労働市場でも、失業率が3%台前半まで低下するなど完全雇用と言えるような状態になつております。雇用・所得環境は着実に改善しております。

このマイナス金利付き量的・質的金融緩和は、このような景気の改善の効果を發揮してきた量的・質的金融緩和を更に強化するものであります。

片や日本の場合、今どうですか皆さん、利子がまたまた下がって、百万円一年間預けても十円、これ白けちゃうんですよ。預けに行く方が、預けに行くとお金使つて預けに行くような感じなんですよ。週末に預金を下ろしたらそれで利子の何倍でも手数料を取られちゃう、もうあはらしくて、わくわく感が全くなき。恐らくこの委員の皆様もそうだと思いますけど、預金通帳を見て一円とか書いてあって一体何だこれと思ったら、お利息と書いてある。俺ね、「お」なんか付けるなよと思つ

かというのが最大の問題だと思いますけれども。  
○白眞勲君 以前、財務大臣だったか大蔵大臣  
が、景気は氣からといふうに言つた方がいらっしゃ  
しゃいました。つまり、やつぱり気持ちの、一般  
大衆の、特に高齢者の、預金を持っている人たち  
の気持ちをやつぱり高ぶらせることと、というのは非  
常に私は重要だと思うんですね。ですから、もちろん  
今の大臣の話というのはもちろんそのとおり  
だと私も素人ながら分かるわけですけれども、そ  
れだけではないんだどうかというふう

とで大臣の御認識を聞いただけなんですかけれども。

もちろん、銀行が潰れちゃうよといえばそうかもしませんけれども、いわゆる銀行だつて、貸出しと借りている方の金利の差で、元々銀行といふのはそういうものだと私は思いますから、そういう中でのやっぱり利ざやというものをどういうふうに稼ぐかというのをまた工夫してもらうといふことは必要なんではないんだろうかと思うんですね。

る、そのとおりでしよう。ですから、私、ちょっと御提案申し上げたのは、この前、十八日の日に参議院の予算委員会でやりました、いわゆる韓国でやっている親孝行制度というのがあるんで、これをやってみたらどうなんだというのはそこに結び付くわけでして、これだつたら別にお金何も掛からないわけでござります。

というのは何かというと、じいちゃん、ばあちゃん、孫が旅行に行くときには学校を休み扱いにしないという制度です。これはどういうことかといふと、孫がじいちゃん、ばあちゃんのところに会

いに行くんだつたら学校はもう休み扱いにしないから行つておいでという制度です。これは、やっぱり士日というの子供たちというのは非常に忙しい。これ、韓国では非常に評判がいいんですね。やつぱり、じいちゃん、ばあちゃんと会うということが、非常に親子のつながり、じいちゃん、ばあちゃん、そういう三世代のそのつながりにもつながっていくんではないんだろうかというふうにも思つんですね。

麻生大臣御存じのように、身体髪膚という言葉、御存じかと思います。要は、人間の体、人体のこと、全身と体は、髪の毛、皮膚、こういった体全体、これは父母から受けた大切なものの意味が込められている。身体髪膚これを父母に受く、あって毀傷せざるは孝の始めなり。そういう言葉があるわけで、やはり東洋の思想というのはこの辺りを原点にしているのではないんだろうかという

ふうに思うんですね。  
麻生大臣もそのときに大磯のおじいちゃんの話  
も予算委員会でしてくれたわけですけれども、私は  
はそういう面でこういったやり方というのも非常  
にいいと思うんですけども、麻生大臣、どうで  
しょうか。もう内容は聞いていらっしゃると思い  
ますので、答えられるかと思いますが。  
○國務大臣(麻生太郎君) 前回あれはどこの委  
員会だから忘れましたけれども、御質問があつてお  
られましたので、孫がじいさんの元を訪れるとい  
ふことで、祖父母から孫への贈物という話は、子  
供、孫への支出というのは、大体、高齢者の支出  
の三三・七%になっていますから、そういうった意  
味では、祖父母から孫への贈物が起きたり、孫が  
祖父母の元へ移動するためにはかかる経費、いわゆ  
る旅費とかそういうものの消費というものは一定  
の経済を生じる可能性というはあることはこれ  
は確かなんだと思いますが。  
親孝行という価値は、これは日本においてもう  
極めて尊るべき価値で、最近えらく軽んじられる

傾向がある。ような気がしないでもありませんけれども、尊ぶべき理念であると、私はそう思つて育つてきましたので、様々な要素を、いろんなことを考えてみたものの案は、手段や効果についていろんなことが考へるべきものと思いますけれども、当然のこととして、親孝行というのを全く否定するつ

「 仮に生徒が学校を休んで祖父母の元に行つた場合、出席扱いにする、大体そんな御趣旨だったとにかく記憶するんですけれども、そういったことについて、これは文部省に聞かれて、たしか馳が答えたところはあります。」

んだと記憶しますけれども、予算委員会でしたからね、文科大臣から答弁があつたんだと思いますけれども、個々の生徒は、それは学校休みだというのもで喜ぶ人もいるし、金が手に入る、小遣いが手に入ると喜ぶ孫もおるかもしらぬしという気はしますけれども、これはじいさんやばあさんのい

ない子どうするとの公平性とか、これはなかなか結構難しいと思っておりますので、先ほどの身体

髪膚の話じゃありませんけれども、これを父母に受くことも間違ひありませんし、何というの、あって毀傷せざるは孝の始めなりでしたつて、最後の終わりは何とかとちやんと最後まで文章があつたと思いますけれども、そういうたような話といふのは基本的に価値観としてすごく大事なところだと思いますけれども、このやり方としてこれが今の時代に適切かと言われば、ちょっととなかなか文部省としてはとてものめるところじゃないんじやないかなとう感想がします。

○白眞勲君 ありがとうございます。そのとおりなんです。文科省としては、当然えつ、学校休むんですかという話になつちやうわけですよ。それと、今おっしゃつたように、じゃ、おじいちゃん、おばあちゃんのいない家庭はどうするんだ、そういうつた公平性の問題、それは当然出てくるでしょう。

そういうものを一度きつと効果とか何かとか検証する必要性は私はあると思うんです。最初から、はなから学校休むなんてということではなくて、学校を休む、二、三日休んだところで、私も二、三日休んでもそんなにまあ元々そんな成績も良くなかったせいかもしれないけれども、余り影響はなかつたような気がするんですね、私は、授業に。ですから、私はそれよりも逆に二、三日休むことによる教育的な効果も検証する必要性があるんじゃないんだろうかというふうに思つております。

ただ、この辺りになると、ずっとこれ、延々とこの財政金融委員会でこういう話が続いているといふのはどうも、ここでインターネット放送を見ている人は違和感を感じる方もいらっしゃいますかも知れないんで、この辺りでちょっと先に進めさせていただきますが。

私は、ちよつとここでもう一回大臣にお聞きしたいんですけども、金利を下げるというのは結

局通貨安になつていく、金利を下げるというのは通貨安になるわけですね。ですから、これは輸出企業、とりわけ大企業においては輸出が上向くので収益性は良くなる。しかし、その下請企業といふのは、これは原材料を海外から仕入れたりする場合も多いので収益性は悪くなる。つまり、簡単に言えば、大企業はもうかるけれども、日本の九九・七%を占める中小零細企業は大企業からの注文は多くなるかもしれない、しかし、忙しい割にはもうからない。結局、中小零細企業で働いている社員は忙しい割には給料は上がらない。ただ、将来、もう忙しいか分からぬから、中小企業の経営者は非正規や派遣、アルバイトみたいな人を、非正規ですね、つまり派遣やアルバイトみたいな人を雇わざるを得なくなる、こういった現象が起きているんじゃないんだろうかと私は思えるんですよ。であるならば、正社員は増えません。実はこれは、韓国が通貨を安くしたときに起きていた現象です。結局、貧富の差がどんどん生まれるのではないんだろうか。

つまり、通貨が、これはもう一度申し上げますと、通貨が安くなるということは、結果的に貧富の差が大きくなることにつながらないのかといふうに思えなくはないんですけれども、大臣の御認識はいかがでしょうか。

これは、円安の方向に動けば輸出企業とか海外展開している事業者というものは、これはプラスの影響があると言われておるのは当たり前の話なのでありますて、一ドルが二百四十円から百二十円に変わつて円高不況になると書いたあほな新聞も

いっぱいありましたのは御記憶ありますでしょ  
う、一九八五年のことです。自國の通貨が高くなつ  
てどこが損するんだと、ちょっと物を知つた人は  
みんなそう思つたんですが、あのときは円高不況  
という言葉がえらく新聞をにぎわせたんですよ。  
結果的にはどうなつたかといつたら、えらい勢い  
でのときはバブルになつたんだ。だから全然  
違つていたという話ですよ、あのときの話も。だ



○委員長(大家敏志君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(大家敏志君) 速記を起としてください。

○参考人(黒田東彦君) 先ほどお答えした昨年の九月末の数字は簿価でありまして、雨宮理事が答えた七・八兆円というものはその当時の時価でござります。

○白眞勲君 いや、ちょっと驚いて、これちゃん

とお答えいただかないと非常に重要な部分だと私は思つておるんで、これは後で理事会でしっかりとちょっとこれ取り上げていただきたいと思うんです。

○委員長(大家敏志君) 後刻理事会で協議いたし

ます。

○白眞勲君 まあどうであれ、私、これ、ETF

の、九月末でさえ五四%というお答えだったんですけれども、ということは、ちょっとと一回これ聞きたいんですけども、今、簿価と時価という話

がありましたよね。ということは、当時のお金が実際に投資したけれども結局今は目減りをしたということでおろしゅうござりますか。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたよう

に、昨年九月の段階の簿価が六兆円強であって、時価が七兆八千億円というところでございます。

ですから、先ほどお答えした二月の数字は簿価でござります。

○白眞勲君 もう一回、じゃ確認ですけれども、要は簿価が一・五兆円増えたということによろ

しくうござりますね。

○参考人(黒田東彦君) そうです。一年間に三兆

円程度ETFを買入れるということでおざいます

ので、半年間でそのぐらい増えているということ

でござります。

○白眞勲君 いや、ちょっと驚いて、これちゃん

とお答えいただかないと非常に重要な部分だと私は思つておるんで、これは後で理事会でしっかりとちょっとこれ取り上げていただきたいと思うんです。

○委員長(大家敏志君) 後刻理事会で協議いたし

ます。

○白眞勲君 つままり、公表は三月末だけど今は分

かつていてることでよろしいんですね。

○参考人(黒田東彦君) 企業の場合と同じで決算

経理でございますので、決算のときでないと分か

りません。

○白眞勲君 いや、私これ本当に、この前、尾立

議員からこの話を聞いたとき、へえと思ったわけ

ですね。というのは、日銀というのはお札刷つて

いる会社ですよね。そのお札を刷っている会社が

自分でお札、刷ったお金で株買っていると。何か

やっているといふことをこの前の御答弁でもあ

りました。これ、何でやるんですか。

○参考人(黒田東彦君) これは繰り返し申し上げ

ておりますけれども、二%の物価安定目標の早期

実現ということのために、量的にも質的にもこれ

までとは次元の異なる金融緩和を行つております。

○白眞勲君 量だけでなく質も重視しております

ので、半年間でそのぐらい増えているということ

でござります。

○白眞勲君 時価としてはどのぐらい、今上がつ

ているんですか、下がつてあるんですか、どうな

んでしようか。一・五兆円、つまり七・五兆円、六兆円から七・五兆円に増えたけれども、言わば

お金を入れたわけですよね。でも、実際問題の時

価は幾らになつてゐるんですか。

○参考人(黒田東彦君) 時価は、九月末と三月末

しか出しておりませんので、まだ分かりません。

先ほど申し上げた数字は二月の簿価でございま

す。三月はまだ買入れ途中でござります。

○白眞勲君 ちょっとよく分からんんですけど

いふのはすぐ分かるんですよ。別にそんな、何と

いうんですか、何で三月にならないと分からな

いんでしょうか。その辺はどうなんですか。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたとお

り、保有資産、これはETFも含めてですが、そ

の時価というのは九月末と三月末に公表する形に

なつております。

○白眞勲君 つままり、公表は三月末だけど今は分

かつていてることでよろしいんですね。

○参考人(黒田東彦君) 企業の場合と同じで決算

でございますので、そのリスクの勘案の仕方によつて、利

回りというか収益率というか、そういうものが高

めに出るということは当然なんですか?

○白眞勲君 いや、私の本当に、この前、尾立

議員からこの話を聞いたとき、へえと思ったわけ

ですね。というのは、日銀というのはお札刷つて

いる会社ですよね。そのお札を刷つてある会社が

自分でお札、刷つたお金で株買つていて、何か

やや不透明感が高いとか、そういうときはブ

レミアムが大幅になつてしまふと、それが大幅に

なり過ぎますと好ましくないということで、十分

な投資が行われなくなるということでおざいま

す。

○白眞勲君 つまり、簡単に言えば買い支えます

ことによって投資が促進されるということを狙つた

ものでござります。

○白眞勲君 つまり、簡単に言えば買い支えます

ことによって投資が促進されるということを狙つた

ものでござります。

○白眞勲君 つまり、簡単に言えば買い支えます

ことによって投資が促進されるということを狙つた

ものでござります。

○白眞勲君 つまり、簡単に言えば買い支えます

ことによって投資が促進されるということを狙つた

ものでござります。

○白眞勲君 いや、何でやるんですか。

○参考人(黒田東彦君) これは繰り返し申し上げ

ておりますけれども、二%の物価安定目標の早期

実現ということのために、量的にも質的にもこれ

までとは次元の異なる金融緩和を行つております。

○白眞勲君 量だけでなく質も重視しております

ので、半年間でそのぐらい増えているということ

でござります。

○白眞勲君 時価としてはどのぐらい、今上がつ

ているんですか、下がつてあるんですか、どうな

んでしようか。一・五兆円、つまり七・五兆円、六兆円から七・五兆円に増えたけれども、言わば

お金を入れたわけですね。でも、実際問題の時

んはよく御存じで、ほう、なるほどねと今までの御答弁で分かったのかもしれない、私さっぱり分

からないんですよ。

この資産価格のプレミアムって何ですか。私は

も分かるようになって御説明いただきたいと思

うんですけれども。

○参考人(黒田東彦君) 資産価格はいろんな形で

決まってまいりますけれども、一定の、株式にし

てもいろんなものにしても、リスクというものが

ありますので、そのリスクの勘案の仕方によつて、利

率が大きく変わることがあります。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたとお

り、保有資産、これはETFも含めてですが、そ

の時価というのは九月末と三月末に公表する形に

なつております。

○白眞勲君 つままり、公表は三月末だけど今は分

かつていてることでよろしいんですね。

○参考人(黒田東彦君) 企業の場合と同じで決算

でございますので、そのリスクに入れていく

ことによって投資が行なわれるということを私は申

し上げているわけなんですね。

○白眞勲君 いや、ですから、このリスク資産を

買入れるということ自体が、国民のいわゆるお

金といふんでしょうが、それをリスクに入れてい

るということにならないのかということを私は申

し上げているわけなんですね。

○白眞勲君 これもう一回、これからちょっとまた深くや

たいなと思っているので、また御指導お願い申

し上げたいと思いますが、

ここで、GPIFについて、今日は厚生労働の

副大臣の方もいらっしゃっていますので、これ、

大株に入れてますよね。大丈夫ですか、これ

上げたいと思いますが、

○副大臣(竹内謙君) 整理して申し上げたいと思

いますが、GPIFのまず運用状況につきまして

は、三月一日に公表された平成二十七年度第三、

四半期では、運用資産額は約百三十九・八兆円で

ございます。運用収益はプラス四・七兆円でござ

ります。個別の資産構成割合は、国内債券が約三

七・八%，国内株式は約三・四%，外國債券が

一三・五%，外國株式は二二・八%，その他短期

資産が約二・六%でございます。

年金積立金の運用は長期的な観点から評価すべ

きものと考えております。自主運用を開始した平

成十三年度から平成二十七年度第三、四半期まで

の収益額の累積は、平成二十七年度第一、四半期

うことじゃないんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたよう

に、資産価格のプレミアムに働きかけるという意

味であります。そういった観点から、ETFと

かJ—REITとか、いわゆるリスク資産という

ものも買入れております。それから、かつてC

Pや社債も買入れておりまして、現在は新たに

日本銀行の保有残高を増やしておりませんけれど

も、従来の保有残高を維持するように、CPや社

債についても、償還期が来た場合には、償還され

た額だけ新たにCPや社債を取得して残高を維持

しております。そういった形で、様々な形でリス

ク資産の買入を行つて資産価格のプレミアムに

働きかけるということをしておるわけでございま

す。





を大幅に変えまして、日銀から先に質問します。終わりましたら、委員長のお許しをいただいて退席されて結構です。

それで、マイナス金利政策に関して最初に質問したいんですが、ちょうど今日の日経等の朝刊を読みましたところ、日銀のエコノミストとしては非常に権威若しくは実績があります翁邦雄元日本銀行金融研究所所長、今は京都大学の教授をされておりますが、コメントをされています。実は量的金融緩和に関しては限界である、そしてマイナス金利政策に関しては説明不十分と、まさに私が思っていることをそのまま言つてもらいました。最近でしたら、さらには岩田一政元日銀副総裁に関しても、量的金融緩和の限界が言われています。

そこで、総裁に質問したいのは、ちょっとこれまで、いわゆる日銀の出身のエコノミストを含めて、身内ですら、ちょっと黒田さんは行き過ぎじゃないの、若しくは何か変だねというふうに言つてきましたような気がします。ですから、マイナス金利政策に関してはまずしっかりと説明をすべきだと思いますが、説明が不十分だと、こういう見解に對して何か御所見はありますか。

○参考人(黒田東彦君) マイナス金利というのは我が国で初めてのことです。国民各層にいろいろな御意見があるということはよく承知しております。

その上で、マイナス金利付き量的・質的金融緩和を導入いたしましたのは一月末の金融政策決定会合でございまして、具体的に金融機関の日本銀行への準備預金の一部にマイナス〇・一%というものを付けたのは二月十六日からでございます。その過程の中で金融機関の方々とも様々な対話をいたしまして、スムーズに、できるだけスムーズにこれを運んでいたくように理解を求めてきているところであります。

(理事愛知治郎君退席、委員長着席)

ただ、まだ一部の金融機関でこのマイナス金利に対する対応が十分できていないところがあること

とも事実でございますので、今後とも金融機関とは十分な対話ををしていただきたいと思っておりますし、委員御指摘のように、国民各層に對する説明、

つき続き十分にやつてまいりたいというふうに思つております。

○大久保勉君 この翁教授のコメントには、マイナス金利といいますのは為替にしか影響がないと、つまり為替を円安にすることしか影響がないといったことをおつしやつていますが、そのこと

に對する反論ということは差し控えさせていただきますけれども、御案内のとおり、歐州で四つの中央銀行がマイナス金利を導入しております、最近もう一つ、五つ目の中央銀行もマイナス金利を導入したようですけれども。

○参考人(黒田東彦君) 個々のエコノミストの方に對する反論ということは差し控えさせていただきますけれども、御案内のとおり、歐州で四つの中央銀行がマイナス金利を導入しております、最近もう一つ、五つ目の中央銀行もマイナス金利を導入したようですけれども。

○参考人(黒田東彦君) いすれにいたしましても、ECB、つまりユーロ圏全体を対象にしておりますECB以外は全て

いわゆるスマート・オープン・エコノミー、輸出入のGDPに対する割合が極めて高いところでありまして、為替の安定といつもののが即物価の安定、物価の安定のために為替の安定が必要だといふことは全くございません。

○参考人(黒田東彦君) いすれにいたしましても、ECB、つまりユーロ圏全体を対象にしておりますECB以外は全ていわゆるスマート・オープン・エコノミー、輸出

いわゆるスモール・オーブン・エコノミー、輸入のGDPに対する割合が極めて高いところでありまして、為替の安定といつもののが即物価の安定、物価の安定のために為替の安定が必要だといふことは全くございません。

○参考人(黒田東彦君) いすれにいたしましても、ECB、つまりユーロ圏全体を対象にしておりますECB以外は全ていわゆるスマート・オープン・エコノミー、輸出

いわゆるスモール・オーブン・エコノミー、輸入のGDPに対する割合が極めて高いところでありまして、為替の安定といつもののが即物価の安定、物価の安定のために為替の安定が必要だといふことは全くございません。

○参考人(黒田東彦君) いすれにいたしましても、ECB、つまりユーロ圏全体を対象にしておりますECB以外は全ていわゆるスマート・オープン・エコノミー、輸出

いわゆるスモール・オーブン・エコノミー、輸入のGDPに対する割合が極めて高いところでありまして、為替の安定といつもののが即物価の安定、物価の安定のために為替の安定が必要だといふことは全くございません。

○参考人(黒田東彦君) いすれにいたしましても、ECB、つまりユーロ圏全体を対象にしておりますECB以外は全ていわゆるスマート・オープン・エコノミー、輸出

マイナス金利の導入、それを三回にわたって引き下げたときに必ずしもユーロが安くなつていると、いうことではありません。

したがいまして、マイナス金利は即為替安のため、あるいはそれがそういうものとして機能しているということは、歐州の小さなスマート・オーブン・エコノミーにとつてはある程度当たつていると思いますけれども、ECBについては全く当たつておりませんし、F R B や日銀のようなかなり大きな経済に対しても中央銀行として金融政策を行つておらず、その為替安を狙つて、行つておらず、その為替安を狙つて、あるいはそれが最大の目標ということは全くございません。

○参考人(黒田東彦君) いすれにいたしましても、ECB、つまりユーロ圏全体を対象にしておりますECB以外は全ていわゆるスマート・オープン・エコノミー、輸出

いわゆるスモール・オーブン・エコノミー、輸入のGDPに対する割合が極めて高いところでありまして、為替の安定といつもののが即物価の安定、物価の安定のために為替の安定が必要だといふことは全くございません。

○参考人(黒田東彦君) いすれにいたしましても、ECB、つまりユーロ圏全体を対象にしておりますECB以外は全ていわゆるスマート・オープン・エコノミー、輸出

金、含み益、それぞれ教えてください。これを合計した金額として、広義の自己資本はどのくらいか。

○参考人(黒田東彦君) 平成二十七年度上半期末の決算では、資本勘定は三・一兆円、引当金勘定は四・〇兆円、保有有価証券の含み益は八・三兆円ということです。それらを合計した広義の自己資本相当額は十五・五兆円となります。

○参考人(黒田東彦君) 平成二十七年九月末時点の保有国債について御指摘のような機械的な計算を行いますと、長期金利が約〇・八%上昇した場合、同時点における広義の自己資本相当額の時価が減少するという計算になります。

もつとも、御案内のとおり、日本銀行は国債の評価方法について、償却原価法を採用しておりますので、長期金利が上昇したとしても、決算上の期間損益において評価損失が計上されることはないかもしれません。

○参考人(黒田東彦君) ここまででは想定の範囲なんですが、つまり、金利が〇・八%以上上がった場合に大額な含み損が出ると、ただし会計上は損失が実現しないと。

○参考人(黒田東彦君) 済みません、質問通告していないんですが、遠藤局長のお顔が見えましたから、もし金融機関で金利が二%程度上がりまして、二十七・七兆円の損失が計上、自己資本は十五・五兆と。ですから、残り十一兆程度含み損があると、こういった民間銀行があつた場合に、検査上どうします。

○参考人(遠藤俊英君) 突然の御質問でござりますので。

我々検査監督は、予防的に、財務の状況が悪くならないよう常にリアルタイムで金融機関の状況を観察しながら、彼らとの対話を通じてリスク管理ということのをしっかりとさせていくということでございますので、今のような、こういった事態が生じた場合に検査監督はどうなるかという、ちょっと仮定の御質問にはお答えかねます。

○大久保勉君 いや、まさに予想的回答ですが、予防的にいろんなチェックをしていくと。ですから、私ども日銀の政策を議論をする場合に、出口が肝腎であると。藤巻委員もよく言われていますが、出口のことを想定しないと、今の政策がどうなるかというのはできないと。じゃ、どこでその議論をするかと。まさに国会です。ところが、国会で出口の議論に關しては一切言われないというのは非常に心配です。

僅か〇・八%の金利上昇で、事実上、広義の自己資本はゼロと。もちろん日銀は倒産はしません。これは国の信用力がありますから。しかし、様々な問題点が発生します。仮に金利が一%上がった場合に、少しずつ損失が実現していきますから、国庫納付金が減るんじゃないかなと。この質問は、実はこの委員会で小池委員が議論し、そして麻生さんに対しても質問しています。ですから、こういったことをしつかり積み上げておかないと、本当の意味で日銀がおかしくなって、日本の経済がおかしくなると、こういった問題がありますから、是非そこに関しては誠実に答弁してもらいたいし、数字を開示してほしいと思います。

ただし、今、景気を良くするために、マイナスの金利というのも一つのやり方ですが、そこには大きなリスクが伴っていると。そこに対して、これまで三年間、最初の方はアベノミクス、特に黒田バズーカに対して賛成の人が多くたんだですが、だんだん日銀の関係者たちもちょっと危ないねと、こういった意見が、翁教授であったり岩田一政元副総裁が出てきていると。ここに對して予算委員会でも同じような質問があつて、藤田委員が、本当に黒田さんは暴走しているんじゃないかな

といふようなことで、五対四で無理やり一月二十九日にマイナス金利政策を導入したと。そこで、日銀職員に無記名で賛否を取つたらどうですかと、こういつたところまで言いました。これは、管理というのをしっかりとさせていくということでござりますので、今のような、こういった事態が生じた場合に検査監督はどうなるかという、ちょっと仮定の御質問にはお答えかねます。

○大久保勉君 いや、まさに予想的回答ですが、予防的にいろいろチェックをしていくと。ですから、私ども日銀の政策を議論をする場合に、出口が肝腎であると。藤巻委員もよく言われていますが、予防的にいろいろチェックをしていくと。ですが、なるかというのではなくて、じゃ、どこでその議論をするかと。まさに国会です。ところが、国会で出口の議論に關しては一切言われないというのは非常に心配です。

僅か〇・八%の金利上昇で、事実上、広義の自己資本はゼロと。もちろん日銀は倒産はしません。これは国の信用力がありますから。しかし、様々な問題点が発生します。仮に金利が一%上がった場合に、少しずつ損失が実現していきますから、国庫納付金が減るんじゃないかなと。この質問は、実はこの委員会で小池委員が議論し、そして麻生さんに対しても質問しています。ですから、こういったことをしつかり積み上げておかないと、本当の意味で日銀がおかしくなって、日本の経済がおかしくなると、こういった問題がありますから、是非そこに関しては誠実に答弁してもらいたいし、数字を開示してほしいと思います。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘の御議論はどちらに私どもとしてもよく理解しております。

その上で申し上げますと、御案内のとおり、現在の日銀法の下で、九人の政策委員がそれぞれ独立の立場で経済金融情勢について十分な点検を行つて金融政策を決定するということになっておりますので、そういう意味では、政策委員会の金融政策決定会合というのは極めて重要なといふふうに思つております。

その上で、もちろん、日本銀行総裁として日本銀行全体のスタッフを掌握して、政策委員会で決まりました政策を実施、実行していくということありますので、その役割、意義というのは非常に大きいといふふうに思つております。その上で、やはり一%の物価安定の目標というものを実現するということは非常に重要でございますので、財務の健全性を考えつつ、あくまでも一%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するという大目標に向けてしっかりと政策を実施してまいりたいといふふうに思つております。

○大久保勉君 先ほど日本銀行の独立性という話がありましたが、私は極めて重要だと思います。ですから、こういった質問をあえてしているわけであります。

もし、先ほどの質問でしたら、一%金利が上がつた場合に、日銀は債務超過です。最終的に資本が

足りないということで財務省に對して若しくは政府に對して出資を求めるとなりましたら、日銀の独立性にとつては、財務省若しくは政府に對して頭が上がらないと、こういう状況が発生しました

河流域に違います。

と、こういつたところまで言いました。これは、そういつたことが委員会で質問されるぐらいに、しっかりとリスクを考えておかないと大変なことになります。

ただ、御苦勞は分かりますから、私どもはしっかりと応援したいと思いますが、これだけのリスクを取らざるを得ないという状況に對して、黒田総裁、何か、御苦勞は大きいと思いますが、非常に側近の岩田副総裁も入院されています、ですからそういう意味でずつしり責任が掛かっていると思いませんが、感想がありましたらお願いしたいと思います。

○参考人(黒田東彦君) 従来から申し上げておりますとおり、当然、出口がどのようになるかということ、それから、それが日本銀行のバランスシートにどのような影響を及ぼすかということは、当然十分考えておかなければならぬわけでございます。

その上で、御案内のとおり、マイナス金利付き量的・質的金融緩和に伴う収益の振れを平準化する觀点から、収益が上振れる局面で積み立て、将来下振れる局面で取り崩しができるよう引当金制度を拡充するなど、財務の健全性の確保には努めています。

その上で申し上げますが、当然財務の健全性といふことは十分考えております。その上で、やはり一%の物価安定の目標というものを実現するということは非常に重要でございますので、財務の健全性を考えつつ、あくまでも一%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するという大目標に向けてしまつかりと政策を実施してまいりたいといふふうに思つております。

○大久保勉君 財務の健全性は極めて重要です。今日は、ですから数字を使って議論しようという話をしました。つまり、積立金というのは幾らあります。

○大久保勉君 先ほど日本銀行の独立性という話がありましたが、私は極めて重要だと思います。ですから、こういった質問をあえてしているわけであります。

もし、先ほどの質問でしたら、一%金利が上がつた場合に、日銀は債務超過です。最終的に資本が益のうちの、利益の積立金を増すとか、でも、せいぜい年間で恐らく数千億円という話ですから、

そういう意味では、日銀は相当大変な領域に入つたから、そこに対する問題は日銀の問題だけではなくて國の問題ですから、全員がしっかりとサポートしたいと思いますから、その中心にいらっしゃる黒田総裁もしっかりとそのことを考えて、是非、日銀の職員がしっかりとサポートできるような体制をつくってほしいと思います。もうこれ以上申し上げません。

続きまして、今日の議論の中で消費税軽減税率の話もありますから、それにつなげるために、最後に黒田総裁に質問したいと思います。

質問通告は直接しておりませんが、ここでよく議論がありますのは、リーマン・ショックみたいな危機の場合には消費税を延期しないといけないねというような話がありました。そこで、リーマン・ショック級の経済危機というのは、私は、マイナス成長で、かつ金融収縮というの必要条件かなと思いますが、いかが思われますか。

○参考人(黒田東彦君) 確かに、リーマン・ショックの際には、米国を震源地として世界中に金融危機と言われるものが広がりました、信用収縮が起り、かつ、米国のみならず全世界の経済がマイナス成長をしたと。新興国は、成長率は下がりましたけれども、多くの新興国はプラスの成長を続けておりましたけれども、それでもかなり大幅に成長率が下がった、先進国はほとんど全てマイナス成長になつたということは事実でございます。

そういう意味で、リーマン・ショック並みといふときに何を意味しておられるのかは私どももはつきり存じてゐるわけではありませんが、リーマン・ショックそのものの特色を申し上げれば、委員御指摘のようなことであろうといふふうに思ひます。

○大久保勉君 じゃ、総裁に關しては、本当に疲れきまでした、退席されて結構でござります。

○委員長(大家敏志君) 黒田日本銀行総裁は御退

席いただいて結構でございます。

○大久保勉君 この議論を今度は今回の税法との関連で質問したいと思います。

今回の税法の中で、軽減税率はいつ入るのかと。つまり、来年の四月に入る予定なんですが、もしかしたらそれが延期される可能性が、いわゆる総理大臣の答弁若しくは麻生大臣の答弁にあります。

そこで、事務方に聞きたいたいと思いますが、質問通告しておりますが、佐藤主税局長、もし、リーマン・ショック級の経済状況ということはマイナス成長かつ金融収縮だと思いますが、そこで、質問というものは、もしマイナス成長でもない、金融収縮もない、こういう状況でリーマン・ショック級という言葉が使われることはありますか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

同様の御議論、昨日以来あつたかと思います。

大臣の答弁に尽ざると思ってございます。

○大久保勉君 ということは、政治的な判断に頼るということで、事務方としてはもうこれ以上答弁できないと。ここはもう議論はしません。といふことで、軽々に、リーマン・ショック級、東日本大震災というものは天災ですからこれは予想しませんが、リーマン・ショック級ということでしたら、少なくとも経済界の人間にとりましては相当大きな経済的な恐慌であります。ですから、現段階では全くあり得ないとは思いませんが、こういう状況で、もし人々が一消費税引上げを安倍政権が延期しようとすると、法律自身は何のためにこれだけ時間を掛けてやつているか分からないと、このことだけ申し上げたいと思います。

次に行きたいと思いますが、次に、二重課税の話が麻生大臣の方からありました。要は、内部留保課税に関して二重課税だからおかしいと。私もそう思います。そこで、佐藤局長に、三月十七日の議論で、税務理論的には、課税根拠がしつかりあつたら二重課税はないということを言い切つ

ていただきましたから、もし、内部留保課税に関して、課税目的は投資促進のための内部留保課税というのをつくった場合、これは二重課税ですか。

○政府参考人(佐藤慎一君) 二重課税というときにはどういうことを念頭に置くかによると、先日来の自動車の場合においては、それぞれの税率とそれから消費税との関係のお尋ねでございましたので、それぞれの課税根拠等々があると

いう前提であれば、いわゆる概念上の整理としては二重課税的な世界はないという前提で、ただし、自動車に対する負担を考えるときには、経済状況、財政状況、あるいはその事態の負担の状況などを全体的に総合的に考えると、こういふお話をございました。

今日の恐らく内部留保課税の御議論でございますけれども、これについては、巷間、二重課税ではないかという議論があるということを御紹介です。

なぜなら、内部留保課税といふのは制度としてはあるわけでございますので、それなりの租税、ちゃんととしたしつかりとした課税根拠があるということになれば、その時点においては、税制上の整理として課税根拠が認められれば、それは二重課税論には当たらないということになろうと思いま

ただ、いずれにしても、その内部留保についてどういうふうに考えるか、内部留保に課税をするまでそういう必要性があるのかというふうな根本的な御議論があつた上で、いろんな判断がされていくことだらうと思ってございます。

○大久保勉君 分かりました。

内部留保課税に関してはいろんなことをしっかりと考えてもらいたいと思います。ただ、私としては、そこまでやるかと思いません。ここは麻生大臣と一緒にします。

ただ、やり方としても少しあるんじゃないかなと、いろいろなことをしつかりと考えてもらいたいと思います。ただ、私としては、そこまでやるかと思いません。ここは麻生大臣と一緒にします。

るところで、マイナスになるくらいだつたら投資した方がいいと、こういった議論もありますから、ここに關して、予算委員会の議論では、金融機関が勝手にマイナス金利を付けることに關して金融担当大臣として反対はしないというふうな私の受け止めだつたと思います。つまり、強制はできないと、こういった考え方でよろしいでしょうか、麻生大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 度々申し上げておりますように、民間の銀行がどのような金利を付けるかということに関する、損することを覚悟でマイナスにするのか、損することを覚悟で高額の金利を付けるのか等々の経営判断というものは、かかる利ざやをもつと上げないとその銀行は長期的には破綻する可能性があると、そういうことで、どういうふうな管理監督をされているのか、遠藤

閣長ですか、お願ひします。

○政府参考人(遠藤俊英君) まず、金融機関の総資本利ざやでございますけれども、総資本利ざやといふ概念は、貸出金利と有価証券の利息配当金などに係る資金運用利回りから預金利息とか経費等に係る資金調達原価を差し引いたものでございまして、この総資本利ざやには、銀行の収益のうち、その役務取引等利益とか有価証券関係損益などの損益は入つておらない概念でございません。

○政府参考人(遠藤俊英君) まず、金融機関の総資本利ざやでございますけれども、総資本利ざやといふ概念は、貸出金利と有価証券の利息配当金などに係る資金運用利回りから預金利息とか経費等に係る資金調達原価を差し引いたものでございまして、この総資本利ざやには、銀行の収益のうち、その役務取引等利益とか有価証券関係損益などの損益は入つておらない概念でございません。

○大久保勉君 マイナスの金利預金というのは、リスクはないんですね。むしろ、こういう状況において高い金利を付けることが銀行にとってリスクがあると思います。マイナスの金利にしたら利ざやが広がりますから。もちろん、マイナスの金利を付けることによって、この銀行はけしからぬと、そういういたレピュテーションリスクはあるかもしれません、大企業ですからそれは余り考える必要がないと思います。

実は日銀が、先ほどの議論で、相当の覚悟でマイナス金利導入しました。結局は、銀行サイドがマイナス金利を受けない限りは、経済に対するインパクトは極めて弱いと思います。さらには、貸出金利が下がる、若しくは住宅ローンでしたら借換えといふことで運用利回りが下がるといふことで、かなり銀行にとって厳しくなって、その結果、かえつて意図とは違う貸し渋りが出てくると、こういったこともあります。最初の議論ですが、翁京大教授が、マイナス金利といふのは効果がないと、こういうふうに言つてゐると思います。

そこで、今日、金融庁が来てますから、マイナス金利が導入しましたら、銀行の総資本利ざやがかなり縮小する、一部総資本利ざやマイナスの増えてくると思います。そのときに銀行監督はどういうふうにされるかということです。ですから、利ざやをもつと上げないとその銀行は長期的には破綻する可能性があると、そういうことで、どういうふうな管理監督をされているのか、遠藤

閣長ですか、お願ひします。

○政府参考人(遠藤俊英君) まず、金融機関の総資本利ざやでございますけれども、総資本利ざやといふ概念は、貸出金利と有価証券の利息配当金などに係る資金運用利回りから預金利息とか経費等に係る資金調達原価を差し引いたものでございまして、この総資本利ざやには、銀行の収益のうち、その役務取引等利益とか有価証券関係損益などの損益は入つておらない概念でございません。

○政府参考人(遠藤俊英君) まず、金融機関の総資本利ざやでございますけれども、総資本利ざやといふ概念は、貸出金利と有価証券の利息配当金などに係る資金運用利回りから預金利息とか経費等に係る資金調達原価を差し引いたものでございまして、この総資本利ざやには、銀行の収益のうち、その役務取引等利益とか有価証券関係損益などの損益は入つておらない概念でございません。

○政府参考人(遠藤俊英君) 最近の地域銀行の決算の状況などを見ると、当期純利益は全体として堅調に推移しているというところでございます。これが前提でござりますけれども、ただ、このマイナス金利政策の導入が地域銀行等に中長期的にどのような影響を与えるのか、健全性にどのような影響を与えるのかということに関しては注視して見ていく必要があると思います。

金融庁といたしましては、この検査監督の在り方、大久保委員から御指摘がございましたので、この検査監督の在り方に關しては、ここ数年で我々は新たな金融モニタリングの体制といふものを構築してきております。具体的には、検査監督が一体となつてモニタリングを実施する体制を構築してきているところでございます。

地域銀行について具体的に申し上げれば、ビジネスモデルの持続可能性あるいは健全性の確保の観点から、地域銀行ごとにビジネスモデルやリスク特性、リスク管理体制の状況等について、主にオフサイトのモニタリングによつて状況を把握し

分析します。そういった分析状況を基にして抽出された課題について、その課題の内容に応じてオンラインサイト、オフサイトのモニタリングを効果的に組み合わせるといった形で、かなり深度あるモニタリングを通じて検証、対応を行っているところでございます。

これまでこういった形のモニタリング体制を構築してきましたので、これからもこれを継続していくとというところでございます。

○大久保勉君 金利が下がることによって総資金利ざやは縮小すると。ただ、手数料とかが、若しくはほかのキャピタルゲインがあればいいんじやないかといったこともおっしゃったと思いますが、でも、結局、手数料といいましても、マネー・マーケット・ファンドとかそいつたものが販売できないと。含み益があるというのは、結局はこれまで国債を持っていたものを売却して、いわゆる決算のために利益をつくっているようなところが中心です。

ですから、その結果、体力がどんどん弱っていくますから、先ほど日銀に対し言いましたけど、先を見据えていろんな検査をしているということでしたら、やはり三年後、五年後、地銀がどういうふうな状況になるかというのはしっかりと見て検査されていると思いますし、場合によつては、オーバーパンキングという指摘もありますが、地域金融機関の統廃合も考えているのかなと思いますが、もし御意見があつたらお願ひします。

○政府参考人(遠藤俊英君) 大久保委員御指摘のように、先ほど私申しましたように、フォワードルッキングに、先を見据えた検査監督をしなければいけないというふうに思つております。過去からのトレンドで、マイナス金利導入前からかなり金融機関のその利ざやの部分に関しては確かに狭くなつてきていて、小さくなつてきていくというトレンドがござりますので、このトレンドがこのマイナス金利導入によってどのように推移していくのかということをきちつと踏まえながら検査監督、先ほど申しましたように、新しい檢

査監督の体制でござりますけれども、それを推進していきたいなどいうふうに思つております。

オーバーバンキングの話に関しては、オーバーバンキングとは何ぞやというその定義がはつきりしませんので、今、日本の金融機関の状況がオーバーバンキングかどうかということに關しては、バーバンキングかどうかということに關しては、これ確たることは申し上げられません。

何にしても、経営統合のお話がございましたけれども、経営統合というのは、各金融機関が自分のビジネスモデルというものをきちっと確立する上でどうしても必要だという形であれば、それは経営判断として行われるということで、一つのその選択肢として行われるということだと思っておりまます。

何にしても、その地域において、地域銀行の場合は、その地域においてきちっとした金融仲介機能が行われ、かつ財務の健全性を確保するということが重要ではないかと、いうふうに思ひますし、金融機関がそういった運営が行われているかどうかと、いうことに関しても、我々、対話を通じて検査監督をきちっと検証していきたいなというふうに思つております。

○大久保勉君 是非、金融環境も相当変わつていますから、それに適応するためには相当優秀な人材が必要ですし、また任用も増やさないといけないということで、その辺りはしっかりと考慮して、適切な検査監督並びに金融行政を図つてもらいたいと思ひます。

時間的に、最後、一問だけ質問したいと思います。

大臣に質問したいんですけど、こちらは石田委員の方も過去にフィンテックの質問されました。自民党の方でもかなり議論されていると思いますが、いわゆるビットコインとか、いわゆる電子通貨に対する課税の在り方です。ビットコインといふのは事実上の通貨と見られておりますが、それに対して消費税は掛かるが掛からないかということがあります。

もし消費税を掛けるとしましたら、八%の消費

税掛かるということですから、事実上通貨としての機能がないと。こういったことで、消費税は掛けるべきじゃないといった議論も金融界若しくはこの業界から言われていますが、ここに対する整理が、現状の判断があつたら教えてもらいたいと思います。私は、免税する……(発言する者あり)

○國務大臣(麻生太郎君) 現在、この消費税法において物品の購入などの支払手段となるものとしては、御存じのように通貨とか小切手とか、外国為替・外國貿易法上の支払手段、商品券、プリペイド式電子マネーなどの物品の給付請求権といふものを示しております。物品切手などなどについては非課税ということにされておりますのは御存じのとおりなんですが。

これまでも大久保先生から、法律上の定義がなく課税とされてきた仮想通貨というものについては、いわゆる今般法制化されることを踏まえて非金融機関がそういった運営が行われるかどうかと、いうことについては、我々、対話を通じて検査監督をきちっと検証していきたいなというふうに思つております。

○委員長(大家敏志君) 休憩前に引き続き、所得

税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(大家敏志君) 休憩前に引き続き、所得

税法等の一部を改正する法律案を議題と

たことが政治問題になりました、いわゆる二重非課税というんですかね、そういった問題に対しても取組が必要だということになりました。

O E C D の試算によると、毎年一千億から一千四百億ドル、ですから、日本円にするともう十兆単位だと思うんですけど、その法人税が失われているというこのようのですので、B E P S プロジェクトはこういった問題を解決に導くための行動計画として立てられました。

概要が結構、全体を言うと難しいのですが、この最終報告に当たって麻生財務大臣のコメントが非常に分かりやすいので、ちょっと一応ここで紹介をさせていただきたいと思います。

このプロジェクトというのは、グローバルな経済活動の構造変化に各国の税制や既存の国際課税ルールが追い付かず、多国籍企業の活動実態と所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことがないよう、各国の税制の調和を図ることも、国際課税ルールを経済実態に即したものとする必要がある。その実現のため、実体面及び企業の透明性の向上や不確実性の排除といった手続面も含めた十五の行動計画の下、包括的にB E P Sに対する諸措置を勧告している。日本は、本プロジェクトにこのような問題意識を強く共感し、また、取りまとめられた対応策を高く評価している。これら対応策により、企業間において公正な競争条件が整い、納税者の公平感や税制に対する信頼が確固たるものとなるであろうというコメントでした。

このとおりであって、本当にこのことは進めていくいただきたいし、いかなければならないと思っています。さらに、これにつきましては、日本がかなり主導的な役割を果たしたということを聞いておりまして、国際社会の中で非常に高い評価が得られています。これは是非とも実行に移していただきたいですし、日本もそれを更に主導していただきたいと思います。

ただ、この概念全体は分かりやすい話ではある

んですけども、これだけ見てもかなり複雑です。

例えば、報告の中で国別報告事項というのがあります。そこで、対象は連結のグループの収入が一千億円以上、大企業、かなり大きな企業が対象になつていて、それだけでも、実際、こういった会社はM アンド A とかを繰り返しながらたくさんの中子会社を持つてたりとか、いろんな国にいろんな小さな事業所も持つていて、そういうところにまで影響が及んでいます。そういう意味で、関係者みんながこの行動計画を詳細に理解するというのはかなり難しいと思いますが、これを何とかクリアしなければなりません。

行政としても、当事者に分かりやすく説明を続けるということが大事だと思いますので、ちょっと一つやつてほしいことがあります。資料一を見御覧いただきたいんですけど、この資料一は財務省がよくプレゼンテーションに使っているいわゆるポンチ絵というやつなんですが、確かにこれに、全てではないんですけど、大体このB E P S の行動計画全体が網羅されている事例になつています。このように、これがはつと見て理解できる人がどのくらいいるかというと、かなり難しいんだと思います。

キヤシッシュボックスという会社がタックスヘイブンの国に置かれていて、そこでいろんなやり取りをしているという話なんですが、これをまず分かりやすく説明できないとそもそも関係者にちゃんと伝えられないと思いますので、これは政府委員にお伺いしたいんですけど、これを誰でも分かるように、できれば三分間でお話をいただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げま

す。

全体の位置付けといいますか、B E P S の位置付けにつきましては先生から解説ございましたのとおりであります。十五のプロジェクトが、行動計画があるという話ですけれども、今回の所得税法等の改正の中では、そのうちの行動十三という多国籍企業の情報の報告制度を法改正で取り上げているんですけども、これだけ見てもかなり複雑です。

まず、ここにアルファベットの A 国というのが左側に書いてあります。それで、この A 国で、日本で書いてあります。これを例えば日本と考えていただけで、それから X 国というのが軽課税率といふことで、日本よりも税負担が低い地域、国であるということでござります。それで、この X 国に存在する関連企業 X 社といふのがござりますけれども、これがいわゆるキャッシュボックスと俗に言うものでございまして、言わば課税逃れの装置であるということでござります。一般に、X 国に存在する関連企業 X 社といふのがござりますので、基本的に資金提供だけを行つておらず、基本的には資金提供だけを行つておらず、X 社の利益がをする企業といふことをイメージしていますが、この C 社が特許の開発費用を X 社に提供させて、ビジネスを行いまして利益を上げて、日本で納税を受けることになりますと、X 社の利益が移転をいたしまして日本の課税が逃れることがであります。

もう一つは、C 社を御覧いただきますと、C 社は、ここにイメージでは、本来自社で開発をいたしました特許等の無形資産というものを利用して、開発費用の負担割合に応じて収益の配分を受けることになりますと、X 社の利益が、これは対して、B E P S 行動計画、九という行動計画では、資金のみを提供し、無形資産の開発等に全く関与しない X 社には資金提供した対価としての金利以上の利益を求めないというふうな形でここもある種遮断をすると、こういうふうなことをいいます。

あと、時間ありますので最後に申し上げますが、行動三、外国子会合算制度といふところを御覧いただきたいと思います。

今申し上げたこの過大支払利子税制とか移転価格税制とかいろんなものがあるわけございませんが、X 社に一定程度利益がたまるということもございます。それが課税逃れということで認定されるということであれば、これは日本にある親会社の所得に合算するということで、ここも最終的なツールとして封じるというふうな形になっているわけでござります。

B E P S プロジェクト自体は様々なまだ項目ございますが、包括的な、それぞれの項目が単独ではなくて、それが言わばミックスした形で全体と

しての非課税、国際的な非課税というものを探るという動きに対しまして対抗措置を講ずるというを行つてゐるということでございまして、これが典型的な例ということで御紹介させていただきました。

○石田昌宏君 ありがとうございます。五分掛かりましたけど、ありがとうございます。

今のは個別的な例であって、更にそれを防止なり抑制するために、上方のピンク色の方にありますけれども、報告の義務ですとか、今回の法改正にありますけれども、文書化によって情報を共有するということをベースでやる、若しくは紛争の手続を、青色にありますけれども、するということも含めて全体がB E P Sになっています。

こういつたことは、各会社の別にスタッフはする必要がないかもしれませんけれども、実際実務者は会計士とかがやるかもしれませんけれども、実は社長さんとか役員の皆様方はある程度理解しておく必要がありまして、是非これをより分かりやすく伝えていっていただきたいと思います。

告書ではあるんですけど、OECDの報告書の中では、OECDに加盟していない八か国、中国とインドとロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカも参加が見込まれていて、かなり世界的な動きになつていいと思っております。さらに、このプロジェクトをベースにしながら、OECDだけではなくて、国連とかIMF、世界銀行なども一体的となつて更に統一的な世界ルールを定めていく、こうという動きもありますし、これは是非日本も主導してほしいわけですね。

つきましては、是非このプロジェクトをベースにしながら、日本で開かれる今度の伊勢志摩サミットの方でも是非議論をしていただきて、なお日本が更に主導していくべきだと思います。すけれども大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的にはこれは、石田先生、他国の納税者が払ったことによってできました。

上がったインフラを、全然関係ない人がそれをさ  
一銭もインフラを利用した国には払わず、自國に  
持つて帰るならまだ分かるんですが、自國で税金  
払うのが嫌だから例えケイマン諸島に経由して  
やると、ここでは税金はほとんど掛からぬ。自國  
の得た利益は全てここに対するいわゆる授業料、  
指導料なんて適当な理由でここに全部払う。結局、  
ここには膨大な利益がたまる。そこには一銭も  
タックスを払わない、一円でも、とにかく極めて、  
一%ぐらいの税金しか払わないで結果的にはそこ  
にいられるというのがまかり通つておる中に、ア  
マゾン・ドット・コムとかグーグルとか、ありと  
あらゆるものというのがいっぱいそれ名指しが出  
た。

おととしの五月でこの話を日本が持ち出してこ  
れは討議になる端緒を築いて、たまたまOECD  
の租税委員長が浅川今時の財務官がやつております  
たので、これ、選挙で選ばれた人ですから、この  
人を使ってこれをやり始めたんですけども、最  
初はもうはなから問題にならなかつたんですが、  
一番影響を受けるのはアメリカと思われます。今  
有名な会社幾つか申し上げましたが、皆アメリカ  
には本社があることになつていますから。実際は  
どこにあるんだかというと、このケイマン諸島な  
んかにあつたりするんですが。これはどう考えて  
もおかしいでしようがという話で、アメリカがだつ  
てこれやつたらアメリカの法人税だつて入るん  
じゃないのという話から少しづつやつたんで、こ  
れはもうすさまじい政治力でしたけれども、とに  
かく、結果として、昨年の十一月、これがOEC  
Dを含めてB20でこれ全部合意しましたので、O  
ECDの委員長もこれB、いや、G20で通してく  
れというんで、G20で去年十一月に通りましたの  
で、でき上がつたのが今から、インプリメント、  
どうやって履行するか、それが今からの最大の問  
題です。

上がつたインフラを、全然関係ない人がそれをさ  
んざん利用して、かつ利益を出して、その利益は  
一銭もインフラを利用した国には払わず、自國に  
持つて帰るならまだ分かるんですが、自國で税金  
払うのが嫌だから例えばケイマン諸島に経由して  
やると、ここでは税金はほとんど掛からぬ。自國  
の得た利益は全てここに対するいわゆる授業料、  
指導料なんて適当な理由でここに全部払う。結局、  
ここには膨大な利益がたまる。そこには一銭も  
タックスを払わない、一円でも、とにかく極めて、  
一%ぐらいの税金しか払わないで結果的にはそこ  
にいられるというのがまかり通つておる中に、ア  
マゾン・ドット・コムとかグーグルとか、ありと  
あらゆるものというのがいっぱいそれ名指しが出  
た。

おどとしの五月でこの話を日本が持ち出してこ  
れは討議になる端緒を築いて、たまたまOECD  
の租税委員長が浅川今いの財務官がやつておりまし

たので、これ選挙で選ばれた人ですから、この人を使ってこれをやり始めたんですけども、最初はもうはなから問題にならなかつたんですが、一番影響を受けるのはアメリカと思われます。今有名な会社幾つか申し上げましたが、皆アメリカには本社があることになっていますから。実際はどこにあるんだかというと、このケイマン諸島なんかにあつたりするんですね。これはどう考えておかしいでしょうかがという話で、アメリカがだってこれやつたらアメリカの法人税だつて入るんじゃないのという話から少しづつやつたんで、これはもうすさまじい政治力でしたけれども、とにかく、結果として、昨年の十一月、これがOEC Dを含めてB20でこれ全部合意しましたので、O E C D の 委員長もこれB、いや、G20で通してく れといふんで、G20で去年十一月に通りましたので、でき上がつたのが今から、インプリメント、どうやつて履行するか、それが今からの最大の問題です。

ことやつてゐるのあるぜという話をほんほんほんほんほん、情報がスルーしない限りはどこかで逃げられますがからという話をやつていくには少々な時間が掛かるだらうと思いますので、私どもはこれ結構詰めていろいろやつていかなきやいかぬと思つて、各国の財務大臣に、これは中央銀行の総裁の責任じゃないと、俺たち財務大臣の責任なんだから、これは財務大臣だけで別に会議やつて、別にということをやつてやつと去年落としておりますので。これからやつしていくのに当たつては、今言われたようなB.R.I.C.Sと言われた国々がこれに入るか入らないかというのでは問題ではあるんですけども、それより前に、まずきちんとつたところだけでもきちんと実効を上げていかなきやいかぬところだと思ひますので、そこが今から大事なところで、これはもう英語であつてみたりコンピューターであつたり、ありとあらゆるもののが今から全然別に入つてきますので。

ただ、これがきちんとしますと、各国における法人税というのは、日本が入つてくる、日本では

これをやつている会社はほとんどありませんから、そうすると、日本はこれでやられている分についで、もうけたところで税金を払うことになつてますから、日本でもうけている人たちの税金といふのはこっちに入ることになるので、法人税といふのが入り得るんだと思っております。ちよつとこれ、どれぐらい入るか全然検討付ませんけれども、そういうことが起こり得る端緒を開いていることは間違いないし、今法人税下げ競争を各国がやつているのは意味がないと、こういうのは、きちんととした形をやらないなどいう話も一応納得を得られたというところまでは来ておりますので、きちんと更にこれ、各国できちんとこれを詰めていくところを今からのところだと思っております。

○石田昌宏君 ありがとうございました。一番分かりやすい説明だつたと思います。ありがとうございます。

税制を公平性にするという観点では極めて重要なプロジェクトだと思いますので、是非何とか踏ん張つてでもやり通していただきたいと思いますし、我々もそれを支援していきたいと思います。今やつぱり課題が幾つか挙がつていましたけれども、最後の方にちょっと触れられたんですけれども、じゃ、このプロジェクトの対象になつてるのは現実的にどこかというと、全くないとはもちろん言いつたいたいわゆる租税回避などをやつていい企業が多いと思います。ただ、それをやつている国、やつていない国というか、やつてている企業、やつていない企業を含めて世界的にかなりの書類を出す等の情報共有のための手間を強いることになると思います。今回の法改正にある行動十三の方も、ローカルファイルとそれからマスター・ファイルと国別報告事項の三種類で、かなり膨大な情報量の資料だと思います。こういった手間を掛け、それを提出するという義務が生じます。ある意味、日本企業からしたら自分たちがやつていてないので手間だけ増やすという、こういった感覚にもなると思うんですけども、こういった点に対してもやはり丁寧に日本の政府として支援なり対応をしていかなければならぬと思うんですけれども、これについて御所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君) 企業が円滑に多国籍企業情報の報告制度の導入に対応できるようになりますことが重要であると考えております。こうした観点から、国税庁といいたしましては、法案が成立し公布されれば、速やかに法令解釈通達や移転価格事務運営指針を改正するとともに、報告制度における文書の例示集、QアンドA、これをホームページに掲載したり、パンフレットの作成、配付、各種説明会の開催等を通じまして積極的な制度の周知、広報を行つてまいりたいと考えております。

また、これに加えまして、各国税局に相談窓口

を設置いたしまして、文書作成上の留意点などに  
関して個別企業の相談に丁寧に応じるほか、e-mail  
Tax上で開設される移転価格文書化コーナーの  
充実を図るなど、必要な対応に努めてまいりたい  
と考えております。

○石田昌宏君 情報開示や丁寧な説明はもちろん  
大事なんですけれども、さらに、現実的にはその  
負担を負うのは企業だと思いますので、そこに対  
する直接的にできるかどうかを是非検討してほし  
いんですけれども、そういう支援も併せて行う  
ことが必要だとは思いますので、もう一歩踏み込  
んで是非これからも対応していくいただきたい  
と思います。

あと幾つか質問あるんですけども、ちょっとと  
時間の関係で、これはまた引き続き委員会等で取  
り上げさせていただくとして、もう一つ目のテーマに  
移りたいと思います。今度は大きな総論的話  
になるんですけども。

最近の税制改正、今回もそうなんですけれども、  
ちょっととざっくり言い過ぎかもしませんけれど  
も、消費税の引上げのようなものは、ある意味社会  
保障の充実、未来の安心感とか今の安心感と  
いつたものに対しての税制改正になつていて思  
います。もう一方で、例えば法人税の話などは、  
どちらかというと競争力の強化とかそういう観  
点が強くなっているとは思うんですけども、進  
みつつあるにしても、国民の感覚からしたら残念  
ながらまだまだ、それがうまくいっているとか、  
むしろ生活感が変わってきたとか、そういうふたと  
ころまでは行けていないような気がします。

実際に、社会保障の充実のために消費税をと  
言つても、将来本当に年金もらえるんだろう  
かとか、医療とか福祉大丈夫かなという声は相変  
わらず聞こえるわけで、もつともっと積極的に取  
り組む必要があるんですけれども、やはり今後の  
経済全体を考えみると、もつと国民一人一人が  
未来にも安心をして、もつと活動的に経済活動も  
行つていらんだよという感覺を、安心感を持たな  
ければならないと思います。その裏腹がGDPに

を設置いたしまして、文書作成上の留意点などに

関して個別企業の相談に丁寧に応じるほか、e-mail

Tax上で開設される移転価格文書化コーナーの  
充実を図るなど、必要な対応に努めてまいりたい  
と考えております。

おける家計消費の問題だと思っています。

三月八日に内閣府が発表したGDPなどの二次  
速報値ですと、ちょっと前ですけれども、二〇一  
四年のGDPは一・五%伸びたんですが、家計の  
最終消費はマイナスになつています。直近でいう  
と、二〇一五年の十月から十二月期は、GDPは  
プラス〇・五伸びているんですけども、家計の  
最終消費支出はマイナス一・三%で、やっぱりマ  
イナスです。

GDP伸ばそうと思ったら、もちろん輸出とか  
設備投資、公的な支出、いろいろありますけど  
やはり最大の家計の消費を伸ばさなければなら  
ないですが、これが伸びていないことがやっぱり  
一番大きな問題だと思っています。

家計の消費を活発化していくためには、もちろ  
ん税制、財政、金融、様々な政策が必要で、今そ  
れをまさに取り組んでいるのがアベノミクスだと  
思ふんですけども、これにつきまして、特に今  
日本は税制の議論ですから、税制上、家計消費を伸  
ばすためにどういう政策を進めるべきだというふ  
うに考えていらっしゃるか、まずこれについてお  
伺いしたいと思います。

○副大臣(岡田直樹君) デフレ不況から脱却をし  
て、家計消費を伸ばすために政策を総動員すべき  
であるという問題意識については、石田先生御指  
摘のとおりであろうと思います。特に、家計消費  
の持続的に伸ばしていくためには、企業の収益力を  
向上させて、その企業収益を賃金引上げに回し  
ていくことが何よりも重要と考えております。  
先ほどから再三申し上げておりますように、政府  
としては、官民対話などの場において経済界に賃  
金引上げに向けた働きかけを行うなど、様々な取  
組を行つてまいりましたし、今後も粘り強い取組  
を行いたいと存じます。

税制ということことでござりますけれども、今般の  
法人税改革を通じて、いわゆる稼ぐ力のある企業  
等の税負担を軽減することによって、企業に対し  
て継続的、積極的な賃金引上げが可能な体制への  
転換などを促しているところでございまして、こ  
れがまた家計消費につながっていくという仕組み  
を考えございます。

これがまた家計消費につながっていくという仕組み  
を考えございます。

○石田昌宏君 税制もやっぱりかなり家計にとつ  
ては重要だと思います。消費支出を促すという觀  
点では是非税制も今後も考えていくいただきたい  
と思いますが、ちょっとと時間が余りないので、次  
の今の問題に関しまして、家計の消費、伸び  
がなかなか見られないのは、一つは人口減少社会  
というのがやっぱりあるとは思います。もちろん  
反論もあるんでしようけど、やはり将来の需要が  
減少していくという人が人口減少社会の一般的な  
見方だと思います。そうすると、将来需要が減少  
するんであれば、今将来に対して投資をするとい  
うのはやはり控える方向になつていくものだと思  
います。したがつて、人口の減少というものは慢性  
的な需要不足をもたらしやすいものだと思つてい  
ます。

じゃ、それをどうするかということを考えなけ  
ればならないんですけど、つまり需要不足をどう  
考へるかということだと思います。ある意味、税制中立  
の委員会でも取り上げられていました三月十六日  
の国際金融経済分析会合のスティグリツ教授の  
話、これは、この委員会等では、消費税の引上げ  
を延ばした方がいいんじゃないとか、そういう  
トーンの話が取り上げられていますが、あの中  
の資料を全部読ませてもらつたんですけども、  
そういうことも発言があつたのかもしれません  
けど、実は、スティグリツ教授が言いたいこと  
はそこではなくて、やっぱり需要不足の問題だっ  
たと思います。

ちょっとと簡単にまとめてみたら、景気の低迷の  
原因は需要の不足にある、そのためには経済格差  
を縮める政策が需要増加に効果的であろうという  
指摘であつて、そのためには適切に設計された税  
制が格差の問題に取り組む手段となるという、こ  
ういった趣旨が説明されていました。確かに、ア  
ベノミクスも日銀の異次元緩和ですか様々な政  
策によつて進められようとしているんですけども  
分なのかもしません。

このことをちょっとと資料で確認したいんですけど、  
資料一は、所得税、法人税、消費税、それに関連  
する内容です。それから、実は社会保険の被保険  
者拠出の部分をGDPと比較してどう変化したか  
というのを見てみました。

法人税など赤いところは少しずつ減り、そして  
所得税も九〇年度をピークにしながら減ってきて  
いて、逆に消費税は何度か引上げしていますので、  
最近はこの三つの税金がほぼ収れんしてきました感じ  
になつて、今後どうなるかはまだ分かりませんが、  
こういう形ではあるんです。ある意味、税制中立  
という言葉がどこまで正しくてどこまで範囲を考  
えられるかは分かりませんが、全般的に中立性が保た  
れてるんじゃないかな、税金だけ見たらですね。  
ただ、思うんですが、片方で、社会保険料の支  
出は非常に伸びています。社会保険料は、もちろ  
ん所得の再配分という機能でいつたらば余り強い  
ものではないとは思います。上限もキャップされ  
ているなどの状況ですね。そういう点では、社  
会保険料も含めて考えると、やっぱり所得の再配  
分は必ずしももうまくいくついていない。教授の話から  
すると、この辺にやはり需要不足になつていくよ  
うな遠因があるんじゃないかということが読み取  
れるわけなんですかね。お伺いしたいのは、  
この所得再配分機能を強化するために、今回社会  
保障も入れてますけれども、税制の在り方、さ  
らに社会保険料と税を併せて考えることについて  
御見解を伺つて、質問を終りたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) これは、石田先生、昨  
年の六月だったか、骨太の方針におきまして、低  
所得の若年層や子育て世代というものの活力を維  
持する、また格差の固定化を防止する必要がある  
等々の観点から、個人所得課税については総合的  
かつ一体的に税負担構造の見直しを行うというこ  
とにされております。

こうした方針を受けまして、昨年の十一月に、政府税制調査会の中間的な論点整理というところにおいて、個人所得課税及び資産課税において、税負担の累進性を高めるということで低所得層の負担軽減を図り、再分配機能を果たす重要性というものが増している、一。また、社会保険料負担の増加を踏まえて、税負担と社会保険料負担を一体のものとして考える必要があるのではないかといふ指摘が一番目としてされているんだと理解をしております。

は、この中間的な論点整理というものを踏まえまして、引き続き議論が今行われているところでありますので、私どもとしては、その議論の方向性を踏まえて引き続き考え方させていただかねばならぬところだと思つております。

○石田昌宏君 是非そういう議論を深めていくついただきたいと思います。政府としても、是非積極的に、税制だけじゃなくて、社会保険も含めて総合的に検討を進めていただきたいと思います。時間ですので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。  
法人税改革を中心に質問をいたします。

安倍政権の法人税改革は、前回、二〇一五年税制改革から始まりましたけれども、最大の目玉は法人実効税率の引下げで、二年目の今回の税制改革で目標としていた二〇〇%台となる二九・七四%を前倒しで実現することになります。

経団連は、二〇一一年の税制改革からアジア近隣諸国並みの引下げを要求し、現在二五%を要求をしております。安倍政権の法人税改革もこの要求に沿つたものとなつております。

政府は、この実効税率の引下げとともに、その財源の確保策として、課税ベースの拡大を進めるとしてきました。この課税ベースの拡大をよしとしないのが経団連であります。この点で大変興味深いインタビューがお手元に配付をしておりました。す税務弘報という雑誌に掲載をされました。

これは、経団連の税務の担当者である阿部泰久常務が昨年三月のこの雑誌に「〇一五年度の税制改正の政策決定のプロセスを赤裸々に語つたものであります。この税務弘報をお手元に配付しておりますが、こう言つております。

昨年の夏頃から、税率引下げのために課税ベースの部分をどこまでできるかということを詰めていて、欠損金、受取配当、減価償却、政策減税の見直しと収支を全部出していきました。課税ベースでどこまでできるかということを主要企業データによるシミュレーションに掛けて、ここを直したら増税幾ら、減税幾らと、税率と課税ベース拡大を見極めながら、できるだけ凸凹ができるないように考えました。特定のところに負担が集中してしまうと、税率は下がったけれども課税ベース拡大で結局増税だということ出でてしまいまして。できるだけそれは避け、減税までにはならなくとも、少なくとも増税でないというふうにしたのですと、こういうふうに述べております。

これが事実とすると、私は大変重大だと思うんです。ですが、経団連の主要企業については個々の企業データで試算を行って、税率の引下げと課税ベースの拡大の差引きで増税は駄目という方針で税制改正をしたということでありまして、経団連の主要企業には減税だけ及ぶように制度設計をしたと。

ここで述べられてることは事実なんでしょうか。いかがでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 御指摘の今この記事と いうのは、これは経団連の事務方だと、この阿部さんという人は知らぬので、事務方の人だと思いますが、法人税改革の検討過程において、主要企業への影響について試算を行い、各企業への影響ができる限りならかになるように、というよう検討したと述べているんだとは理解しますけれども、これは、経団連としては、傘下におられる様々な企業の検討を行うのは、これは当たり前的话であって、私どもから特にコメントすることはありません。

それから、法人税改革の具体案を検討していく際には、経済界にも課税ベースを拡大させていたり、例えば、何でしょうか、例えば外型標準課税等々ありましたけれども、私どもとしては、課税ベースの拡大によって法人税の表面税率を下げるという話プラス、それを減らした分だけ他方では課税を増やすという、課税の対象を広げることを基本的にしておりましたので、そういう意味では財源確保ということで理解を得るために私どもとしては経団連に対しても様々なレベルで議論を重ねたことは事実でありますけれども、政府において個別企業ごとに影響を勘案して検討を行つたという事実はありません。

○井上哲士君 これ、単なる事務方という話ではありませんんで、経団連のこうした税務を担当してきた常務理事の方なわけですね。経団連は、政府の経済政策の司令塔である経済財政諮問会議に役員を出しておりまして、法人実効税率を二〇〇%台とする昨年の骨太方針の決定にも参加をしているわけですね。

ですから、この発言というのは、単なる事務方とかいうことではなくて、政策決定に参加した当事者の発言であり、外部の人間が推測で物を言つているのとは違う重みが私はあると思うんですね。全体として引下げと、そして課税ベースの拡大ということの枠の中で、やはり個々の、とりわけ大企業について、そこが増税にならないようにならざるを得ない調整をしたということが公然と語られているわけですね。

そうしますと、國民から見えないところでこういう税制の重要な問題が決められるということになりますと、民主主義の根幹にも関わる問題でありますし、税制に対する國民の不信を更に大きくすると思うんですね。

今、一部大企業が大きなもうけを上げながら大変な減税がされているということなどなど様々な声がある中で、やはり税制に対する國民の信頼をしつかり勝ち取るということが必要と考えるのであれば、実際にこういう発言がどういうことだつた

実関係等を調べて明らかにするべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 重ねて申し上げるようで恐縮ですけれども、今般の法人税の改革というものは、これは我々としては必要な改革を行つたものであつて、経団連の話をいかにも丸のみしたかのごとく話は全く指摘が当たらぬと思っております。

例えば、内容を見ましても、この九月ですか、発表された御提言では、外形標準課税の更なる拡大は行うべきではないとされておりましたし、また減価償却の見直しについても慎重に検討するゝとが必要とされておりましたけれども、二十八年度の税制改正におきましてはそれらの改革についても盛り込んでおりますのは御存じのとおりであります。

更に言わせていただくと、委員の御指摘の記事におきましても、これは一十七年度の税制改正においてだと思いますが、経団連として意見を出したが、だからといって経団連の諸要求が全て満足になつたというとそうでもないと書かれておりますので、これらのことから経団連の要望を丸のみしたことではないということははつきりしておると思いますし、私どもは、経団連に限らずいろんな企業の方々から、これは商工会議所を含めていろんな方々の団体といふものと私どもはいろいろ話をさせていただいて情報収集に努めておるところでありますので、企業の個別にというのは、とてもそんな手間も掛けられませんし、大体まとめられたところからのお話以上を細目にわたって聞くということは、ちょっと物理的にもなかなか難しいことは指摘をしておきたいと思うんですね。

○井上哲士君 後ほど議論しますが、やはり研究開発減税などを見ましても特定の大企業に非常に固まつているという姿を見たときに、私はこういふう発言が一方でされているということは国民のやはり今の税制への不信を一層広げることになるということは、ちょっと物理的にもなかなか難しいと存じます。

この経団連がこうやって制度設計に関わってき  
た課税ベースの拡大について具体的に見てみたい  
と思いますが、マスクで大きく取り上げられて  
関心を呼んでいるのが政策減税、特に研究開発減  
税です。

ループの報告では、この研究開発税制については、一昨年の六月の政府税調のディスカッショングループの報告では、この研究開発税制については、大胆に縮減すべきと、こういうことだと提言をしております。ところが、政府は、二〇一五年改正では若干アリバイ的な改正を、見直しをしただけで、結局、今回の改正では全く手を付けておりません。経團連は税制改正要望で、前回も今回も研究開発税制には手を出すなど、こう要望しているわけで、それに応えたものになっていると思うんですね。結果、トヨタ一社に一千億円を超える大減税で、減税総額全体の六分の一を占めるという非常に偏った状況がこのままになっているわけです。  
その一方で、この課税ベースの拡大として進められたのが地方税の法人事業税における外税標準課税の拡大であります。

総務省にお聞きいたしますが、今回と前回の二年にわたって、法人事業税においては実効税率引下げのための所得割の引下げと財源確保のための外形標準課税の拡大が行われました。中小企業についてはこの外形標準課税拡大の対象にしなかったと言われますが、しかし、資本金一億円以上というような中堅クラスでありましても、赤字企業は所得割引下げの恩恵を受けずに増税だけのがしかかってくることになります。

そこで、この二年間で、いわゆる中堅企業のうちの赤字企業、それから利益一億円以下の企業についてどれぐらいの負担増になったのか、それからそれぞれの企業数、その結果負担増の総額はどうなったか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(時澤忠君) お答え申し上げます。

お尋ねのありました影響額等でございますが、資本金階級別及び所得階級別の課税標準で平成二十五年度の課税実績を基に機械的に試算をいたしました。

ますと、資本金一億円超十億円以下のいわゆる中堅企業につきまして、欠損法人は約四千八百社で、平均四百万円の負担増、総額で二百十億円の負担増、それから所得一億円以下の法人数は約六千社で、平均四百万円の負担増、総額で二百四十億円の負担増となるところでござります。

○井上哲士君 つまり、合計一万家以上、負担増の総額では合わせますと約四百五十億円、ということになるわけですね。赤字の中堅企業の中には、円安による激しい原材料高で苦しみながら、雇用を何とかして守つて地域経済を支えている企業もたくさんあります、こういう企業は外形標準課税でダブルパンチを受けることになります。

それぞれ従業員がどのぐらいいるかということをお聞きしたんですが、そういう統計はないということでありました。ただ、一億円以上十億円未満資本金の会社が約五百八十万人で、赤字そして利益一億円以下という企業は大体六割でありますから、単純に計算しますと三百万人を超える労働者がここで働いている、そこに影響があるということになるわけですね。

そこで、大臣に認識をお聞きしたいんですが、政府の中からもこの有効性に疑問があるから縮減すべきと、こういう声が出ているような研究開発減税はそのまま残す一方で、こういう赤字の中堅企業、地域経済を支え、雇用を支えているところにこの増税を押し付けるということをどうお考えなのかなと。

最高水準の利益を上げている巨大企業一社に一千億円もの研究開発減税をしながら、低迷する中小・中堅企業一万社以上に四百五十億円の増税を課すというのは、私は国民目線から見ても、そして日本経済の発展ということから見ても、また雇用と賃金の確保で経済を底上げしていくという点から見ても、どうも逆行していると私は思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 重ねて申し上げますけれども、今回の法人税改革というのは、いわゆる今の研究開発税制含めまして大企業に恩恵を与えて

るといったものではなくて、課税ベースのままで拡大によって財源をしっかりと確保しながら税率を引き下げる。外形標準課税はその中の一つです。それで、法人課税をより広く負担を分かち合うという構造へ改革するというものでありまして、経済の好循環を確立していくにはこれは必要なものだと、まず基本的にそう思つております。

研究開発税制ですが、企業に恩恵を与えるためということよりは、まずは将来の経済成長の礎となりますのは、何といっても企業における研究開発投資というのを後押しするための租税特別措置であります。

同時に、これは金額ベースではおっしゃるよう

に大企業の利用が多くなっているんですけど、これは御存じのように、その研究開発をしている会社をこつちが指名するのではなくて、その研究開発をやつておられる企業が申告をしてこられるわけでありますから、我々から見ますと、件数ベースで見ますと、中小企業も含めて現実問題としてこれを利用しておられる件数から見ますと八千三百八十三件で約六七%、大法人では三三%というのが実態でありますので、そういうことを含めまして、法人税改革では課税ベースの拡大の一環としてやらせていただいておりますが、同時に、租税特別の見直しというもののやらなければならぬのではないかということも併せて検討させていただいているところです。

いずれにしても、これは、政策の効果なんといふのはよく見ませんといかぬところだとは思つておりますが、適切に見直しをやっていかなければならぬというのは、これは租税全てに言えることだと思つております。

またさらに、外形標準課税、これ今総務省の時澤審議官の話が出ていましたけれども、外形標準課税の拡大を行いつつ税率を引き下げるということによって、何回も申し上げておりますように、稼ぐ力の高い企業といふものの税負担が減り、同時に赤字の大法人にとりましても黒字化した場合の税負担の増加度合いが緩和されるというものです。

ありますので、こうした改革などによつて企業に對して収益力を高めようといふインセンティブをもたらすということもありますので、収益力拡大に向かた前向きな国内投資とか、持続的なかつ積極的な貨上げの可能性があるという、そういう体質に企業が変わっていくという意味においても、私どもとしては大いに期待をいたしております。

なお、外形標準課税の拡大に当たりましては、もう御存じのように、資本金一億円以下の中小零細企業は対象といたしておりませんが、今、中堅企業というのは多分、一億から十億の話をしているのが、今一から十億の規模のものにおいては負担増が生じる場合においてはその一部を軽減するということもさせていただいておりますので、必要な配慮も行われているものと考えております。

○井上哲士君 いろいろ言われましたが、それこそ収益力を上げたいと思ってもがいでいるけれども現在赤字の中堅企業にとっては、その努力に対してのむしろ逆行に私はやつぱり今回のものはなつてゐるということを思うんですね。

それで、研究開発減税、中小企業などにも全部開かれているというようなお話をございました。じゃ、実態がどうなつているのかということですけど、政府税調も特に総額型について問題にしております。これは、研究開発費を増やすなくても、続けているというだけでも減税になりますから、増加のインセンティブにはならないということを指摘をされているんですね。大臣は既に、この総額型も含めて研究開発税制の全般にわたり様々な観点から検討を行うということをこの間答弁をされております。それ必要だと思うんです。問題は身中なんですね。

繰り返しになりますが、やはり巨大企業に集中している状況を是正する必要があります。配付資料の二枚目を見ていただきたいんですが、これは企業規模別の研究開発費をOECD諸国の国際比較をしたものであります。色の濃い部分が従業員

五十人未満の企業、それから薄い部分が従業員数五十人から二百五十人未満の企業なんですね。国別に見ますと、例えば、そういう企業がビジネス部門の研究開発費の中でどういう割合を示しているのかという資料なんです。トップのニュージーランドの場合は、全体の研究開発費のうち、今の従業員二百五十人未満までの企業で実際に六七・四四%になるんですね。ところが、フランスで二三・四七%、アメリカが一四・九一%、それからドイツが一〇・九九%、日本は極端に低くて四・七六%ということになつております。もちろん、各国でいろんな経済構造の違いということはあると思うんです、日本の研究開発費が他国と比べて非常にやはり中小企業が少ないと、これはやっぱり様々な支援が少ないことの私は一つの反映だと思うんですね。

ですから、やはり将来のことも考えて、こういう中小企業などがせめて外国並みにきちっと研究開発ができるように、こういう中小企業向けの支援を拡大をして大企業向けを縮減をしていくと、こういう見直しが必要かと考えますけれども、大臣、いかがお考えでしようか。

○國務大臣(麻生太郎君) 井上先生のこの配付資料で、日本の企業部門の研究開発費のうちで中小企業の割合が低いという話でありますけれども、これはもう間違いなく中小とか中堅、ベンチャーや含めまして、イノベーションの担い手としての期待というものはこれはもう様々なもので、これは大企業の研究室だけに頼っていたってとてもできる話じゃありませんので、そういったのは、今新しい開発、随分いろいろ出てきていますけれども、びっくりするような開発も地方で、何も東大に偏っているわけじゃありませんので、今度のノーベル賞の梶田先生も、あれは東大の大学院だけではなく他の大学ですし、その他の方もあるは埼玉大学です、最近、東大は最後だけ名前出ていますが、その前の大学は全部違う、地方大学ですからね、あれ。この間、東大の人にはつきり、おたくさんじやないですよと、大学は全部地方の大学だったで

「 しようと言つたら、皆認めておられましたけれども、そういう意味で、地方でそういうものが出てきているのは確かに思うんですね。私ども、この研究開発税制について申し上げさせていただければ、中小企業向けにつきましては、これは税額控除の上乗せということをさせていただいているので、通常ですと八から一〇%の税額控除で、すれども、中小企業向けはこれを一・二%に上乗せ。それから、実際に件数ベースで目れば、中小企業には幅広く利用されておりますのは先ほど申し上げたとおりですが、さらに、大企業と中小企業とで共同で開発する、共同開発という場合には、これは重点的に支援をさせていただきますということをさせていただいて、二十七年度の税制改正でこれは一・二%のものを二・〇%まで引き上げていると想いますので、そういった意味では、中小企業の研究開発というのを促す仕組みとしていろいろやらせていただいているというので、御指摘のとおり、これは非常に大事なところなものですから、これは日本にとって、これで飯を食っていくという、何というのかな、基本がないと、基本的に、何となく、いろんな特許やら何やらおかげさまで日本からの出願数というののほうすごく増えてきてるのは物すごくいい傾向なんだと思いますし、そういうもののを物にしていく、ただ机の上で考えたんじゃなくて、それを実際にものにしていくところに関しましては、日本の場合はこれは中小企業の方が圧倒的に優れていると私どもそう思つておりますので、これは今後とも後押ししてまいりたいと思っております。

いろいろ御答弁ありましたけれど、結果として、中小企業の研究開発がこれによって大きくなっていますので、私どもは、二十八年度末にこの期限が到来いたします、例えば増加型とか高水準型のほか、総額型も含めました研究開発の全般にわたりまして、例えば新しい需要の創出につながるといった観点から、単なる額の話じゃなくて、質としてどうかというような観点から検討を行つてまいりたいと思います。それで、私どもの表現としては全般にわたりと、いう表現を使わせていただいておりますけれども、きちんととしたそういう方向で、私どもにとつて一番将来の飯の種になるところはこれだと思っておりますので、私どもとしてはきちんと応援をしてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 しっかりと中小企業を応援する方向への改定をお願いしたいと思います。

最後に、研究開発減税を見直して増税に踏み込むとなりますと、経団連は実効税率の引下げを更に要求していくと、こういうことにならうかと思われるんですね。経団連の方針は、大企業への増税はもつてのほかで、減税と差引きで少なくとも増税はさせないというものです。

この点で、財務省の立場を確認しておきたいんですが、こういう法人税の政策減税、租税特別措置などの見直しによる増税は実効税率の引下げによる減税とセットでないと認められないというような、こういう経団連の立場でありますけれども、財務省としてはこういうセント論というのはどうお考えなんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、井上先生御指摘のありましたとおりなんですが、この研究開発税制度的なことも含めた改善は必要だと、こういう認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、今いろいろ政策効果というのがよく言われるところではありますので、私どもは、二十八年度末にこの期限が到来いたします、例えば増加型とか高水準型のほか、総額型も含めました研究開発の全般にわたりまして、例えば新しい需要の創出につながるといった観点から、単なる額の話じゃなくて、質としてどうかというような観点から検討を行つてまいりたいと思います。それで、私どもの表現としては全般にわたりと、いう表現を使わせていただいておりますけれども、きちんととしたそういう方向で、私どもにとつて一番将来の飯の種になるところはこれだと思っておりますので、私どもとしてはきちんと応援をしてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 しっかりと中小企業を応援する方向への改定をお願いしたいと思います。

最後に、研究開発減税を見直して増税に踏み込むとなりますと、経団連は実効税率の引下げを更に要求していくと、こういうことにならうかと思われるんですね。経団連の方針は、大企業への増税はもつてのほかで、減税と差引きで少なくとも増税はさせないというものです。

この点で、財務省の立場を確認しておきたいんですが、こういう法人税の政策減税、租税特別措置などの見直しによる増税は実効税率の引下げによる減税とセットでないと認められないというような、こういう経団連の立場でありますけれども、財務省としてはこういうセント論というのはどうお考えなんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、井上先生御指摘のありましたとおりなんですが、この研究開発税制度的なことも含めた改善は必要だと、こういう認識でよろしいでしょうか。

を含めまして、租税特別措置、いわゆる租特ですが  
けれども、これは特定の政策目的を実現するため  
に有効な政策手段となり得るということは間違  
ないのですが、一方で、税負担にゆがみが生じる  
という面があることから、これは本当に必要なも  
のにかなり限定をしてやつていくことが一  
番大事なのであって、私どもは期限が到来してく  
るものを中心いてベースでの見直しを行つてい  
く、例えば先ほど申し上げた、二十八年度末に来  
ますので、ああいつた三つを申し上げましたけど、  
その方向で考えております。

御指摘の経団連の事務方の意見について私が特  
にコメントすることはありませんけど、いずれに  
しても、税率引下げとセットで見直しは行わない  
と考えているわけでは全くありません。  
それから、関係省庁の間でもこれいろいろ政策  
を詰めさせていただいておりますので、いずれに  
しても、先ほど申し上げましたように、増加型と  
か高水準型とか、いわゆる総額型のものが二十八  
年度末に参りますので、そういうものにつきま  
しては、私どもとしては、先ほど、繰り返すよう  
ですけど、質が一番問題なのであって、妙にゆが  
んだものになつてきているのであれば、それはそ  
れでもう打ち切るという形にさせていただければ  
と思っております。

○井上哲士君 終わります。

○藤巻健史君 おおさか維新の会の藤巻です。  
まず、佐藤局長にお聞きしたいんですけども、  
欧米で給料の源泉徴収をしている国はあるのがど  
うか、お聞かせください。

〔委員長退席、理事愛知知郎君着席〕

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げま  
す。

例えば、アメリカ、イギリス、ドイツなどでは  
給与の源泉徴収を行つてているということでござい  
ます。

○藤巻健史君 それでは、日本で給料の源泉徴収  
を始めるようになつた経緯を教えていただきたい  
んですが。

○政府参考人(佐藤慎一君) 日本におきまして、まず昭和十五年でござりますが、このときには、給与所得に対しまず源泉徴収制度ということことで、月々の給与の支払のときに給与の支払者が一定の税額を徴収して納付をするという制度が入りました。その後、昭和二十二年でござりますけれども、その年の最後の給与を支払う際に、給与の総額に対する最終的な税額と年間を通じて納付をされた源泉徴収税額、この間に差が生じるという意味におきましては昭和十五年、それを更に精算をすると、いう形になりましたのが昭和二十二年ということでございまして、源泉徴収制度といふ意味におきましては昭和十五年、それを更に精算をいたしましたのが昭和二十二年ということございます。

○藤巻健史君 最初の質問にちょっと戻らせていただきますが、アメリカ、イギリス、ドイツ等が給料の源泉徴収をやっているというふうにおつしやいましたけれども、日本並みに例えばサラリーマンは全くじや税金に関与しない、関与しないというか書類を出したりする必要がないのか、若しくは源泉徴収はしているけれども最終的に確定申告をしているのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

今お答えいたしましたアメリカ、イギリス、ドイツ三国に関しましては、日本と同様に源泉徴収及び年末調整というその二つの制度を持つておりますのがイギリス、ドイツでございます。

先生のお尋ねは、サラリーマンが納税に関わらないという意味において、恐らく年末調整のことについて心があるんだろうと思つてそのようにお答えをいたしました。

アメリカにおきましては、源泉徴収は行いますけれども、基本的には確定申告義務というのがござりますので、年末調整ということには制度的になつてないということでございます。

○藤巻健史君 アメリカは確定申告をしなくちゃ

いけないということですけれども。

今回の財政、おととい、昨日、今日、その前、

先週もそうでしたけれども、この財政金融委員会

を聞いていましても、その他、前々から、消費税

を上げるときというものは日本は物すごい苦労して

いるわけですね。これ、なぜかと考へると、そ

の一方、消費税を上げるのは物すごい苦労してい

ますけど、所得税を上げるときというものは意外と

いるわけですよ。これ、なぜかと考へると、そ

の一方、消費税を上げるのは物すごい苦労してい

ますけれど、所得税を上げるときというものは意外と

いるわけですよ。

つい最近も、給

与所得の上限を、キャップをくつつけたり、税率

をぼんぼんと変えて、そんな抵抗なくぼんと増税

できちやうわけですよ。

〔理事愛知治郎君退席、委員長着席〕

この差は何かと考えると、やっぱり諸悪の根源

というかは源泉徴収制度じゃないかと思つてしま

うわけですね。要するに、サラリーマンというの

は、手取りでもらっていますから余り税金を納め

て、確定申告をしなくていいということになつて

なると、これだけ所得税も税率が上がつてこれだけ負担が増えたんだとか、じゃ、消費税が上がるのとどっちがいいのかなと、そういうことを考え

るし、また税の支払も結構考えるわけですよ。我々サラリーマン、こんなに税金払っているのにこんなふうに使われていいのかとか。

今の日本のサラリーマンというのは、確定申告をしていない源泉徴収だけのサラリーマンの方つ

て、税金を払っている意識も割と少ない、希薄でしょし、どこに払おうと、払っているつもりが

ないから余り考へていないと、こういう印象を私がよしとされるだらうかという点については、

ちょっとこれは私たちとしては、納税者の手続の簡

純な税率とか方式にしなくちゃいけなくなると思

うんですけれども。

そういうことを考へると、給料の源泉徴収とい

うのは一度見直してみるべき時期に来ているので

はないかと、要するに、会社もコスト掛かるわけ

です。国民の税の意識を変えるためにも、昔み

た。国民の税の意識を変えるためにも、昔み

た。これは、実際集められた方々といふのは、

うちもそういうことをやつていましたので、自動

車総連と違つてうちは炭労相手にやついました

ので、そちらみたいに品が良くないので、ちよつ

とそいつたところから全部集めるというの

です。これが、いかがでしよう。これは財務大臣にお聞

きしたいと思います。大臣にお願いします。

○國務大臣(麻生太郎君) まず、膨大な手間が掛

かりますわな。そのコストはどうなが払われるん

ですか。物すごい手間が掛かりますよ、これ。

これはもうよくある話ですけれども、例えば、組合にいらしたのでお分かりでしようけれども、組合費を組合員一人一人個別に徴収するといった

手間が掛かりますよ、これ。

組合員もまた申込せんよ、あれ。会社と一緒になつて組合から天引きで組合に渡るようになつていま

るのとどっちがいいのかなと、そういうことを考え

るし、また税の支払も結構考えるわけですよ。我々

サラリーマン、こんなに税金払っているのにこん

なふうに使われていいのかとか。

今の日本のサラリーマンというのは、確定申告

をしていない源泉徴収だけのサラリーマンの方つ

て、税金を払っている意識も割と少ない、希薄でしょし、どこに払おうと、払っているつもりが

ないから余り考へていないと、こういう印象を私が

よしとされるだらうかという点については、

ただ、それに掛かりますコストというものは、

これがちょっとどういうことになりますけれども、税の意

識や意義というものを正しく理解していただくと

いうことになるかといえば、これは納税者御自身

に所得及び税額を申告してもらうことを通じてと

いうことになるんだと思つていますけれども、税の意

識や意義というものを正しく理解していただくと

いうことになるかといえば、これは納税者御自身</

して、マイナンバー制度が始まるならちょうどいい機会で、そのコストというのは急激に下がるわけだと思います。かなり捕捉率も高まって、給料の源泉徴収などないと捕捉率が低いなんという状況から、これからがらりと世の中が変わってくるわけです。是非一回、源泉徴収がいいのか、それとも金員確定申告がいいのかというのは研究していただきたいと私は思います。そうすれば、別に私だけじゃなくて、やっぱり消費税を上げたい国も、少なくとも税収、均衡財政をしなくちゃいけない国も割と楽に消費税という選択もできるのではないかというふうに私は思いますので、是非一度研究していただきたいというふうに思います。

次の質問に入りますけれども、よく消費税を上げると景気が悪くなるという人がいらっしゃいます。また一方、駆け込み需要があるからちょっとと長く通して見れば消費税上昇はニユートラルであるという方もいらっしゃるのですが、一般論ですけれども、財務大臣、どういうふうに思われるか、お聞かせください。

○國務大臣(麻生太郎君) 内閣府の試算だと記憶しますけれども、前回の消費税の引上げで、二〇一四年度の個人消費は駆け込み需要の反動減によつて約三兆円程度減少、また消費税引上げによる物価上昇により約二兆円半ば程度減少、物価上昇によつてですね、と試算されているものと承知いたしております。

いずれにしても、経済情勢の話ですから、駆け込み需要の反動減のほかにも物価の上昇というものが消費に与えるという影響も考える必要があるんだと、私どもはそう思つておりますので、消費税の引上げだけではなくて様々な要素が影響を与えるんだと思っておりますので、消費税率を引き上げた際の景気動向についてこれは一概にちょっと申し上げることはなかなか難しいと思っております。

○藤巻健史君 濟みません、ちょっと聞き損なつたんですが、三兆円駆け込みでプラスになつたと

いうのは、これは最初の数字といつのは、税収じやなくて景気の、消費者物価、何がその三兆円増と。○國務大臣(麻生太郎君) 需要の反動と申し上げたんだと思いますが。

○藤巻健史君 過去の実績からするとそういうことなんですか。

もう一つ、もうちょっと消費税を上げると景気が悪くなる、それ以上に税収まで減るとおっしゃる方がいるんですが、それは全否定いたしますか。

要するに、消費税を上げれば景気が悪くなる、景気が悪くなつてもまあ税収はプラスだらうという方も多いはず、税収もおつこつちやうという方もいらっしゃるんですが、そんなことはあり得ないと

思いますが、どうでしようか。

○國務大臣(麻生太郎君) 例えばの話ですけれども、平成二十六年四月の消費税率の引上げでこれ

は五から八ということになつたんですねが、このときはあれは、平成二十六年度の税収というのを前年度の税収に比べますと、消費税が五兆二千億円増加、法人税が〇・五兆円増加、所得税は一兆三千億増加、税全体では七兆円増えております。

消費税を引き上げた場合であつても、消費税以外の税収も着実に増加したというのが平成二十六

年の内閣府の資料です。

○藤巻健史君 もうちょっとそれに関連してお聞

きしますけれども、逆に消費税を下げると景気が良くなつて税収が上がるという人もいらっしゃる

んですけど、その可能性はどう思われますでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 消費税を引き下げた場

合の話ですけれども、これは一定の景気浮揚効果はあるんだと、当然のことかと思いますが、その

影響というのは、これ今一%当たり二兆七千億と

いうことになりますので、消費税収の減収分に見

合の税収増が発生するかということなんだと思いま

すが、日本の税収規模にかんがえて、それはな

かなか簡単じゃないんじゃないでしょうか。私

どもはそう思ひますので、今少子高齢化も進んで

おりますので、私どもとしてはそういつた点は

なかなか今の状況としては考えにくいのではない

かと思つております。

○藤巻健史君 基本的には私の認識も大臣と同じでございまして、私は当時、マーケットにいたの

でよく覚えてますけれども、九七年に景気があ

れだけ下がつたのは、やっぱりおっしゃったよう

に通貨危機でありロシア危機だったと思いま

ます。

はということでございますが、日本のほかに、アメリカ、ドイツ、フランスなど为主要国としてござります。

○藤巻健史君 そう言われちゃうと、ああそうかと皆さん思つちやうかもしれませんけれども、先ほど言いましたようにアメリカも累進課税で、あと、今日ちょっと時間がないので言いませんけれども、累進課税の税率は低いと思います。アメリカの例えれば野球選手が、日本の税制とアメリカの税制を比べた場合、よっぽど多額の給料をもらっているアメリカの選手は低い税金しか払つていませんからね。

それと、もう一つ言うならば、アメリカも累進課税といながら、先ほど言いましたけれども、相続税は九億円まで非課税ですから。九億円から課税になつたて、そんなの累進課税ですごいなんて、それは累進課税はすごいかもしませんけれども、九億円まで無税ですからね。全然日本に比べれば、日本の方がよっぽど二重の累進課税が強いではないかなと私は思います。

次に、それに関連してなんですけれども、今、日本つてやっぱり二重の累進課税、ちなみに言いますと、我が党、我がおおさか維新の会は、広く浅い相続税ですかね、累進なんかにしないで広く浅い、これは我が党の相続税に対する見解なんですねけれども、二重累進課税じゃないということなんですね。

それはともかくとして、私、今、日本経済をもしか成長戦略で何かするといふと、やっぱり贈与税をなくすのが一番効果があると。この前も税金の問題で、税制によつて世の中が変わるといふ話、ちょっと外貨預金の話をさせていただきましてけれども、贈与税がなくなれば、親は子供にどんどんどんどん家を建てたり自動車をやつたりしますし、それから、特に所得の多い経営者層、もう一生懸命そんな節税とか脱税、脱税じゃないで組みいろいろ考えて、貴重なエネルギーをそつちに使つているわけですよ。極めて大きいマイナ

スになると思うんで、贈与税をなくせばどうか。贈与税をなくすためには、当然のことながら、その補完税である相続税もまとめてなくさなくちゃいけないんですね。

現状、二〇一六年度で相続税収というものは一兆七千億円計上しているわけです。この一兆七千億円をなくして、これなくすだけじゃ大変でしようから、これ、たばこ税、たばこ一本三円上げると三千億円の增收だということで、一本当たり十八円、二十本入りで四百円、幾らか私、今、私たばこはないので知りませんけど、四百円を八百円か何かにすれば、相続税も贈与税もなくせるわけですよ。たばこが四百円が八百円に上がって、かつ相続税、贈与税がなくなると、これ日本にとつて経済、雲泥の差が出てくると私は思うんですけどね。

それはやっぱり、ちょっと、あいつ、たくさん相続して生意気だとかこのやろうと思う人はいるかもしないけど、このやろうと思つたって、日本本の景気がわっと上がり自分の収入がぱつと上がる方がいいんじゃないかと私は思うんですけど。

○國務大臣(麻生太郎君) たばこは余り吸わないの。

ということで、たばこ税上げて、相続税、贈与税をなくすというアイデアはいかがでしようか。大臣、お答えください。

○國務大臣(麻生太郎君) たばこは余り吸わないの。

これは、前にたばこ税を上げるときに、公明党的北側さん、たばこ吸う人、私もといふんで、あの当時、たばこ吸うやつはみんな上げるのに反対、たばこ吸わないやつはみんな賛成というような話になつて、ちょっと極端なことになつた記憶が、政調会長をやらせていたいたときにそういう記憶があるんですけれども。

いずれにしても、あの頃そういうものがわっていくのがよく分かりましたし、全くイギリス人の労働意欲が変わったというのは、もう間違いない事実だと思いますけれども。

やつて、こちらは中曾根さんがなられたんだと思いますけれども、あの九〇年代にかけまして、やっぱり規制緩和とか累進課税とかいろんな形が起きて、まあ国鉄が民営化されたり、いろんなものも起きましたし、たばこは専売公社がとかいつて、いろんなものも、こつちもやらせていただくことになつたきっかけになつたということだと思いますので……。

472

○国務大臣(麻生太郎君) 決して悪いことだとは思いませんけれども、結果として格差が付いたと  
いうことが今一番問題になっているんじゃないん  
ですか、と思ひます。

○藤巻健史君 最後の部分はちょっと反論があるんですけども、時間がないので、またこのくらいにいたします。

○中山恭子君　日本のこころを大切にする党、中山恭子でござります。

今、藤巻先生のお話伺いながら、消費税増税について、やはりそのときの経済情勢、環境というのが非常に大きく影響するだろうということを改めて感じたところでございます。やはり前回の消費税5%から8%へアップしましたときには、デフレ状態の中で品物の価格というのではなくて、買うものがついていない状況の中で、税が課されて品物の価格が上がったという、そういったことに対する非常に強い抵抗感があつたのであるうと考えております。もちろん、税だけではなくて、買うものがあつたほとんどのうと、それぞれの家で十分足りているといったような状況というのももちろんあります。うかと思ひますけれども、消費税を増税する場合、引き上げる場合には、やはり経済状況といふものをしっかりとつかんでおく必要があるだらうと考えております。

私どもは、昨年十一月四日に、経済の現状を踏まえた緊急提言という形で、今、増税に耐えられるほど日本経済は回復していないのは明らかである。しかし、消費税増税が既定路線とされ、それが国民の消費マインドに不安を与える、消費を抑へ付けていた。したがつて、二〇一七年四月の消費税増税延期を早々に宣言し、国民に安心感を与える。消費マインドの冷え込みから脱却すべきであると。そういう提言を行いました。

今回の法案の中にこの消費税増税の法案が入っておりますが、私どもは二〇一七年四月の消費税増税については延期をすべきである、しかも延期を

するに当たっては早い段階で宣言すべきであると考えております。国际金融経済分析会合などの様子を見ましても、消費税増税の時期ではないというような意見が強く出されておりますので、その辺り、もう一度財務省として考え直していただけないものかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃる話と、いうのは、ずっとこのところ中山先生が主張しておられるところだと存じますので、今、私どもとしても、世界的ないわゆるリスク回避というものが起きておりますので、金融市場でそういった雰囲気が広がっているので日本もその例外ではないということは私ども十分に理解をしておりますけれども。

この間、上海で行われましたG20の中におきましても、少なくとも、今の中の世界情勢を見たときには、いわゆる各国の、主要国の景気は緩やかであるけど確実に回復しているとか、また新興国においても成長は引き続き顕著とか、いろいろな話が出ておりますので、世界経済の現状を見た場合は、いわゆる市場の変動の規模というものは今の世界経済のファンダメンタルズというものを確実に反映したものではないということが示されたところだと認識しておりますし、事実、日本におきましても、企業収益は過去最高というのははつきりしておりますし、有効求人倍率も二十四年ぶりの高水準ということにもなっておりますので、そういういた意味では、私どもとしても、ファンダメンタルズは確かにどうこうに認識をいたしております。

したがいまして、この消費税の話ですけれども、これは社会保障と税の一體改革ということで与野党で合意したというのが元々のいきさつですか、それで、人口減少、少子高齢化というような状況の中につては、我々としては、少なくとも今の社会保障といったものを確実に後世といふのに残していく等々のことを考えた場合に、私ど

するに当たっては早い段階で宣言すべきであると考えております。また、このところ行われております国際金融経済分析会合などの様子を見ましても、消費税増税の時期ではないというような意見が強く出されておりますので、その辺り、もう一度財務省として考え方直していただけないものかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

大臣でよろしいですか。

○國務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃる話というのは、ずっとこのところ中山先生が主張しておられるところだと存じますので、今、私どもとしても、世界的ないわゆるリスク回避というののが起きておりますので、金融市場でそういうふうな雰囲気が広がつてるので日本もその例外ではないといったことは私ども十分に理解をしておりますけれども。

もはこれは非常に大事なものであるううと思いますし、したがつて、この消費税の増額になつた部分を社会保障とか、基本的に介護とか医療とか保険とか、そういうたものに回すということをきちんとしたところだと思つておりますので、私どもとしては、今の段階で、リーマン・ショックとかいろいろな表現が使われていますけれども、私どもとしては、今の状況で上げるというのは、国際的なところを見ましても、今後の税の流れ、財政の流れ等々、いろんなことを勘案して、私どもとしては予定どおりやらせていただくべきと思つております。

○中山恭子君 今回、税法は一括法になつておりますまして、日切れ法案と、それからこういつた消費税の引上げ法案が一緒に提出されております。日切れ法案につきましては、もちろん国民生活、経済活動に影響を与えるものでござりますから、迅速に処理する必要がある法案でございます。消費税法改正につきましては、これだけは別個の法

律として審議すべきものであると考えております。現段階で引上げを確定してしまう必要もないはずでございまして、別個の取扱いをしていただけていたらなどつづくと考へておるところでございますが、もちろん三党合意はあるのでしよう

けれども、それ以上にもっと重要な理屈でこの消費税法案は別個で扱うべきであつたと、あると、過去形で言つていいのかどうか分かりませんけれども、考えております。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、御存じのよう  
に、平成二十四年度の税制抜本改革法というのが  
成立して以降、毎年度の税制改正におきまして、  
税制抜本改革法の第七条というのに示されており  
ます各税目の改革の方針性というのを踏まえて総  
合的に検討して取りまとめたというもので、一括  
たら。

法案として国会で御審議をお願ひさせていたゞく

ているところです。

平成二十八年度の税制改正でも、今の税制抜本改革法の規定を踏まえまして、低所得者対策として、この当該法人会員の事、これに

での消費税率の軽減税率制度の導入として、それに伴います中小企業零細企業者への支援措置とか、デフレ脱却とか経済再生を確実なものにするための法人税改革の推進を中心とする各種の対応など

を総合的に一体として講じることとさせていただ  
いておるのは御存じのとおりです。  
したがつて、この二十八年度の税制改正におき

論をいただく必要があるんだと考へておりますて、一括法案として御審議をお願いさせていただければと思つておる次第です。

○中山恭子君 公共事業についてお伺いいたしました。

百三十七億円としつつ、局地的豪雨等を踏まえた防災・減災対策を充実するとともに、インフラの老朽化対策を計画的に推進、また民間投資を誘発し経済活性化につながる物流ネットワークの整備等を推進するとあります。

公共事業は、そもそも国が責任を持つて進めるべき事業でございます。この増加率は〇・〇%でございまして、この額では日本を、私たちの子孫に美しい国土、公共施設を残すということがまず不可能であろうと考えておりますし、もっと積極的に公共事業を拡大すべきであると考えております。これまで、そうですね、二〇〇〇年代に入つてからと言つていいでしようか、公共事業費は減少し続けておりまして、国が責任を持つて進めなければならぬ事業について非常におろそかに扱われてきたと言つてよいかと考えております。ある意味では、将来この時期を振り返つて、国の怠慢であると評されても致し方ない状態まで來ているのでないかと考えております。

大臣はもう十分御承知のとおりでござりますけ

れども、橋、トンネル、港、道路、ダム、上下水道など、あらゆるインフラが老朽化してしまつております。全国のこのようなインフラを系統立て整備計画を立てて、安全な国づくりを早急に進めることが大きな課題であると考えますが、大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣（麻生太郎君） 確かに、小渕内閣のときが、公共事業が十六兆五千億ぐらいだったと記憶しますので、それから十兆以上これまでに減少しているという状況で、そういうた公共事業は悪といふようなイメージがずっと定着しておつたというのが日本のこの永田町周辺若しくは新聞における実態だったと、私どもはそう思つております。

いずれにいたしましても、公共事業というものにつきましては、今おつしやるとおりに、これは防災とか減災とか子供の命を守るとか子孫に美しない国土をとか、いろいろなことは極めて重要なんだと思っております。と同時に、これはやっぱり、日本の産業というもののことを考えますと、ミッショングリンクとかいろいろな言葉がありますけれども、いろんな意味で、生産性が向上するためには物流がきちんと流れるようにしておかねばならぬとかいうような当たり前の話で、こういったものが日本の成長力というのを高める意味で大事なものなので、こういったものを重点化して効率化してというのは、これはもう先生おつしやるとおりに重要なことだと思っております。

二十八年度の予算においても、三大都市圏の環状道路等々、これは効率的な物流ネットワークの強化とか、パナマ運河が水深十八メーターになるというような時代にあって、今、日本でいかに着岸できるところで十八メーターの水深を持つている港というのは一級港湾といえども数えるほどしかありませんから、そういうた意味では、機能を強化する等々、質の高いインフラというものは、これはもう間違ひなくしっかりと実行していくしかねばならぬところだと思っております。

加えて、やっぱり荒れるアメリカと言われた一

九八〇年代というのは、一九三〇年代にニューディールのときにやつたいわゆるインフラが五十年間放置しておつたらどんなことになつたかといふあれが最も分かりやすい例で荒れるアメリカになつた八〇年代だと思いますので、そういうた意味では、日本も高度経済成長期からちょうど数えでかれこれ五十年ということになるうかと思ふますので、老朽化といふものは、同様に、アメリカに比べて日本はメンテナンスをよくしているところだと思ってますので、そういうた意味ではそれなりに維持しているとは思いますが、アメリカに比べて地震やら台風やら、そういうたものは明らかにこちらの方が自然状況が厳しいものがありますので、そういうたものを含めて考えますときちんとやっておかねばなりませんし、メンテナンスとか、そういうものプラス今申し上げたようになります。

○中山恭子君 まさに大臣おつしやるとおり、また大臣がそのようにお考へいただいているということは大変心強いところでございます。

災害が起きてから対応するというのでは、これはとんでもない形が出てまいります。死亡事故などが起きないように、災害が起きる前に公共施設、インフラをしっかりと整備しておくことが大切だろくと思っています。次世代の人々が快適に生活できるようにしておくこと、これは私どもに課せられた一つの使命であろうと考えております。

そういうた意味で、今大臣もおつしやられましたけれども、修理だけではなくて、老朽化対策だけではなくて、今私どもができる質の高いインフラ整備を図るべきであると考えております。これも昨日、大臣おつしやつていただきましたが、資産にないものでござります。

○中山恭子君 公共事業は国交省だけに関わるものではありませんし、防衛省を除く各省庁に関わるものでございます。

そういうた中で、やはり財務省が自ら単価についても研究をし、現場を見て、国交省がやつていいことについても財務省としてはリードしていくべき必要があるだろうと考えております。

○中山恭子君 まずは早速にそのコストですね、賃金コストなどの費用について考え方とか調整する形を取つていただけたら思つております。

昨日、不落が起きないよう、また歩切りがある

ことをやつてもよろしいのではなかろうかと考

べてあります。

それともう一つは、やはり単発の事業ではなく

全国にインフラ、先ほど申し上げましたよう

な橋、トンネル、港、道路、ダム、上下水道、全

国に広がつている事業でございますので、これを年に比べて地震やら台風やら、そういうたものは明らかにこちらの方が自然状況が厳しいものがあ

りますので、そういうたものを含めて考えますときちんとやっておかねばなりませんし、メンテナンスとか、そういうものプラス今申し上げたようになります。

今、所得を増やそう、賃金アップをせよといふように考えておりまして、その中の主要な部分

との関係で歩切りが起きたり不落が起きたりしてい

るようになりますが、まずは、公共事業の単価が低過ぎるのではないかと考えております。そ

れども、地方の業者が仕事を請け負える、そ

して、その仕事を中小企業の人々が受け止められ

る、そういうた環境をつくつておく必要があると

考えておりますが、まずは、公共事業の単価が低すぎるのは賃金コストであるかと思います。

今、所得を増やそう、賃金アップをせよといふように考えておりまして、その中の主要な部分

との関係で歩切りが起きたり不落が起きたりしてい

るようになりますが、まずは、公共事業の単価が低すぎるのは賃金コストであるかと思います。

今、所得を増やそう、賃金アップをせよといふように考えておりまして、その中の主要な部分

との関係で歩切りが起きたり不落が起きたりしてい

るようになりますが、まずは、公共事業の単価が低すぎるのは賃金コストであるかと思います。

今、所得を増やそう、賃金アップをせよといふように考えておりまして、その中の主要な部分

との関係で歩切りが起きたり不落が起きたりしてい

るようになりますが、まずは、公共事業の単価が低すぎるのは賃金コストであるかと思います。

今、所得を増やそう、賃金アップをせよといふように考えておりまして、その中の主要な部分

との関係で歩切りが起きたり不落が起きたりしてい

公共事業について、安全確保のために公共事業投資を惜しむなどいうような標語を作つてもいいかと考えておりますが、その財源についてはいろいろな御議論が必要なのであるうと考えております。

昨年、私どもからは、十一兆円の補正予算を組むという形で、十一兆円についての財源はそれは苦労しなくとも確保できるというようなことを御提案しております。外為特会等の剩余金や積立金、金利低下による国債の利払い費の減少額、政府保有株式の現時点での、これは今売却するといふことではなかろうと思ひますけれども、いろいろなことをお考へいただきたいと思っておりますが、いかがでござりますか。

○副大臣(岡田直樹君) 公共事業の財源として、御指摘の外為特会それから労働特会あるいは年金特会という問題意識も先生お持ちというふうに聞いております。

外為特会、内部留保二十二・七兆円ということでおざいますけれども、これはやはり外国為替相場の変動等に備えるために特会法の規定に基づいて必要な金額を積み立てておるものであります。これは流動的な要素もございますので、なかなか他の財源として使うことは難しいと思っておりまして、労働特会については、雇用保険の積立金の水準、今六・三兆円、これ二十七年の三月でありますけれども、国庫負担の当面の在り方を含めて厚労省の下にある労働政策審議会でこれを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしております。また、年金特会も、運用資産額百四十六兆円ということでございますけれども、これは被保険者から徴収された保険料を原資として将来の年金給付の財源となるものでございますので、これを活用して公共事業を行うということはなかなかに我々としてはお答えを申し上げることの難しい課題であろうかと思います。

○中山恭子君 確かにいろんな事情があつて難しいでありますと、いうことは予測できるわけでござります。

この公共事業については、IMFからも、またG20からも、投資であつて、公共事業は借り入れをしてその事業費を賄つても元が取れるということを例えればIMFサーベイにははつきりと書かれております。そういう中で、公共事業用に政府紙幣の発行ですとか無利子公債の発行、また建設国債でもよろしいかと思いますが、場合によつては日銀の中に基金をつくつて、これから十年、二十年、公共事業用にそれを引き出してその都度使うといつたようなことも考へていつてもよろしい事業費であると考へておりますが、この点に関してはいかがでございましょうか。

○委員長(大冢敏志君) そろそろおまとめください。  
○副大臣(岡田直樹君) はい。

ただいま、政府紙幣あるいは無利子非課税国債や、日銀の中にそうした特会口座のようなものを設けるという様々なアイデアいたしましたけれども、これは確かに前のリーマン・ショックの時、これがどんなアイデアが出されたところでございました。現在の状況の中でこれを検討して、要すればなかなかそれぞれに事情があつて困難であろうということでおざいますので、またお時間のあるときには、中山先生と御議論させていただきたいと思ひます。

○中山恭子君 ありがとうございます。  
○平野達男君 平野達男でございます。

昨日は、消費税率の引上げに伴いますいわゆる不交付団体への税源偏在、そしてその是正についてお話を伺いました。年金特会も、運用資産額百四十六兆円ということでございますけれども、これは被保険者から徴収された保険料を原資として将来の年金給付の財源となるものでございますので、これを活用して公共事業を行うということはなかなかに我々としてはお答えを申し上げることの難しい課題であろうかと思います。

○中山恭子君 確かにいろんな事情があつて難しいでありますと、いうことは予測できるわけでござります。

○平野達男君 本当に大きな災害でしたから、災害に対応しての措置だというふうに理解します

周辺では多分実質ゼロということになるんだろうと思います。それがこれから五年間の地方交付税の配分のいわゆる人口の基礎になるということになるわけですけれども、今回どのような配慮をなされて地方交付税の配分をされるのかということについての確認をちょっとしておきたいと思います。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

東日本大震災によりまして平成二十七年国勢調査人口がゼロ又は激減する団体にございましては、交付税の算定額が大幅に減少することから、特例を講じることいたしております。具体的には、被災三県内の原発被災団体及び津波被災団体並びに福島県につきまして、火山噴火により全島避難した際に国勢調査が行われました三宅村に対しまして講じました特例と同様の特例を講じることいたしております。すなわち、帰還の意思をお持ちの方は元の市町村に住民票を残していくらっしゃいますので、平成二十七年国勢調査人口に代わりまして平成二十二年の国勢調査人口に住民基本台帳人口の減少率を乗じた人口を用いるということいたしております。

さらに、その特例を講じても減少率の大きな団体がございます。そのため、段階的に減少させる激変緩和措置を講じ、かつ人口減少率をマイナス一〇%以上引き下げないといった特例を設けるという措置を講じる予定でございます。それに加えまして、農家数、水産業者数につきましても、新たな農林業センサス及び漁業センサスの公表によりまして、平成二十八年度の交付税算定に用いる数値が東日本大震災の影響によりましてゼロ又は減少する一定の被災団体に対しましては別途特例措置を講ずることいたしております。

これらの措置によりまして、被災団体においても安定的な財政運営が可能となるよう対応してまいりたいと考えております。

○平野達男君 本当に大きな災害でしたから、災害に対応しての措置だというふうに理解します

し、是非そのようになつていただきたいというふうに思います。

〔委員長退席、理事愛知治郎君着席〕

しかし、その一方で、昨日、税源の偏在の問題についての確認をちょっとしておきたいと思います。特に、市町村単位で見た場合にはかなりの差が出てくる場合もあるんだろうと思います。

そういうことを考へたときには、地方交付税の配分という今の単位費用を乗じて積み上げてくるんですけれども、人口という要素だけではなくて別な要素も加えるというようなこともそろそろ検討を始めておく必要があるのではないかと、いうふうに思ひますけれども、今総務省の中ではどういうふうな議論になつておるでしょうか。

○政府参考人(内藤尚志君) お答え申し上げます。

今回公表されました国勢調査人口の速報値では、全国の人口が前回の平成二十二年国勢調査から〇・七%減少いたしまして、八二・四%の市町村、千四百十六団体におきまして人口が減少したことになります。地方交付税は、そうした人口が減少している団体を含めまして、それぞれの地方団体がきちんと標準的な水準の行政を行なうことができるよう必要な財源を保障するものでございます。

このような地方交付税の財源保障機能を適切に發揮いたしますために、人口減少や高齢化の更なる進展と人口構造の変化を踏まえた地方団体の財政需要の変化あるいは地域の実情を的確に把握いたしまして、交付税の算定に反映することが必要と考へております。例えば、平成二十八年度におきましては、その地方財政計画に重点課題対応分といたしまして、人口減少や高齢化が著しい地域の高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進に要する経費を五百億円計上いたしまして、これを普通交付税の基準財政需要額

にも盛り込むこととしているところでございま

んだろうというふうに理解をしたいと、いうふうに思います。

今後とも、地方団体の御意見も伺いながら、社会経済情勢の変化等に対応した交付税の算定に努めてまいりたいと考えております。

○平野達男君 分かりました。

いずれ、先ほど言つたとおりでありますけれども、市町村によって、私が現場歩いている感覚からしても、人口減少は急激に進むなという地域とそうでない地域、というのはやっぱりはつきり言つてあると思います。そういう構図の中で、地方交付税は減つていく、人も減つしていくという負のスパイラルに陥るだけでは、なかなか構図を是非つくつていただきことを重ねてちょっとと要望しておきたいというふうに思います。

そして、今回の所得税法の改正でございますけれども、マーンは軽減税率の導入であります。私も、どちらかどいうとどいうか、考え方としては、今回の複数税率、軽減税率よりは、やっぱり給付付き税額控除の方が当初の税と社会保障制度の一体改革を入れたというときの発想からしてもまだいいというふうに思つています。

ただ、今回、軽減税率に基づいて財源問題について年内に結論を出すということでございましたから、それについてはしっかりと結論を出していただきたいと思いますし、やはり軽減税率を入れること以上に、私は、今の日本の社会保障財源を安定化させるということ、それから財政再建にしっかりと基礎を築くことという観点からすれば、やはり今回の所得税法の改正といふことについては賛成をさせていただいて、予定どおり地方消費税の8%から10%の実施をやつていただくということをお願い、切に希望するというよりは、私が希望するのもおかしいんですけども、もう政府自体はそれをやるという前提で今回法律を出しておりますから、それに賛成をする以上は、それも含めで今回の法律が成立するんだろう。もし多數で可決ということになれば、予定どおり実施するということを含みで成立する

ボットでやつているということになつてているわけですが、それが更にどんどん進んでいく

というはどういうことかというと、例えば、今までのところは、どういうことかといふと、例えは、今五分ほど、これから税制の在り方といたることについて、若干の議論を雑談風にちょっとやらせて失礼でござりますけれども。

#### 〔理事愛知治郎君退席、委員長着席〕

先般、人工知能が围棋に勝ちまして、四戦やつて三勝一敗だったようですね。そして、その前はもう既に将棋でも勝つっていますし、チエスではもうとつこの昔に勝つっているということです。一方で、日本のシンクタンクがどこかが何か出していましたけど、これから人間の労働がロボットに置き換え得る職種ということでそのリストを出していまして、かなりの製造業の部分が、何でしようか、ロボットに置き換える得るというような話を出しています。

それに、人工知能がこれからどのように発展するかは分かりません。カーツワイルさんみたいに、もうあと何十年後かすれば世界は人工知能で動くようになるという人もいれば、そんなばかなことは許されない、そういうことは起こらないといふ人もいまして、どっちになるか分かりませんが、ただ、先回のダボスの会議の中でも、第四次産業

革命の中でこれから起るる様々なテクノロジーの進化が我々の社会にどういう影響が出てくるかといふことも大きなテーマになつてくるほど大きなテーマになつてきているということだと思います。す。

今回、今日は税の議論でありますから、その労働がロボットに置き換わるということについて

は、もう既に自動車のメーカーとかなんかではなくなりも、工場に行つてしましますと人が見えないぐらいもう全部機械でやつてているという、口

時代になつてきているというのは、現実にもう日本にありますから、そういうことになつているんではあります、水冷でやつてます。

トーマス・ピケティさんの例の「キャピタル」という本は、みんな分厚い本ですけれども、長いあればだけの分量を掛けていわゆる資本収益率が成長率を上回るということを証明したということもなんんですけど、まさにその究極の姿は、資本即労働ということがまさにピケティさんの言つてのことの究極の姿にもなるのかなどということなんですが。

そうなるかどうか別として、流れとしてはそういう方向に向かつているということで、格差の問題言い過ぎるという議論もありますけれども、この所得の再分配という問題は相当やつぱりしっかり議論しておかないと、これから税制の中ではこの流れの中で大きなブーケターを占めるようになつくるのではないかという感じが強くなっています。

それに、人工知能がこれからどのように発展するのでしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) A.I.って、アーティフィシャルインテリジェンスですかね。このA.I.が、人工知能が進んでいくといふ話ですけれども、下手したら多分日本が一番進む可能性があるうかと存じます。ほかの国は、やっぱり一神教の国といふところにおいてはなかなか神を超えるみたいな話にはとても行かないといふので、みんなブレーキがどこかで掛かるんですが、こちらはその点が大分感覚が違うこともあります。人工知能に関しては、最も研究で最前線で出てきているのは、今、日本といふことになつてきておりますので。

現実問題として、アイデアはいいけれども物理的にそれをつくれるかといふと、今の例えは広島県吳にあります会社で、人間の髪の毛を縦に三十

五等分できる、ダイシングという技術ですけれども、その技術を用いますと、サランラップ一枚にシリコンウエハーが五枚入ると。とても正気の沙汰では考えられないんですけども、もう事実でありますけれども、その極論の世界というのは資本イコール労働という世界なのかなというふうに思えるわけです。

トーマス・ピケティさんの例の「キャピタル」という本は、みんな分厚い本ですけれども、長いあればだけの分量を掛けていわゆる資本収益率が成長率を上回るということを証明したということもなんんですけど、まさにその究極の姿は、資本即労働ということがまさにピケティさんの言つてのことの究極の姿にもなるのかなどということなんですが。それが行き着く先がちょっとどうなるかというのは、私の七十五過ぎた想像力ではちょっと超えておるようなところがありますので付いていかないところはありますけれども、間違いなく、今言われたようなことを含めて、人間の労働といふところの部分が、かなりの部分、機械化される、ロボット化されていく流れというのはもう間違いないんで、行き着くところが資本イコール労働というところの究極はそこに行き着くんだと思いますけれども。

ただ、いろんな意味で、人間じやなきやできなといふ部分も、感性の問題とかいろんなところが残りますので、人間、機械とだけで生活できるかと、ロボットだけ全てできる、人工知能のロボットの女性たさんと二人だけでセックス含めて全部できるかと、よく科学者の中では話題になる、その種の話はよく聞かれますけれども。是非、そういうものを含めて、すごい時代が変わつてきているということは分かりますけれども、それから先どこまで行くのかと言われるところもありますので、ちょっと。現実問題として一番多く進むのは日本、これだけは間違いないよう気がしますけれども、その行き着く先がどの程度でどうのをつくり上げるのも最初に日本がつくり上げないと、下手なところでやらせますと極

端なことになりかねぬと思つてはいるので、その点、日本はなあまあまなところでそこそこ収まるという知恵が我々の長い歴史の中で培われたDNAだとも思つてはいるので、そこらのところが、一番安心してはいるんですけども、その点についての答えがまだ私の頭の中で見えていわるわけではありません。

○平野達男君 終わります。

○委員長(大家敏志君) 速記を止めてください。

○[速記中止] 委員長(大家敏志君) 速記を起こしてください。

○委員長(大家敏志君) 速記を止めてします。

○前川清成君 民主党的前川清成でございます。

○前川清成君 民主党的前川清成でございます。総理、お疲れさまでござります。今日は、総理と税制の議論をさせていただくことを大変光栄に思つております。

私も、お隣にいらっしゃる尾立さん同様に、税理士の資格は持つておるんですけども、あるいは、民主党政権では政府税調の委員は副大臣が務めました。大久保座長の下で、金融を担当する政府税調の委員もさせていただきました。ただ、専門的に税法を学んだこともありませんし、もとより浅学非才でありますので、オールラウンドプレイヤーでいらっしゃる総理にいろいろと忌憚なくお教えいただけたらと思つております。

その前に、総理、今民主党の前川と、こう申し上げたんですが、この民主党という政党がもうすぐなくなります。総理の御発言を承つておりますと、民主党に厳しいといいましょうか、僭越ながら、大変対抗心をあらわにしておられるような気をしております。民主党政権に対して総理のお立場からすると様々な御批判があることは当然かと思いますが、ただ、私は、いつでも自民党だけが政権という政治ではなくて、かつ批判するだけの野党でもなくて、いつでも自民党に取つて代わることができるもう一つの大きな固まり、これは

日本の政治には必ず必要だと、こういうふうに考えております。

この点、通告もさせていただいていないんです

が、ちょっと御感想をお聞かせいただけたらと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今般、民主党が二

十年の歴史に幕を閉じて、新たな政党として生まれ変わることに対しましては祝意を表明したいと

思いますし、何となく民主党という名前がなくなるのは名残惜しい気持ちもあるところです。

ですが、今、前川委員がおっしゃったように、政党間でお互いに切磋琢磨していくことこそが民主主義の発展にもつながるわけだと思いますし、これは日本の国益にもつながっていくんだろうと、このように思つておるんでありますので新たに生まれ変わる民進党と、恐らく参議院選挙においては全ての選挙区、

ほとんど全ての選挙区で戦うことになるわけでございまして、戦うことになりますので、多少、私の意に反して厳しい言葉を使うこともあるわけですが、お互いに切磋琢磨していくことにございますが、お互いに切磋琢磨していくことにございます。お互いを鍛えて、そして、もって国民の負託に応えていきたいと、このように考えております。

○前川清成君 総理、私も今日、意に反して失礼な言葉を使つかもしれません、そのことはお許しをいただきたいと思います。

それで、第二次安倍政権三年間の税制改正を見

てまいりますと、貧乏人のひがみに聞こえてしまふかも知れませんが、格差が拡大している中で、貧困が広がっている中で、どうも安倍政権の税制

というものは金持ち目線ではないのかと、こういうふうに感じてしまうことがあります。今日は、ちよつとそういう観点で質問をまとめさせていた

だときたいと思います。

まず最初に、第二次安倍政権で法人税、およそ四割から二割台、二〇%台まで引き下げられました。これで減税額どのぐらいになるのか、お聞かせをいただけたらと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 減収額、財務省の試算

思いますけれども、財務省の試算では一兆円から二兆一千億ということになろうかと存じます。

○前川清成君 私どもの計算では、減税のみではおよそ三兆八千九百九十一億円、ただし課税ペー

スの拡大がありますので、今大臣がおっしゃった

ように、一兆六千二百七十三億円になろうかなと

いうふうに思います。

それで、これは麻生大臣で結構ですけれども、企業が国際競争力ということと、これ恒久減税、毎年この額の減税ということと、これが回復させていくために必要だらうと、こういう視点でお進めになつておられるんだらうと思いま

す。

○國務大臣(麻生太郎君) 基本的にそうです。

○前川清成君 この法人税減税、とりわけ日本の企業が国際競争力とすることと、これが恒久減税、毎年この額の減税といふことと、これが回復させていくために必要だらうと、こういう視点でお進めになつておられるんだらうと思いま

す。

日本を代表するグローバル企業でありますトヨタ、このトヨタの販売台数のうち八割は海外です。

二割だけが国内です。各企業がグローバル競争を続けていく中で、日本の法人税だけ突出して高かつたら確かに産業が空洞化してしまう、こういう危険、危惧というのは、私もある程度納得できるところがあります。

ただ、私が経済産業委員長をさせていただいた際に、アジア拠点化法という法律ができました。

るのかという問い合わせをして、ほとんどの会社は、その国の法人税が安いとかではなくて、その国のマーケットが成長する、市場が成長する、こういう理由で海外への進出を決めているようあります。

も、国の財政が極めて厳しいときに、少子高齢化で社会保障に膨大なお金が掛かるときに、あるいは東日本大震災からの復旧復興を成し遂げなければならぬときに、それでもやっぱり法人税の減税かというのを私は疑問に思つてますが、この点について総理のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

ばならないときに、それでもやっぱり法人税の減税かというのを私は疑問に思つてますが、この点について総理のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

も、国の財政が極めて厳しいときに、少子高齢化で社会保障に膨大なお金が掛かるときに、あるいは東日本大震災からの復旧復興を成し遂げなければならぬときに、それでもやっぱり法人税の減税かというのを私は疑問に思つてますが、この点について総理のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

税ベースの拡大がありますのでトータルでは百一十五億円の減税にとどまっていますけれども、二十五年では三千五百四十四億円の減税、二十六年は一兆二千二百九十一億円の減税になつておりますので、今、麻生大臣が言われたように増減税同額ということではなくて、トータルでは大幅な減税になつていています。

その上で、日本の法人税の税率が本当に高いのかという点で、お手元に配らせていただいた資料の一枚目を御覧をいただけたらと思います。これは、文芸春秋から、文春新書から出ております富岡幸雄先生の「税金を払わない巨大企業」という著書の一巻冒頭部分を少し紹介させていただきました。

二〇一三年三月期で、三井住友フィナンシャルグループが一千四百七十九億八千五百万円の税引き前利益があるけれども、法人税は三百万円、税率は〇・〇二%、ソフトバンクについては七百八十八億八千五百万円の利益に対し、税額が五百円で〇・〇〇六%と。

日本は様々な租税特別措置がありますので、この実効税率という点でいえば、日本の法人税、そんなどんなに高くないのではないかと私は考えますが、総理、この点いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 法人税においては、二十六年度の政策税制の利用額がこれは増えていることについては、二十五年度及び二十六年度の税制改正において企業の貸上げや投資拡大を支援するために所得拡大促進税制などの政策税制を充実した結果だとこれは受け止めておりましたが、これにより減収が生じているのは事実であります。しかし、政労使会議の開催といった取組のほか、こうした政策税制も一つのきっかけとして、例えば政権交代前はほとんど行われなかつたベアが三年連続多くの企業で実現する見込みとなるなど、経済の好循環が確実に生まれているわけあります。

また、この法人税をめぐっては、先ほど財務大臣から既に答弁をさせていただいておりますが、

表面税率が高いと言われてまいりましたが、他方で課税ベースが狭いとも指摘されてきているわけでもございまして、今回の法人税改革においても、そうした点も頭に入れながら、政策税制や欠損金の繰越控除制度の見直しなど課税ベースを拡大し、これによつてしっかりと財源を確保しつつ、表面税率を引き下げるこことによって法人課税をより広く負担を分かつて構造へと改革することにしており、議員の問題意識にも沿つた改革となつてゐるんだろうと、このように思つておりますが。

経済の好循環を確実なものとしていくためには、企業に対して、設備、技術、人材といった未来への投資を促していくことが重要であり、私たちも未来投資に向けた官民対話などの場で企業の積極的な取組を要請し、経済界からも、昨年、政府による政策対応を前提として、二〇一八年度に設備投資を八十兆円まで拡大といった意欲的な見通しが示されてきたところでございます。

これと併せて、政府としても、事業環境の整備の一環として法人税の政策税制や法人実効税率二〇%台の実現といった対応を行つてあるところでありますて、こうした政府の対応を踏まえて、実際に企業のマインドが変わり、賃金や投資拡大などを積極的に取り組むことを期待をしております。

また、今ここでお示しをいただいたこの三井住友フィナンシャルグループですか、これ実効税率〇・〇二%ではないかといふことも示しておられます。これが持ち株会社でございまして、例えばこの下にある三井住友銀行自体は、失礼しました、ちょっと数字は言えないということになりますが、これ言わば持株会社でございまして、

○国務大臣(麻生太郎君) これは度々御指摘のあつておりますし、前川先生と前にもお話を申し上げたとおりですが、基本的にこの三年間で見ますと、去年までのまま出でていませんけれども、これまでのを見ますと、最初の年で二十四兆五千億の内部留保、翌年、一昨年ですけど、これは二十五兆円の内部留保、合計四十九兆五千億の内部留保が出ていたと思いますが、それに比べて給与は幾ら上がつたかといえば、初年度は下がつております。二年度がちょっと上がってというところになつていてるんですが、それでもまだマイナスだったんですが、去年の分でやつと上がって、トータルで約五千億のプラス、だから、五十兆入つて五千億円だけ給与が増えたというのが実態。これが

今私どもが申し上げておる企業の内部留保がたまり過ぎておるというので、内部留保に税金掛ける等々、大久保先生等々が言つておられる話の背景はそれだと思つております。

結果ですので、ここもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○前川清成君 総理、まず冒頭申し上げた点で、対抗意識をあらわにされるといふんですけれども、ベアは、これは民主党政権どうこうじゃなくして、総理が常常口にされる二十年続いたデフレの結果ですので、ここもよろしくお願ひ申し上げた

それと、今、次にお聞きするつもりの経済の好循環の点をおつしやつていただいたんですけど、去年、トヨタの営業利益が一兆七千五百億円でした。しかし、ベアは、この春のベアは千五百円でした。今見えていただいだとおり、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJ、みずほコーポレート銀行、それぞれメガバンクがこれほど好業績なんですねけれども、そもそもこの春、ベア自体を要求しませんでした。一枚目の資料を見ていただいたらと思いますけれども、これの方で表を作させていただきました。経済の好循環が本当に起こればいいんですけど、それも、これ私の方で表を作らせてしましました。経済の好循環が本当に起こればいいんですけど、企業が業績を伸ばしても、麻生大臣がよくおつしやるとおりで、内部留保だけが積み上がりつづいて、設備投資もほとんど増えない、従業員に対する給料の支払も増えない。法人税を下げれば好循環が起るというのはちょっと単純にはいかないのではないかと私は考えておりますが、総理、いかがでしよう。

○国務大臣(麻生太郎君) これは度々御指摘のあつておりますし、前川先生と前にもお話を申し上げたとおりですが、基本的にこの三年間で見ますと、去年までのまま出でていませんけれども、これまでのを見ますと、最初の年で二十四兆五千億の内部留保、翌年、一昨年ですけど、これは二十五兆円の内部留保、合計四十九兆五千億の内部留保が出ていたと思いますが、それに比べて給与は結構出ていますよ、間違いない。だから、そういう意味では、組合の中の話を私どもと言われても、いかがなものが何とは思いますが、しかし、基本的には、長いこと続いたデフレの思想というものはなかなかまだ抜け切つておられないといふところが大きなところじゃないかなと私自身は、前川さん、基本的にはそう思つております。

○前川清成君 私も、別に統制経済をしていても、何でもありませんので、麻生大臣と同じように思つています。給料というのは労使間の話合いで決まるものであつて、政府が云々かんぬんではありません。

ただ、私が今お尋ねしたコンテクストは、法人税を下げたところで給料には回らないんじゃないですかと。そもそも法人税は何に対して掛かるか、というと、売上げから原価を差し引いて、給料を差し引いて、残ったもうけに対して法人税が掛けられたのですから、法人税を引き下げるのと経済の

好循環というのはそもそも因果関係に立たないのではないかということを今申し上げたわけです。

それで、次に、お配りしている資料の三枚目を御覧いただきたいんです。これは先日、小池委員も取り上げられたかと思います。金融所得課税に関するての財務省がお作りになった資料であります。

軽減税率が廃止されました。その結果、税率が少し上がりましたが、しかし、この表を見ていたらお分かりのように、百億円の所得があって実効税率は一七%なんです。学校を出ですぐ僅かな給料をもらつても一五%引きされる。百億円以上の収入があつても一七%。私は、これは公平を失しているのではないかなど、こういうふうに思います。

この金融所得課税について少し強化する必要があるのではないかと考えますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 年間所得が一億円を超えると所得税の負担率が下がるという実態については、高所得者ほど合計所得に占める株式等の譲渡益の割合が高い中、株式等の譲渡益は二〇%の税率が適用されていることから生じたものと考えておりますが、金融所得課税の見直しについては平成二十六年から上場株式等の配当及び譲渡益について軽減税率を廃止したところであります、これによつて、高所得者ほど所得税の負担率が上昇する傾向が見られ、所得再分配機能の回復に一定の効果があつたのではないかと考えています。

今後の税率の水準については、引き続き今般の改正の効果を見極めることが必要であります、見極めるとともに、経済社会の情勢の変化や税制全体の在り方の中で、位置付け等も踏まえつつ検討する必要があると考えております。

○前川清成君 総理おっしゃつていただいたとおり、またこのグラフにもありますとおり、百億円以上の収入のある方のうち七八・七%は株による収入です。例えばこの一年前、平成二十五年度で

いいますと、百億円以上もうけている人の収入、ではないかということを今申し上げたわけです。

それで、次に、お配りしている資料の三枚目を御覧いただきたいのは、働く得る勤労所得に比して実効税率は一七%なんです。学校を出ですぐ僅かな給料をもらつても一五%引きされる。百億円以上の収入があつても一七%。私は、これは公平を失しているのではないかなど、こういうふうに思います。

この金融所得課税について少し強化する必要があるのではないかと考えますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 年間所得が一億円を超えると所得税の負担率が下がるという実態については、高所得者ほど合計所得に占める株式等の譲渡益の割合が高い中、株式等の譲渡益は二〇%の税率が適用されていることから生じたものと考えておりますが、金融所得課税の見直しについては平成二十六年から上場株式等の配当及び譲渡益について軽減税率を廃止したところであります、これによつて、高所得者ほど所得税の負担率が上昇する傾向が見られ、所得再分配機能の回復に一定の効果があつたのではないかと考えています。

私は、この金融所得について足が速いから高い税率は駄目なんだというのではなくて、何とか税金を少しでも軽くならないように皆工夫するわけですね。この点で、昨年の税制改正で出国時の譲渡所得課税の特例というのもできました。

しかし、先刻も麻生大臣おっしゃつていていたよ

に、ケイマン云々かんぬんとおっしゃつていていましたが、今の二割の税金であつても皆さん喜んで税金払つているのかといえば、そうじゃなくて、何とか税金を少しでも軽くならないように皆工夫するわけですね。この点で、昨年の税制改正で出国時の譲渡所得課税の特例というのもできました。

それで、いろいろと総理とは議論をさせていたしましたが、金持ち目線という点で、三世代同居の推進の税制であります。先日の予算委員会でも議論されたと思いますけれども、三世代同居を推進するための補助金であり、あるいは減税であるといふような説明でありますけれども、しかしながら、実際におじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、お孫さん、この三世代が同居しているかどうかは確認しないんだ、なぜならばプライバシーに関わるからだと、こういうふうな説明がございました。

しかし、税制というのは、例えば所得税でいうと、誰がどれだけ所得があるのか、誰がどれだけ亡くなつて、どれだけ遺産を残されたのか、もう死んでしまつた場合に、どういった制度がござります。あるいは今回スイッチOTCの減税も入りまして、これは、誰がどんな病気でどういう薬を飲んでいますかといふことも明らかになります。ある人は教育資金贈与信託という制度、これも第二次安倍政権が始まつてすぐくられましたけれども、誰々さんのお孫さんはどこの学校に行つて、奨学金と違つているかというのも信託銀行

に対しても明らかになつてくるわけで、私は、この三世代同居を確認しない理由としてプライバシーの侵害になるというのを少し納得ができないわけです。

億円のうちおおむね十から三十億円程度が三世代同居への支援に相当すると考えております。

○前川清成君 プライバシーということを理由にされることに関しては、是非もう一度お考えいただけたらと思います。税制というのは、私はもうプライバシーの塊だと、だから税務署員には厳格な守秘義務も認められているわけで、その点いかがかなと思つております。

それで、お配りした資料の四枚目を御覧いただきたいと思います。日本の財政状況についてあります。

ちょっとカラーではありませんので御覧にくいかもしませんが、バブル崩壊後、自民党政権が景気対策ということで大量の公債を発行してまいりました、ごめんなさい、自公政権ですね、が大量の赤字国債、建設国債を発行してきました。国の借金がトータルで一千兆円とも言われております。

この一千兆の借金について、総理はどう感じておられるのか、次の世代への負担の先送りという点でどう感じておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この国の債務につきましては、言わば累積債務が、今、前川委員の御指摘のように、もう一千兆円を超えて積み重なってきたのは事実でございます。

そのため、我々は、しっかりと財政規律を取り戻す上においても財政の健全化を進めていくところでございまして、二〇一五年度にはプライマリーバランスの対GDP比を半減するお約束し、それを実行しているところでございます。二〇二〇年度までに我々は黒字化を目指していきたいと、こう思つておりますし、今回も新規発行の公債発行額を十兆円減額することができたわけでございます。

大切なことは、しっかりと経済を再生をしていく、経済を再生していく中においてデフレから脱却をし、収支を増やし、同時にまた無駄遣いを減らしていくことが大切ではないかと、このように

かましませんが、バブル崩壊後、自民党政権が景気対策ということで大量の公債を発行してまいりましたけれども、総理が御出席になったサンクトペテルブルクのサミットにおいてもこのようないいふうに思つています。

お配りした資料の六枚目にも書かせていただきまして、それは今年の一月二十二日の施政方針演説でも、「二〇二〇年度の財政健全化目標を堅持します。」といふうに述べておられます。

ただ、この二〇二〇年の基礎的財政収支黒字化、これが本当に実現できるのかという点でお尋ねをしたいんですが、一枚戻つていただいて、お配りした資料の五枚目の上の図です。

これもやはり財務省の資料でありますけれども、二〇一七年に消費税を一〇%に引き上げて、かつ経済が好調だとしても、二〇二〇年の時点で六兆二千億円足らない。経済が停滞した場合には十一兆九千億円足らない。六兆二千億というと、消費税にして約三%分になります。十一兆二千億というと、消費税にして約六%足らないということがあります。

どのように基礎的財政収支の黒字化を達成しようとされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどの御指摘についてであります、自民党政権あるいは自公政権が今まで大きな累積の赤字を積み重ねてきたのではないかと。確かに我々反省すべき点は多々あると、このように思います。

しかし、他方で、二〇一四年の衆議院の解散の際に、総理は、次回は消費税の引上げは先送りしないんだと。例えばですが、二〇一四年の十一月十八日の記者会見ですけれども、再び延期することはありません、ここで皆さんにはつきりそう断言します、景気条項も廃止をします、三年間、三

考ております。

○前川清成君 先刻申し上げたとおり、私も意に反して少し厳しいことを申し上げれば、この膨大な借金をつくってしまったという自覚、責任、この辺を是非今の与党の皆さん方にはお持ちをいただきたいというふうに思つています。

そこで、今の御質問でございますが、二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化に向けては、成長

着実に推進をしていきます。その際、社会保障に

ばそういう危機の中にあっても比較的低い状況に収めることができたということも言えるのではなかと思います。それと、大きな点は、やはりこの二十年間デフレ経済が続いた中においては、どうしても税収が増えなかった、そういう反省から

も、我々、デフレ脱却を第一に掲げているところだときたいといふうに思つています。

そこで、今の御質問でございますが、二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化に向けては、成長

戦略を着実に実施することで名目三%以上の経済成長を目指すとともに、歳出歳入両面での改革を

ついても聖域化されることなく、効率化や無駄の排除を徹底して行っていきたいと考えています。

また、二〇一八年度時点で目標達成に向けた歳出

改革等の進捗状況を評価し、必要な場合には、デフレ脱却、経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討することとしているところでございます。

その点で、何で消費税の引上げが争点になるのかなども、定数削減もできていない、軽減税率も入っている、実質賃金も下がり続けて

いる、この状況で消費税を引き上げるべきだとは

我が党の岡田代表も枝野幹事長もおっしゃつていよいよ、私たちも、定数削減もできていない、軽減税率も入っている、実質賃金も下がり続けて

おり、この状況で消費税を引き上げるべきだとはないかと、こういうふうに言う人もあります。

しかし、これも誤解のないように申し上げれば、私が党の岡田代表も枝野幹事長もおっしゃつていよいよ、この夏の参議院選挙は消費税の引上げに

ついで国民の皆さんに信を問う選挙になるんじやないかと、こういうふうに言う人もあります。

しかし、これも誤解のないように申し上げれば、周りが余りやかましいですし、私も今年選挙なんですが、ダブル選挙だとか言う人もありますし、さらには、いやいや、ダブル選挙もやめて

おいて、この夏の参議院選挙は消費税の引上げに

だときたいといふうに思つています。

お配りした資料の六枚目にも書かせていただきまして、それは今年の一月二十二日の施政方針演説でも、「二〇二〇年度の財政健全化目標を堅持します。」といふうに述

べておられます。

そこで、今の御質問でございますが、二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化に向けては、成長

成長を目指すとともに、歳出歳入両面での改革を

着実に推進をしていきます。その際、社会保障に

ついても聖域化されることなく、効率化や無駄の

排除を徹底して行っていきたいと考えています。

また、二〇一八年度時点で目標達成に向けた歳出

○前川清成君 何度も何度も総理も尋ねられて辟易としておられるかと思いますけれども、御容赦をいただきたいと思います。

その上で、軽減税率に関するです。

これも、一月の七日でしたか八日でしたか、総理と本会議の代表質問で少し議論をさせていただ

きました。この軽減税率についての一番の問題は、私は線引きが難しいということではないかと思

ます。その際に例を挙げさせていただいたのは、確かに食品、私たち毎日口にしますが、一匹百円

のサンマも軽減税率で、百グラムで何十万円かかるキヤビアも軽減税率。これが低所得者対策と本

当に言えるのかと。

あるいは、今回外食については軽減税率を適用しないと、こういうふうになつていていますけれども、外食が必ずしもぜいたくなのかと。総理のお嫌いなデフレですけれども、デフレの頃は牛丼が一杯二百五十円でした。本当に生活の厳しい方は、自分で御飯炊いたりおかず作つたりするのも大変だから二百五十円の牛丼を食べて帰つたといふこともきつとあると思います。それにもかかわらず、そつちは一〇%で、家の中で豪華な食事をしても八%、その線引きが大変難しいと。それにもかかわらずこの軽減税率を導入すると。

さらには、与党の中でも、これは初めての一歩で、さらには、書籍についてどうするんだとか、あるいは、本会議の際に申し上げたのですが、自分に占める割合は高収入の方よりも高くなつてお

りまして、消費税が有しているいわゆる逆進性の緩和の観点からも有効であると考えております。また、買物の都度に痛税感の緩和を行うことができわけでございまして、千円のものが、これは千百円ではなくて一千八十円だということ、八十円に軽減されているということを実感として持つことができれば痛税感の緩和にもつながるのではないかと、こう思う次第でございます。

そこで、今、前川委員がいろいろと御指摘になりましたが、基本的に我々は、もう既に線引きを明確にしているわけでございまして、個々の物品についての陳情合戦ということにはもう既に困つていなゐわけでございます。

この線引きが明確になつていて中で御納得をいただきながら、そして痛税感の緩和を行い、そしてまた同時に、これは逆進性を緩和することにもつながつていくのではないかと、こう考えていました。

○前川清成君 今の御発言は、将来にわたつてそのままけれども、こちらの方がより少ないお金で、かつ本当に困つている人たちに対して手を差し伸べることができるのではないかと。しかも、税源の浸食が少ないので、この消費税の引上げといふのは社会保障のためです、税源が浸食されれば、その分、社会保障がカットされることになつてしまひます。その意味において、私は、軽減税率よりも給付付き税額控除、こちらの方が適当だし好ましいのではないかといふふうに考えておりま

す。この点を最後にお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

かつて物品税というのがあって、テレビはぜいたく品だ、自動車はぜいたく品だ、だから高い税金を掛けてもいいんだと、こういうことだったと思ひますけど、今の時代でいえばそうじやなくて、

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この軽減税率についても軽減税率というのは得心ができないんですね。改めて総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○前川清成君 それは、総理、当然だらうと思います。今年の税制改正について議論が終わつていてこれまた軽減税率の対象として議論するといふことにについては考へていないことでござります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどの、更にこの軽減税率の対象を拡大するのではないかということについては既に答弁をさせていただいておりますが、補足的に答弁をさせていただきますと、基本論として、特定の物品やサービスのみを対象とする代替品との間でゆがみが生じ得ること、

すが、ということはございますが、基本的には、我々、今回、一兆円の規模で軽減税率を導入したところでございますが、さらに、今後、今の段階でこれをまた軽減税率の対象として議論するといふことがあります。そこで既に答弁をさせていただいておりました。この点でどうしてもどうし

ても軽減税率といふのは得心ができないんですね。改めて総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○前川清成君 それは、総理、当然だらうと思います。今年の税制改正について議論が終わつていてこれまた軽減税率の対象として議論するといふことがあります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まだ陳情合戦を繰り広げる各業界団体がこれから陳情合戦を繰り広げると。再来年も、三年後も四年後も、毎年毎年年末になると、うちの業界も、これも入れてくれ、あれも入れてくれといったふうにきつとなつて、そこ

で悪いことをしようかと思う人が出ないのかといふ心配を私は申し上げているわけでございます。今おつしやるような痛税感、痛税感ですけれども、これも本会議の際に申し上げたのですが、自分が付けていませんが、これは日々の生活において幅広い消費者が消費税を減少させるおそれがあることから、安易な陳情合戦をまた生じさせることも懸念されまして、慎重に考へるべきものと、こういうふうに考えております。

○井上哲士君 日本国共産党的井上哲士です。

法人事の引下げについて総理にお聞きいたしました。

一一年度連続で法人実効税率の引下げが行われて、二九・七四%まで引き下げられることになります。この実効税率の引下げは、安倍総理が一昨年の初頭のダボス会議で法人実効税率を国際的に遜色のない水準まで引き下げると言宣言したことから始まるわけであります。

今回、一昨年末の与党税調で掲げた二〇%台が実現をするわけですが、この二九・七四%という数字は、総理としては国際的に遜色のない水準に

なつたと、こういう御認識でしょうか。それとも、まだそこまでなっていないので今後更に引き下げる可能性があるということでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 國際的に遜色のない水準であるかどうかということであります、が、國的に遜色のない水準に移行できたと、このようになります。

○井上哲士君 今後については注視をしていきたく思つております。経団連などは更に下げる、こういうことを言つておられるわけですから、今の答弁はしっかりとテークノートしておきたいと思います。

それで、経団連はアジア近隣諸国並みの二五%

まで引下げを求めておりまして、今後も政府への働きかけ強めることで予想されるわけですね。この点、先日の本会議で我が党議員の質問に対して、今回の法人実効税率の引下げが他国に対して、法人実効税率の引下げの圧力にはならないという趣旨の答弁をされましたけれども、なぜそういうことが言えるのか、この根拠はどういうことでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今般の法人税改革は、日本の法人実効税率が國際的に見て高いと指

摘されてきたことを踏まえまして、これを國際的に遜色のない水準まで引き下げる、ことを目指して取り組んできたものであります、諸外国よりも殊更に税率を低くしようとするものではありません。

また、単に税率引下げだけを行うものではなくて、課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保しながら税率を引き下げる、こととしておりま

して、このことから諸外国との税率引下げ競争あ

るいは減税競争となるような改革ではな

いということは明らかであります、このように思つております。

○井上哲士君 引き金になるかどうかはあります

が、圧力としてどうなるかということはしっかりと他国の動向を私は見る必要があると思うんですね。

例えば、お隣の韓国では、今法人税は國税で二二%でありますけれども、引き上げるかどうかで今議論が行われております。特に野党や市民団体が、福祉財源の確保のために、また急速に進む少子高齢化社会への備えとして法人税の引上げを求めているわけですが、政府・与党は國際的な法人税引下げ競争を理由として引上げに反対しているんですね。

具体的に、例えば昨年の二月の四日、日本の財務大臣に当たり副総理も務めておられます企画財政部長官の崔熒煥氏は国会審議の中で、法人税の引上げを求める野党に対して、法人税の問題は国

際間の競争であるとして、日本は財政状況が我々よりはるかに悪いにもかかわらず法人税を更に引き下げる計画を持つていると、こういうことを言つて、日本を取り上げてこういう引上げに反対を

をしているという答弁をされているわけですね。

日本よりも法人実効税率がはるかに低い韓国でもこういう議論ををしているわけで、明らかに私は

日本の法人税引下げがこういう競争の圧力として働いていると、こう思いますけれども、総理の認識とは違うんじゃないでしょうか。いかがでしょ

うか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば、議論する際、諸外国で様々な議論が行われたとは思います。

特定の国に議論についてコメントは差し控えたい

と思いますが、平成三十年度には二九・七四%ともなるわけであります、ただ、今おっしゃった、

例として挙げられた韓国とはこれは大きな差があるわけでござりますから、そうした点をよく冷静

に分析をしていただければ、決して日本が法人税を下げていく競争に参入をする、あるいは、日本

よりもはるかに低い国を意識して下げているのではない、ということは御理解いただけるのではないかと、こう考えております。

日本といたしましては、國際競争力を維持して

いく、あるいは獲得していく上においては、これは法人税だけではなくて様々な面から競争力をこ

れは高めていく努力をしなければならないと、こ

う考えでいるところでございます。

○井上哲士君 先ほどの、前の質疑のときも財務大臣から、BEPSなどを挙げて、法人税引下げ競争をやつても意味ないという議論が行われていました。

○ECDにおいても、際限のない税収の減少や競争をやつても意味ないという懸念が指摘をされて、BEPSなど多国籍大企業への課税逃れを防ぐための先進国や新興国が協調して対応福社切捨て、庶民増税につながるという懸念がありますか

○井上哲士君 確認しますが、総額型も含めて見直しを検討していくと、こういうことによろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今後とも、この必要性や政策効果を見極めて、真に必要なものに限定していくことが重要と、こう考えていくと、こ

ういうふうに先ほど申し上げた、政策税制については申し上げたところでございますが、研究開発

税制についても、今後については、現時点で具体的なアイデアがあるわけではありませんが、様々な観点から検討してまいりたいと思います。

○井上哲士君 確認しますが、総額型も含めて見直しを検討していくと、こういうことによろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今後とも、この必

要性や政策効果を見極めて、真に必要なものに限

定していくことが重要と、こう考えていくと、こ

ういうふうに先ほど申し上げた、政策税制につい

ては申し上げたところでございますが、研究開発

税制についても、今後については、現時点で具体

的的なアイデアがあるわけではありませんが、様々な観点から検討してまいりたいと思つております。

○井上哲士君 是非しっかりと見直しをお願いしたいと思います。

最後に、先ほど来、ステイグリツ氏などを含めた、様々な学者も入れた国際金融経済分析会合が行われたことについてお話をありました。この

席上、ステイグリツ氏は、消費税を増税するタイミングではないと、こういうことを言われました。

私たちとはそもそも増税に反対であります、特に今この状況でこれはやるべきでないということは申上げてきたわけですね。

総理は、大変良い示唆をもらつたと、こういう発言をされたとあります、ただ、ステイグリツ氏はこれだけを言ったわけじやない

んですね。例えば、成長の果実は一部のトップ層

に偏つて格差が一段と拡大しているという指摘も

されておりますし、景気低迷の原因は需要不足にあつて、平等性を高める政策は需要を増やして効果的だと、こういう強調もされておりますし、具体的には、賃金上昇や労働者保護を強める政策、財政出動ならば教育や若者の健康への政府支出と、こういうことも言われております。

総理、大変良い示唆をもらつたということでありますが、こういうことも含めて考える必要があると考えますけれども、総理の御認識はいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) スティグリツ教授は、日本の現状に対してといふよりも、これは世界経済、あるいは米国を中心とした傾向等に対して様々な警鐘を鳴らされたんだろうと思いますが、日本におきましてもスティグリツ氏の指摘した点は大変重要なものであると、傾聴に値するところ、このように考えたところでございます。

○井上哲士君 我々は、消費税の増税は中止をすべきだと申し上げてまいりましたが、それに加えて、まさにスティグリツ氏の指摘は、私はアベノミクスそのものの転換の必要性を示していると思います。そのことも併せて強く求めまして、質問を終わります。

○藤巻健史君 おおさか維新の会、藤巻です。よろしくお願ひいたします。

ちょっと質問する前に一つ、今日の今までの質疑を聞いていて、財務省にちょっとクレームを付けておきたいと思うんですが、前川委員が使われていた申告納税者の所得税負担率というのは、これ、今国会でも何度も使われて、私が聞いただけでも何度もこの表を参照されて発言があつたんですね。すけれども、年収百億円を超える人たちは一七%しか所得税を払っていないという話なんですね。これ、百億円つて物すごい年収なんですが、そんな人いるのかと思つて聞いたたら、過去十一人だけいたというんですね。その十一人をもつて、一七%しか払っていないから、金融課税の一〇%は低いなんという議論は、これおかしいと私は思つたのですね。確かに、前川委員が、これを見た

ら確かに一七%、低過ぎるじゃないかとクレームを付けるのは十分分かるんですけど、昔、一いか一七%に増えたわけですね。これは、やっぱり一〇%から二〇%に上げたときにその説得材料として使った図表じゃないかと思うんですよ。

やっぱり証券税制が二〇%であるか三〇%であるか四〇%であるかと決めるのは、たつた過去十一年の人たちがもうかつたからずるいとかそういう話じゃなくて、不平等だとそういう話じゃなくて、二重課税であるとか、それから、若しくはリスクマネーが取れないと産業の新陳代謝が進まないとか、要するに銀行じゃお金は集まらないんだとか、そういうことを考えて税率は決まるべきであつて、たつた一人のための税率を考えると、どういふうですね。ですから、こういうミスリーディングな資料をウエブにずっと載つけておくといふのはちょっとおかしいんじゃないのかなと私は思いました。以上なんんですけど。

次に質疑に入りたいんですが、総理は、消費者物価指数二%を全力を挙げて達成するとおっしゃつていますし、それから昨日の大久保委員からも質問がありましたが、異次元の量的緩和二%を達成するためについてをやつていますが、出口が問題だという話もありました。そういう副作用が心配されるような量的緩和をやつてまで、二%を達成されているように見受けられます。配付資料の、これバブルのときの動きを見ていたときだといふんです。一九八五年から一九八九年、バブルだつたわけですが、狂乱経済と言われたあ

そこで、ただしかし、地価がこれどんどんどんどん高騰する中において、一般庶民が土地を取得あるいは住む家を取得する上において様々な困難があることから、これはそれを冷やしていくところです。

言わば、我々が行おうとしているのは、そうした不均衡なものではなくて、言わば、まずはデフレ経済、非正常なデフレ経済から、デフレ不況から脱却をしていくことが大切でありまして、正常な形で二%の物価安定目標をターゲットをいたしましてそれを実現させていきたいと、こう考えておる次第でございます。

○藤巻健史君 株、不動産、ゴルフ会員権等は消費者物価指数には入っていないくて、これが上がる場合は資産インフレというわけですね。インフレ、デフレという言葉を使うときは、やはり消費者物価指数とか、それからGDP、データーのことをいうわけですが、先ほど申しますように、当時のグリーンズパン議長、九月二十五日、ちょっと私、自分の本から取つてきましたけれど、これ、いつの九月二十五日か覚えていないのですが、彼が、過去十年の個人消費の伸びは、所得の増加よりも住宅資産の上昇が大きく影響している可能性があると書いてある。資産価格の上昇、すなわち資産効果で景気が良かつた可能性があると書いてあるんですね。同じようなことを日本金融学会の会長の清水先生もおっしゃつておられたようですね。これ、行き過ぎたところには土地と株が急騰したからこういうような状況になつたわけです。これ、行き過ぎたと確かに思うんですけども、少なくとも言えます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このバブル時代の特徴は、物価の上昇、確かに物価は上昇していることは、土地と株の値段が上がれば経済は好転するんだということだらうと思います。

質問をちょっと順番を変えて、次、日銀総裁にお聞きしたいんですが、これ、次の添付資料にちょっとありますけれども、昨日、大塚耕平委員からもちょっと質問があつた関係、名目金利と実質金利の関係なんですか、當時、名目金利、これ八%、ちょっと例でほんと入れただけなので、

もつと、長期金利六%ぐらいだったかなという気がするんですが、インフレ率は少なくとも〇・五%、名目金利が六%だとすると、実質金利はめちゃくちやに高いんですね。それなのに経済は狂乱したんです。

ということは、私は、これは経済学者に言うと笑われちゃいますけれども、日本においては景気というのは資産価格、土地とか株の値段が極めて重要じゃないか。またこれを言うと金持ち目線だと云つて怒られるんですけれども、でも、経済を良くするためには土地と株の値段を上げることが重要じゃないかと。土地と株の値段をインフレ率に入れれば下にちょっとありますけれども、あの頃土地の値段つて二〇%ぐらい上がっていましてよ。実質金利はむちゃくちやに低かった。だからみんな経済が狂乱したというふうに理解もできるんですけれども。

それから、もう一つ言つちやいますと、三ページ目に、当時のグリーンズパン議長、九月二十五日、ちょっと私、自分の本から取つてきましたけれど、これ、いつの九月二十五日か覚えていないのですが、彼が、過去十年の個人消費の伸びは、所得の増加よりも住宅資産の上昇が大きく影響している可能性があると書いてある。資産価格の上昇、すなわち資産効果で景気が良かつた可能性があると書いてあるんですね。同じようなことを日本金融学会の会長の清水先生もおっしゃつておられたようですね。これ、行き過ぎたところには土地と株が急騰したからこういうような状況になつたわけです。これ、行き過ぎたと確かに思うんですけども、少なくとも言えます。

○参考人(黒田東彦君) まず、金融緩和の度合いにつきましては、経済に中立的だと考えられるい

わゆる自然利子率と比較して実質金利がどの程度低いかということによつて規定されると考えられます。御指摘のバブル期は、潜在成長率あるいは期待成長率が極めて高くて自然利子率も非常に高

水準にありましたので、実質金利もある程度とうかかなり高かつたんですけど、自然利子率と比べると実質金利はかなり低かったということです。やはりバブル期は金融政策は非常に大幅に緩和的であったというふうに思つております。

御指摘のように、資産価格の上昇に伴ういわゆる資産効果が経済活動を刺激する一つの波及経路となるものであるということはそのとおりだと思いますけれども、まさにバブル期の経験が示すように、あのような経済の実態から乖離した資産価格の高騰とか、あるいは金融機関の行動の過度な期待の強気化というのは、やはり長い目で見ると経済に大きな調整コストをもたらし得るというふうに考へております。

日本銀行としては、あくまでも一%の物価安定の目標の実現を目指してマイナス金利付き量的・質的金融緩和を着実に推進してまいりたいというふうに思つております。

○藤巻健史君 いや、私も別にあのときの土地と株が上がつたことが良かったと申し上げているわけではなくて、要するに土地と株の上昇は経済の状況に非常に影響するんだよということは申し上げたかつたというふうに思います。

次に、大臣にお聞きしたいんですが、このときに、最初の表を見ていただくと分かるんですが、この消費者物価指数が極めて安定していたわけなんですが、これなぜかといえば、これ一番右の為替見ていただければ分かるんですけど、これプラザ合意のせいで一年に五十円とか四十円ずつ円高になつていいいるわけですよ。これは輸入デフレもいいところで、それは当然消費者物価指数は上がらないわけですよね。

この財政委員会でも私はドル安が極めて重要なことを申し上げたんですが、どういうふうに思われるか。ちょっと見ていただくと分かるんですが、一九八九年に円高方向から円安方向に変わった途端に、消費者物価指数、ぱんと上がつてゐるわけですよ。極めて為替と消費者物価指数

。

というのは連動していると思うので、もし二%に上がったといかるを得ないんじゃないかと。そして持つていかざるを得ないんじゃないかと。そうすれば、消費者物価指数、政権が希望している消費者物価指数なんてばんと上がると思うんです

が、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々は、為替に働きかけることを目的として政策を今進めていく考

えはないわけでございまして、まさに黒田総裁の下で行われている質的・量的緩和、そして今回マ

イナス金利の導入ということになったのでございますが、これはまさに二%の物価安定目標を達成

するために行つてゐる金融政策でございまして、これは円安を誘導するための政策ではなくて、結果として円安になつてゐるということはあるかも

されませんが、これは円安を目的としている政策ではないということをございました。

今後も、円安を目的とする政策を打つていくと

いふことは、これは黒田総裁も考えておられるんだと思うと、このように思ひます。

○藤巻健史君 円安を目的とするというと國際社会からたたかれるので、そうおっしゃらざるを得ないんだと私は理解しておりますけれども、ただ、

アベノミクスが最初の頃に非常に成功してゐたのは、総理がまだ野党自民党的な総裁のときに、八十

円のときに、これは円高がいかぬと、円安にしなくてやいかぬということを野党総裁としておつしやつてくださつて百二十円まで行つたから、最初アベノミクスは成功したと私は思つてゐます。

ですから、私、今もう時間がないので議論いたしませんけれども、別に介入とかそういうことをしなくとも、幾らでも円安ドル高を誘導する方法

というのではありませんので、まさにただで、財政出動する必要もなくて国力が良くなるんだつたら、是非そういうただの、税制を含めてですね、この前ちょっとマル外という、外貨預金非課税にしたらどうだといふのをこの委員会でも御提唱いたしましたけれども、いろんな方法があるので、そ

。

いう無税で財政も出動しない方法を是非考えていただきたいと思います。

一分ほどあるので最後に質問いたしますけれども、私は、今後また円安になると、かなり消費者物価指数つて二%またすぐ行つちやうと思うんで

すよね。特に、おととい、国土交通省が公示価格を発表して、三大都市圏、商業地一・九%上がつてきているということで、まさにバブルの初期の頃と同じように株のレベルも、ちょっとと為替と全然違いますけれども、同じようなレベルに来ていまして、ひょっとすると消費者物価指数、CPIが二%になるんじやないかと思うんですが、その

とき一番問題は、日銀黒田総裁が消費者物価指数二%に達成したからということで出口を摸索しなくちゃいけない。要するに、異次元の量的緩和をやめなくちゃいけないということになる。これが一番の日本の今抱えている最大の問題かなと私は思つてゐるんですけど、最後に確認したいんですけど、黒田総裁は、目的を達成されたらば異次元の量的緩和はやめるのでしょうか。ここで明確にお答えいただきたいのですが。

○委員長(大家敏志君) 黒田総裁、簡潔に答弁願います。

○参考人(黒田東彦彦) はい。

量的・質的金融緩和導入以来、またマイナス金利付き量的・質的金融緩和を導入したときも申し上げておりますけれども、日本銀行の金融政策は二%の物価安定目標の実現を目指し、これを安定的に持続できるようになるまで現在の政策を続け

るということです。物価安定目標が達成され、二%の物価上昇率が続いている、あるいはそれを更に上回つていくときには、金

融緩和を続けるということはない、というふうに思ひます。

○委員長(大家敏志君) 藤巻健史君、おまどめください。

○藤巻健史君 はい。

。

もう時間が来ましたので、これで終わりにしたいと思います。

○中山恭子君 日本のこころを大切にする党、中山恭子でございます。

今日、総理がいらしてくださいましたので、ありがとうござります、やはり拉致問題についてお伺いしたいと思っております。

北朝鮮は、ミサイルを発射するなど、金正恩第一書記が大層張り切つてといましようか、焦つていらっしゃるように見て取れます。また、北朝鮮の内部では不安定な状況があるとの見方もありますが、十分注意深く対応する必要があると考えております。

総理が拉致被害者を何としても取り戻したいと強く思つていらっしゃることはよく分かつております。ただ、今地方を回りますと、拉致被害者の家族の方々や関係者、それから町の方々が非常に拉致問題に関心を持つといいましょうか、心配しながらいるという様子を見て取ることができます。もっと言えば、この拉致被害者救出に對して失望と虚無感が広がつていてと言つてもいいような状況になつております。現内閣になつて大いに期待したけれども、全く遠い存在で、政府が拉致被害者を救出するつもりがあるのかどうかすら分からないと心配する声が各地から聞こえてきています。

総理から何らかのメッセージを出していただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般成立をした制裁強化の安保理決議は、国際社会の北朝鮮に対する明確なメッセージでありました。決議には我が国の考え方方が相当盛り込まれました。人道上の懸念にも言及があります。

決議に先立ちまして、我が国は、北朝鮮が核実験及び弾道ミサイルの発射を行い、ストックホルム合意に基づく調査が開始されてから一年以上たつても拉致問題に何ら進展がなかつた状況を踏

。

もう時間が来ましたので、これで終わりにしたいと思います。

○中山恭子君 日本のこころを大切にする党、中山恭子でございます。

今日、総理がいらしてくださいましたので、ありがとうござります、やはり拉致問題についてお伺いしたいと思っております。

北朝鮮は、ミサイルを発射するなど、金正恩第一書記が大層張り切つてといましようか、焦つていらっしゃないように見て取れます。また、北朝鮮の内部では不安定な状況があるとの見方もありますが、十分注意深く対応する必要があると考

ります。

北朝鮮は挑発的な言動を繰り返していますが、我が国は国際社会と協力をし、安保理決議及び我が国独自の措置を厳格に実施をしてまいります。さらに、本日であります、本日、国連人権理事会において、我が国がEUと共に提案し、北朝鮮の人権侵害の責任追及に向け専門家グループを設置することを盛り込んだ決議が採択されました。

拉致問題の解決には対話のための対話では意味がないわけでありまして、同時に対話をしなければ拉致問題は解決をいたしません。我が国としては、ストックホルム合意を破棄する考えはございません。拉致問題の解決は安倍政権の最重要課題であります。対話と圧力、行動対行動の原則の下、北朝鮮に対して厳しい圧力を掛けながら、同時に対話の窓口を我が国から閉ざすことなく、拉致問題の解決に向けて全力を尽くしていく決意でございます。

○中山恭子君 北朝鮮から拉致被害者を救出するということは日本政府しかできない事柄でござります。というより、拉致関係者は皆、安倍総理しかできないことであると考えております。安倍総理に対し、すぐるような思いで総理の動きをじっと見詰めています。

一〇〇六年第一次安倍内閣におきまして、総理から補佐官を命じられました。その拝命いたしました日に、内閣の中に、政府の中に拉致対策本部をつくり、総理から御指示がありました。その以前、小泉内閣のときには、拉致問題を専担で扱う組織を内閣の中につくってほしいと何度もお願いしましたけれども、かないませんでした。安倍総理になつた段階で拉致対策本部を設置することができました。

やはり、この拉致被害者の救出は、そのことを専担で扱う者、拉致対策本部はありますけれども、総理直轄の下に総理と一体となつておられます。加藤大臣が一生懸命なさつていております。加藤大臣が一生懸命なさつているこ

とはよく分かつておりますけれども、いろんなものを兼務している中では非常に難しいだろうと思つております。もう一人、総理の下に拉致被害者を置いていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 加藤大臣がこの拉致問題を担当している大臣でございます。確かに他にも一億総活躍等の課題も担当しておりますが、加藤大臣は私の下で三年近く官房副長官を務めていたわけでございまして、拉致問題にも私の下で精通しておりますので、これは加藤大臣と私、一体となつてこの問題を取り組んでいきたいと、こう考えております。

○中山恭子君 拉致担当大臣という方が一人いるというのは、置くというのは、これは政府として難しいであろうと考えております、専担の大臣を置くということは、こう考えております。

ただ、やはり専担で拉致被害者救出をどうやってやつてやつていつらいいのか、また北朝鮮との関係で、外務省の交渉ではなくて、この被害者救出といふのは、表の机の上の交渉とかというだけでは難しいということはもうよく分かつてることでございまして、直接、金正恩第一書記に非常に近い人と接触するというところが決め手になると考えております。そのためには、大臣にプラスして、その救出だけに当たる人物、人材が必要であると考えております。そのためには、大臣にプラスして、

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この拉致問題については、担当の大臣、そのことだけを担当する大臣を置けということでございますが、もちろんそともに一時は一緒にやつってきたところでございますが、ずっと取り組んできたわけございまして、その点においては、我々、彼らの対応の仕方について相当の今までの経験を積んでいるところでございますので、先ほど答弁させていただきましたように、加藤大臣と一体となつて我々対応していくといったことを考えております。

もちろん、そう簡単なことではないわけですが、だからこそ大切なことは、この問題を解決をしなければ北朝鮮は未来を描いていくことができないと認識してもらつことが大切であり、そのための制裁を科しているわけありますし、我が国独自の制裁も科しているわけでございます。

決議による制裁についても人道上の観点というものが盛り込まれたところでございますが、我が国が開いている制裁については拉致問題について明示的に言及をしているところであります。そして行動対行動の原則にのつとつてしっかりとこの問題を解決をしていきたいと思っております。

○中山恭子君 まだ間に合うと思つております。是非、安倍総理の下でこの拉致被害者救出されるという映像が出てくることを心から願つております。担当大臣を単独で置いてくれと申し上げているわけではありませんで、担当大臣にクラスしてどなたかそれだけをやる方を置いていただけたら有り難いことでございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この拉致問題については、担当の大蔵、そのことだけを担当する大臣を置けということでございますが、もちろんそぞう一度その点について御感想なりお考えをいただけたら有り難いことでございます。

○平野達男君 平野達男でございます。

所所得税法に関する最後の質疑者ということになります。

今日、総理に、日銀政策とそれに対する政府の対応ということで、まず何点か質問させていただきます。

まず、異次元と言われた量的緩和、これを何回かにわたつて量的緩和の量を拡大をしたり、そして最近はマイナス金利の導入ということまでやりました。これ、かなりのいい結果も出ているといふことは、これは私もそのとおりだと思いますが、同時に、これ、いつ終わるんだろうな、いつ二%の物価目標を達成するんだるうなということについての先行きがなかなか見えづらくなつてきておりますが、だからこそ大切なことは、この問題を解けるのではないかというふうに思います。ましてや、出口戦略については全く議論もされていないといふことです。

見えづらいという背景につきましては、なつているということにつきましては幾つかの理由が

あつたと思ひますけれども、一つは、当初は即効薬のごとく言われたんすけれどもなかなかそういう効果が出なくて、最終的には累次にわたって政策を導入し、口が悪く言えば、戦力の逐次投入じゃないかというような説も出たりするんすが、そういうことがあつたということがあると思ひます。

それから二つ目は、マイナス金利についてはそもそも日銀政策の委員の中でもかなり議論があるところであつて、本当に効果があるかどうか分からぬということのメッセージも結果的には出でると思います。

それから三つ目は、これは財政金融委員会の中でも議論したんですけども、世界の景気の状況がここに来て若干雲行きが怪しくなってきているということで、平均して世界のGDPの成長率が2%になつた時期というのは、直近ではリーマン・ショックでありまして、その前の八年前にITバブルというのがありました、さらにその八年から九年ぐらい前にクウェートの侵攻があつたりするということで、アメリカなんかで言われているのは世界景気八年説というのがあって、ちょうどこの年が、二〇一六年がその年に当たるつて、それが本当かどうかというものはこの年の状況、これから景気の状況を見れば分かるということになるわけですが、そういうことが重なつているのもあるのではないかと思います。

それが今回の日銀政策にどういう影響をもたらしているかというと、日銀政策が効くか効かないかの一つのキータームというのは、やっぱり期待感だと思います。この政策によってこれから成長する、あるいはインフレが起こるという期待感に微妙にやつぱりマイナスの影響が出かかるつてのではないかというふうを私は懸念します。

今回の量的緩和にせよ、マイナス金利にしても、冒頭に申しましたように、かなりの効果は出ていますけれども、同時に大変なコストも伴つてゐるわけです。コストが伴つていてるだけではなくて、

そのしわ寄せがいろんなところで出てきてしまつて、そのしわ寄せは下手をすれば長期にわたつて統くようしなしわ寄せになるということも懸念されます。

そういう中で、ちょっと長々と私、話をしてもう少しあげたいと思います。そこで、本当に効果があるかどうか分からぬということについての御見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 安倍政権は、第二次安倍政権が発足をして、デフレ脱却、これを大きな目標として掲げました。しかし、二十年間続いたデフレから脱却をするのはこれはそう簡単なことではないというのは、我々の認識の中において、言わば三本の矢の政策、金融政策におきましては今委員が御説明になつた異次元の政策、このことではないし、世界を見回しても、先進国で二十年間デフレに陥った国というのは戦後はないわけだと思います。

私は正しい政策を取られたというふうに思いますが、一方、マイナス金利というのは、これは我々経験したことがないわけでございますし、国民的な理解がすぐ広がるというものでもなくして、ある種の不安が、このマイナスという言葉が持つイメージもあるんだろうと思いますが、ある種の不安が広がつたことも事実だらうと思います。自分の預金がマイナスになるんではないかという誤解も広がる中において、そういうこともあつたのも事実だらうと。

そういう不安も広がつたのも事実であろうと思ひますが、だんだん理解も広がりつつありますし、例えは住宅ローンについて、十年間固定で〇・五%というのも出ました。一千万円借りて五万円利子を払えばといふことにもなつてきます。こうした商品がしっかりと出てくる、このマイナス金利に対応した、世の中がこれに対応したものがありまして、既に黒田総裁が私どもにも説明をしていましたところでござりますし、委員会においても説明をしてこられたところでございますが、原油が、これは相当原油価格が落ち込んだわけですが、これはなかなか想定し得なかつたことであり、この原油価格の下落に対して性急な対応をするといふよりも、これはまさにしっかりと目標を見定めながら取るべき政策を取つていくことを大切であるうといふうに私も考えているところでございます。

○平野達男君 私は、一面ではやつぱり日銀だけに随分仕事を集中させてるといふか、かぶせて

いるのではないかといふ感じも正直言つてちょっとあります。私は、日銀総裁がこんなに財政金融委員会とか予算委員会に呼ばれていろんな形で議論するというのはいいんですが、余り議論すること自体、実は期待感に対して陰りが及ぶのではないか

いないということ、一%目標を達成していないうことについては、これは理解をしているところでございます。そして、その中にあります。それで、世界経済が不透明さを増している中において、言わばリスクを回避する動きが世界的に広がつてゐる中において、世界の市場がこれは大きく変動し、日本の市場も大きく変動をしている中において、日本においてもある種の不安が広がる中にあって、日本銀行がマイナス金利という政策を取り入れたわけでございます。

私は正しい政策を取られたというふうに思いますが、一方、マイナス金利というのは、これは我々経験したことがないわけでございますし、国民的な理解がすぐ広がるというものでもなくして、ある種の不安が、このマイナスという言葉が持つイメージもあるんだろうと思いますが、ある種の不安が広がつたことも事実だらうと思います。自分が広がつたことも事実だらうと思います。自分が広がつたことも事実だらうと思います。自分が広がつたことも事実だらうと思います。自分が広がる中において、そういうこともあつたのも事実だらうと。

そこで、まだ二%の物価安定目標にたどり着いていないではないかといふ御批判があります。こ

れでございます。そこで、日銀と政府が一体となつたといふ政策がやつぱりもうちょっと見えるような形になつてしまいまして、一時、国債を発行するにも、マイナスで国債を買つてもらえるということで、その分だけ財務省にお金が入るというようなことがちよつと記事には出ていましたけれども、これだけ金利が下がつてもなかなか需要が出てこないというのは、やつぱりこれは一つの将来に対する期待ということに対しても不安があるのかなども思いますし、経常利益があれだけ蓄積して何で賃金が上がらないかということになると、それもやつぱり今はいいけど後が分からぬといふ、そういうことなのかもしれないです。

そういう中で、日銀と政府が一体となつたといふ政策がやつぱりもうちょっと見えるような形にすることが必要ではないかなと思いますし、私は元々財政出動については物すごい慎重な方なんですか。されども、これだけ金利が下がつてもなかなか需要が出ないということであれば、ステイグリツツさんも言われたみたいですねども、財政出動というのはあり得るのかなという感じもしてしまつたけれども、総理、どのようにお考えでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般開催をいたしました国際金融経済分析会合においては、ステイグリツツ教授も、またクルーグマン教授も、これ

といふことも一時懸念したりしてはいます。

ただ、同時に、私、お聞きしたかったのは、日銀政策にプラスして政府はこれから何をされるん

だらうかということなんですが、その中で、

今金利が本当にイールドカーブはもうフラットになつてしまいまして、一時、国債を発行するにも、マイナスで国債を買つてもらえるということで、その分だけ財務省にお金が入るというようなことがちよつと記事には出ていましたけれども、

これが

大参考になつたのではないかと、こう思つところでございます。

もちろん、日本には先ほど来も議論がございました大きな累積債務があるわけでございます。しかし、同時に、経済を成長させていくことも大切だらうと思いますし、また委員から、デフレ脱却について日銀ばかりに背負わせ過ぎてはいるのではないかというお話をございました。また、二人とも、金融政策だけでは駄目であつて、財政政策も、これを併せて今は行うことが有効ではないかという御議論もあつたというふうに承知をしております。

○平野達男君 今回の政策は、様々な議論がありますけれども、繰り返しになりますけれども、大変なコストが掛かっています。

私も様々な疑問があるんですけれども、財政融委員会でも何回も申し上げましたけれども、これは成功してもらわなくちゃ困るんですね。これを成功しなかつたら、もう政府がどうのこうのの問題じやなくて、本当に国民全体の話になつてくると思いますので、このことについては政府、日銀一体となつて取り組むということで、期待成長率それから期待インフレ率にもつともと働きかけるというような方向性を是非出してくださることを御期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(大家敏志君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。  
速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(大家敏志君) 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生太郎

【参照】

財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うほか、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化に係る税関手続の改善等のための規定の整備を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申しあげます。

第一に、平成二十八年三月三十一日に適用期限が到来いたします暫定税率等について、その適用期限の延長を行うことといたしております。

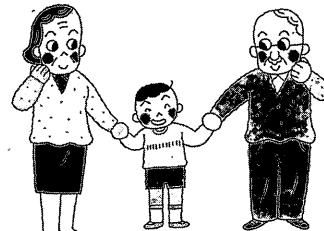
第二に、不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を関税法上の輸出入してはならない貨物に追加することといたしております。

第三に、認定事業者のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行えるようにするほか、通関業者の業務を各税關の管轄区域内に制限する規定を廃止する等、通関業制度について所要の見直しを行なうことといたしております。

その他、所要の規定の整備を行うことといたしております。

(白眞勲委員資料)

## 親孝行制度について



### ○ 小学校1年生～6年生の児童 = 654万3千人

うち5割がこの制度を利用した場合

$$654\text{万}3\text{千人} \times 0.5 = 327\text{万}1\text{千}5\text{百人}$$

### ○ 旅費(3万円)、おこづかい、玩具、外食等(2万円)

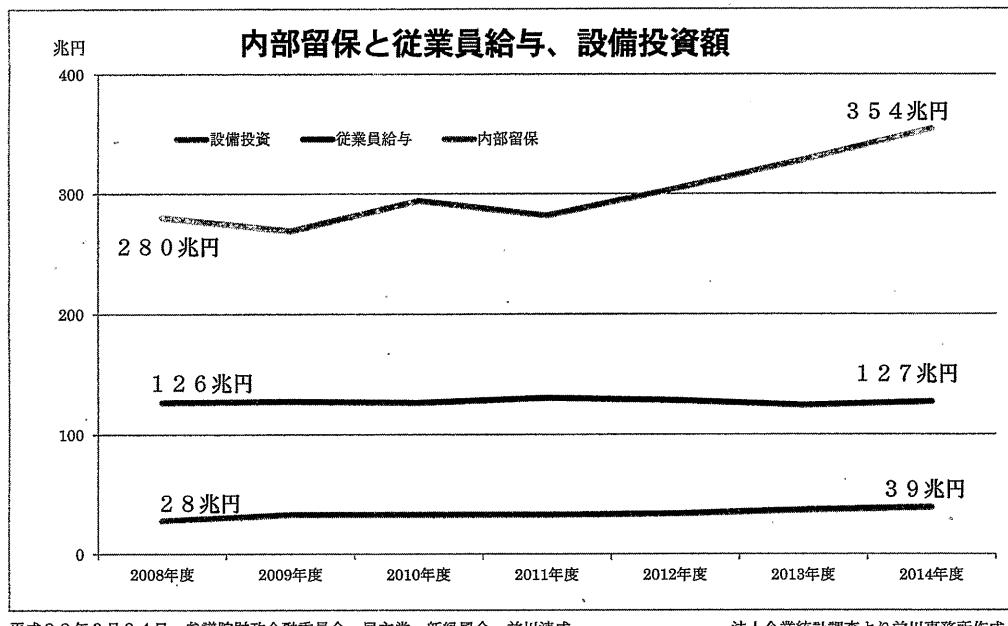
5万円消費と仮定

$$\text{○ } 327\text{万}1\text{千}5\text{百人} \times 5\text{万円}$$

$\div 1,636\text{億円}$  の経済効果が見込める

出典：小学校の児童数：文部科学省「平成27年度学校基本調査（確定値）」より白眞勲事務所作成

平成28年3月24日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会 白 真勲



平成28年3月24日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会 前川清成

法人企業統計調査より前川事務所作成

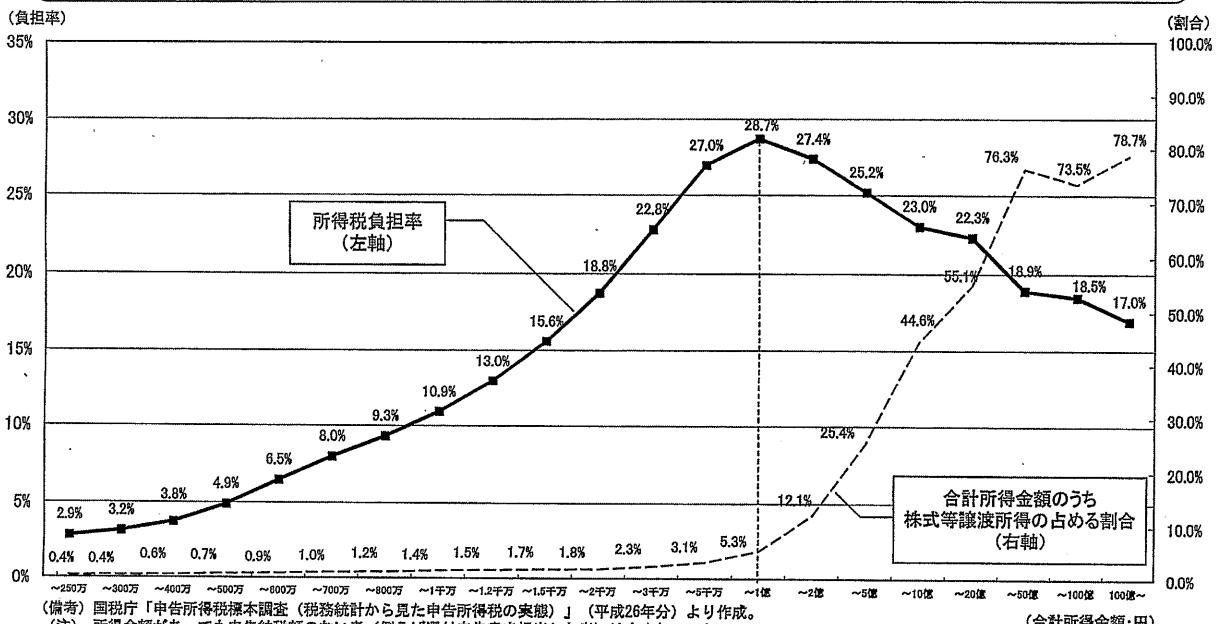
会社名	税引前純利益	法人税	実効税率(%)
三井住友FG	1479億8500万円	300万円	0.002
ソフトバンク	788億8500万円	500万円	0.006
みずほFG	2418億9700万円	2億2600万円	0.09
三菱UFJFG	1886億9900万円	5億7700万円	0.31
みずほコーポレート銀行	2577億7300万円	67億1400万円	2.6
みずほ銀行	2631億9800万円	89億8000万円	3.41
ファーストリテイリング	756億5300万円	52億3300万円	6.92
オリックス	1725億1800万円	210億0100万円	12.17
三菱東京UFJ銀行	8774億6800万円	1093億4200万円	12.46
キリンHD	959億4000万円	119億9500万円	12.5

$$\text{実効税率} = \frac{\text{納税額}}{\text{税引前純利益}}$$

申告納税者の所得税負担率(平成26年分)

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。

(参考) 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。

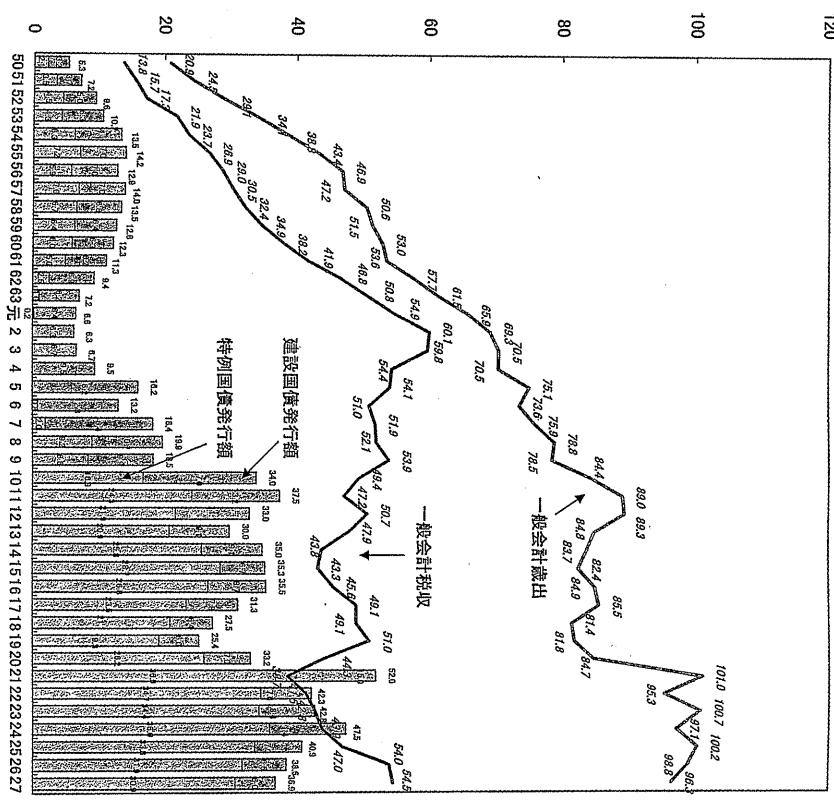


平成28年3月24日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会 前川清成

財務省資料

## 2. 一般会計における歳出・歳入の状況

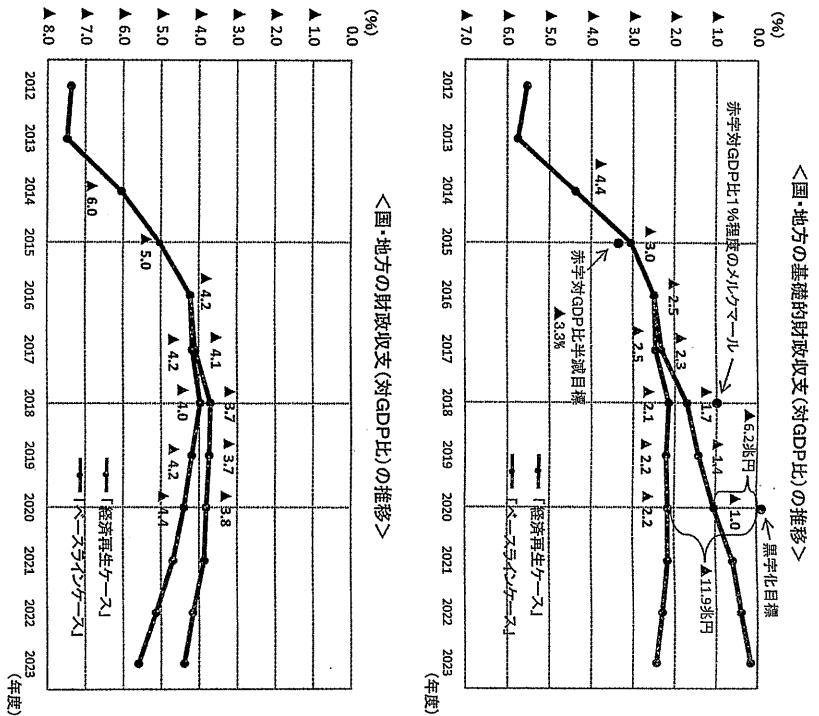
我が国財政は、歳入の高まりにより、歳出の上回り、また、一方で、平成26年暮にかけて、歳入が減少して、その差額を賄うために、国債(建設国債)の発行が増加している。



平成28年3月24日 参議院財政金融委員会 民主党・新緑風会 前川清成

財務省「日本の財政関係資料」

## 18. 国・地方の財政状況の見通し



※経済・財政面における主要な想定

- 「経済再生ケース」：中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率。
- ・「ペースラインケース」：足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移し、名目1%半ば、実質1%弱の成長率。

○財政前提

- ・2016(平成28)年度：「内閣府年央試算」と同様の推定。
- ・2017(平成29)年度以降：社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。

## 20. 財政健全化に向けた国際的な動向



### 【G20トロント・サミット(2010年6月26日、27日)】

○首脳宣言(仮訳)  
…先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画(ユーロ圏など日本)の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化への一歩を踏み出す必要がある。

### 【G20サンクトペテルブルク・サミット(2013年9月5日、6日)】

○首脳宣言(仮訳)  
先進国において財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き極めて重要である。合意に沿って、全ての先進国は、信頼に足る意欲的な各個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、債務対GDP比を持続可能な道筋に乘せつづけ、経済成長と雇用創出を支えるため、定期的には経済状況を勘案し、機動的に実施される。

○アクションプラン(仮訳)  
合意に沿って、全ての先進国は、中期にわたり債務対GDP比を安定化させることに向けられた戦略を提示した。日本は、2020年までにプライマリ・バランスの黒字を達成した後、政府債務対GDP比を安定的に削減することを目指す。

(藤巻健史委員資料)

年末	CPI (除く生鮮食品) 全国 (総合)	株価 年末 (日経225)	\$ / ¥
1984	2.2%	11,542	251.58
1985	1.8%	13,113	200.60
1986	0.5%	18,701	160.10
1987	0.5%	21,564	122.00
1988	0.5%	30,159	125.90
1989	3.0%	38,915	143.40
1990	2.7%	23,848	135.40
1991	2.6%	22,983	125.25

【基準時価格  
2000年1~12月の単純平均】

## 1 太字 バブル

2016年3月24日 参議院 財政金融委員会

おおさか維新的会藤巻健史

出典:主要統計ハンドブック(2002年9月) 日本銀行より作成

〇二〇一・一九	ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした)	備考	第三百三十三日本委員会に左の案件が付託された。 一、関税定率法等の一部を改正する法律案 (関税定率法の一部改正)
〇二〇一・一三	魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第三〇三・〇四項及び第三〇三・〇五項を次のように改める。 第三〇三・〇一項及び第三〇三・〇二項及び第三〇三・〇三項を次のように改める。	備考	第三百三十三日本委員会に左の案件が付託された。 一、関税定率法等の一部を改正する法律案 (関税定率法の一部改正)
〇二〇一・一	四項の魚のフレークその他魚肉を除く) (生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第三〇三・〇一項及び第三〇三・〇二項及び第三〇三・〇三項を次のように改める。 第三〇三・〇一項及び第三〇三・〇二項及び第三〇三・〇三項を次のように改める。	別表第一九一七・三七号中「六・四%」を「無税」に改める。	第三百三十三日本委員会に左の案件が付託された。 一、関税定率法等の一部を改正する法律案 (関税定率法の一部改正)
〇二〇一・一四	その他のもの	別表第三類に備考として次のように加える。	第三百三十三日本委員会に左の案件が付託された。 一、関税定率法等の一部を改正する法律案 (関税定率法の一部改正)

○三〇一・一二	科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇二・九一号から第〇三〇一・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)
○三〇一・一三	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒボグロスス・ステノレビス）
○三〇一・一四	ターボット（ブセタ・マクシマ）
○三〇一・一九	その他のもの
○三〇一・二二	ブレイス（ブレウロネクテス・プラテスサ）
○三〇一・二三	ソール（ソレア属のもの）
○三〇一・二四	カツオ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇一・二九	タラボット（ブセタ・マクシマ）
○三〇一・三一	まばぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇一・三三	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカラレス）
○三〇一・三四	かつお
○三〇一・三五	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）
○三〇一・三六	くるまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）
○三〇一・三九	その他のもの
○三〇一・四一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノ・ブス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アラスイイ）、コムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ざんがめあじ（カラシクス属のもの）、すぎ（ラギュケントロン・カナドウム）、まながつお（パムブス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカブテルス属のもの）、からふとしやも（マルコトウス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第〇三〇二・九一号から第〇三〇一・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇一・四一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）

○三〇一・四二	五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%
○三〇一・四三	五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%
○三〇一・四四	五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%
○三〇一・四五	五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%
○三〇一・四六	五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%
○三〇一・四七	五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%
○三〇一・四九	五% 五% 五% 五% 五% 五% 五%

○三〇一・五一	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）
○三〇一・五二	まあじ（トラクルス属のもの）
○三〇一・五三	すぎ（ラギュケントロン・カナドウム）
○三〇一・五四	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）
○三〇一・五五	その他のもの

○三〇一・五六	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス）
○三〇一・五七	二 その他のもの
○三〇一・五八	二 その他のもの
○三〇一・五九	二 その他のもの

○三〇一・五九	一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
○三〇一・五九	一 その他のもの
○三〇一・五九	一 その他のもの
○三〇一・五九	一 その他のもの

○三〇一・五九	一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
○三〇一・五九	二 その他のもの
○三〇一・五九	二 その他のもの
○三〇一・五九	二 その他のもの

○三〇一・五九	一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
○三〇一・五九	二 その他のもの
○三〇一・五九	二 その他のもの
○三〇一・五九	二 その他のもの

かたくちいわし（エングラウリス属のもの）

いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノ・ブス属又はサルディネルラ属のもの）

一 サルディノ・ブス属のもの

二 その他のもの

さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）

まあじ（トラクルス属のもの）

すぎ（ラギュケントロン・カナドウム）

めかじき（クスィフィアス・グラディウス）

その他のもの

一 さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカラテルス属のもの）

二 その他のもの

さいうお科、あしながら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）

コップ（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）

ハドック（スマノグランムス・アイグレフィヌス）

コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）

ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）

一 メルルシウス属のもの

二 ウロフュキス属のもの

すけそうだら（テラグラ・カルコグラナム）

ブルーホワイトイング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）

その他のもの

一 たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）

二 その他のもの

ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノフアリユングドン・イデルルス、ミユロファリユングドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オスティオキルス・ハセルティ、レプトバルズ・ホイヴェニ及びキュプロ

○三〇一・九一	○三〇一・八九	○三〇一・八五	○三〇一・八四	○三〇一・八三	○三〇一・八二	○三〇一・八一	○三〇一・七九	○三〇一・七四	○三〇一・七三	○三〇一・七二	○三〇一・七一
リヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテユス属、キル リヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(ア ングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティク ス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(第〇三〇二・九一号か ら第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。) ティラピア(オレオクロミス属のもの)	なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又は イクタルス属のもの)	こい(クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファ リュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキル ス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキユブ リヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテユス属、キ ルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの) うなぎ(アングイルラ属のもの)	その他のもの	その他の魚(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号ま での食用の魚のくず肉を除く。) さめ(がんぎえい科のもの)	その他の魚(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号ま での食用の魚のくず肉を除く。) シーパス(ディケントラルクス属のもの) たい(たい科のもの)	その他のもの	その他の魚(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号ま での食用の魚のくず肉を除く。) さめ(ディソステイクス属のもの)	えい(がんぎえい科のもの)	その他の魚(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号ま での食用の魚のくず肉を除く。) さけ(スコムベルス属のもの)	その他の魚(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号ま での食用の魚のくず肉を除く。) さけ(スコムベルス属のもの)	その他の魚(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号ま での食用の魚のくず肉を除く。) さけ(スコムベルス属のもの)
魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)
一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%	一〇% 五%

○三〇一・一三	○三〇一・一二	○三〇一・一	○三〇一・〇三
さけ(オノコルヒュンクス・ネルカ) べにざけ(オノコルヒュンクス・ネルカ)	その他の太平洋さけ(オノコルヒュンクス・ゴルブスカ、 オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカ ウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュ ンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデユルス) 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フ コ)	その他の太平洋さけ(オノコルヒュンクス・ゴルブスカ、 オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカ ウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュ ンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデユルス) 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フ コ)	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)

○三〇一・一九	○三〇一・一四	○三〇一・一三	○三〇一・一	一 内臓
その他のもの	その他のもの	その他の魚(第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	その他の魚(第〇三・〇四項の魚のフイ までの魚肉を除く。)	二 その他のもの
ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシ ウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属の もの)、こい(クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロ ファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキ ルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキユブ リヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテユス属、キル リヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(ア ングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラテス・ニロティク ス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(第〇三〇三・九一号か ら第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。) ティラピア(オレオクロミス属のもの)	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なら(ガドウス属、 テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セ リオーラ属のもの)、さば(スコムベル属の もの)、いわし(エトルメウス属のもの)、あじ(ト ラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コ ロラビス属のもの)	三 その他のもの	四 四四	
五% 五%	五% 五%	五% 五%	五% 五%	五% 五%

○三〇一・一三	一 内臓
ティラピア(オレオクロミス属のもの)	二 その他のもの

○三〇三・二四	なまず（パンガシウス属、シリルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）
○三〇三・二五	こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテニス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）
○三〇三・二六	うなぎ（アングイルラ属のもの）
○三〇三・二九	その他のもの
○三〇三・三一	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこげひらめ科のもの。第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇三・三二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）
○三〇三・三三	プレイス（ブレウロネクテス・プラテスサ）
○三〇三・三四	ソール（ソレア属のもの）
○三〇三・三九	ターボット（ブセタ・マクシマ）
○三〇三・三一	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇三・四一	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）
○三〇三・四二	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカリス）
○三〇三・四三	かつお
○三〇三・四五	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）
○三〇三・四六	くるまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）
○三〇三・四九	みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）
○三〇三・二四	その他のもの
○三〇三・六四	にしん（クルペア・ハレンヂス及びクルペア・パラスイイ、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スペラトゥス・スプラトゥス、サルディニア・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディナ・エリネルラ属のもの）、コムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス

○三〇三・五一	及びスコムベル・ヤボニクス、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トルクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラシクス属のもの）、さぎ（ラキュケントロン・カナドウム）、まながつお（パムブルロスス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇三・五三	にしん（クルペア・ハレンヂス及びクルペア・パラスイイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディナ・エリネルラ属のもの）（第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇三・五四	一 サルディノプス属のもの
○三〇三・五六	二 その他のもの
○三〇三・五七	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス）
○三〇三・五九	まあじ（トルクルス属のもの）
○三〇三・五四	すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）
○三〇三・五六	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）
○三〇三・五九	その他もの
○三〇三・六三	一 かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカブテルス属のもの）
○三〇三・六四	二 その他のもの
○三〇三・六五	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇三・六六	コッソ（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）
二 ウロフュキス属のもの	ハドック（メラノグラムス・アイグレフィヌス）、コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）、ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）

一〇%						
五%						
五%						
五%						

すけそだら（テラグラ・カルコグランマ）

ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタン  
ウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）

その他もの

一 たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）

二 その他のもの

その他の魚（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く）

さめ

えい（がんぎえい科のもの）

めろ（ディソステイクス属のもの）

シーバス（ディケントラルクス属のもの）

その他もの

一 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）

二 バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニュープテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）

三 その他のもの

魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮遊その他の食用の魚のくず肉

肝臓、卵及びしらこ

一 にしん（クルペア属のもの）の卵

二 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のものの卵）

三 その他のもの

ふかひれ

その他のもの

一 内臓

(+) 二 その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属

又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

一〇% 五%

別表第〇三・〇四項中

魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キューピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、リュンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテュス属又はキリリの）、うなぎ（アンギルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロはらいぎよ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る）

魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファドン・イデルルス、ミユロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ・カトラ、キルス・ハセルティ、レブトバルブズ・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、ス属、ヒュボフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブ

モ）、うなぎ（アンギルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティ

はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限

る。）

に、

を

〇三〇四・四六

めろ（ディソステイクス属のもの）

さめ

えい（がんぎえい科のもの）

テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なま

シウス属、シルルス属、クラリアス属又はイク

のもの）、こい（キュブリヌス・カルピオ、カ

ラシウス、クテノファリュンゴドン・イデル

ロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュボフタ

ス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アン

のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティ

イギよ（カンナ属のもの）

タルルス属  
ラシウス・  
ルス、ミュ  
ルミクテュ  
グイルラ属  
ス) 及びら

なまず (パンガ  
シ  
クタルルス属のも  
デルルス、ミニロ  
トラ、オステオキ  
ヴエニ及びキユブ  
クテユス属、キル  
もの)、うなぎ(ア  
テス・ニロティク

なまず (パンガ  
シ  
クタルルス属のも  
デルルス、ミニロ  
トラ、オステオキ  
ヴエニ及びキユブ  
クテユス属、キル  
もの)、うなぎ(ア  
テス・ニロティク

なまず (パンガ  
シ  
クタルルス属のも  
デルルス、ミニロ  
トラ、オステオキ  
ヴエニ及びキユブ  
クテユス属、キル  
もの)

の)

に、

に、

に、

に、

に、

に、

に、

の)

の)

の)

の)

の)

の)

の)

を

ず (パンガ  
タルルス属  
ラシウス・  
ルス、ミュ  
ルミクテュ  
グイルラ属  
ス) 及びら

なまず (パンガ  
シ  
クタルルス属のも  
デルルス、ミニロ  
トラ、オステオキ  
ヴエニ及びキユブ  
クテユス属、キル  
もの)、うなぎ(ア  
テス・ニロティク

五%

を

○三〇四・五一

テイラピア (オレオクロミス属のもの)、  
ウス属、シルルス属、クラリアス属又はイ  
の)、こい (クテノファリユングドン・イ  
ファリユングドン・ピケウス、カトラ・カ  
トルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイ  
リヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミ  
リヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属の  
ングイルラ属のもの)、ナイルパーク (ラ  
ス) 及びらいざよ (カンナ属のもの)

号を加える。

五%

に次の二号を加える。

○三〇四・八八

さめ及びえい (がんぎえい科のもの)

五%

別表第○三〇四・九三号中「キユブリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス・カ  
ラシウス」を削り、「及びヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属」を「カトラ・カトラ、オ  
ステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属、カラシウス属、ヒュ  
ボフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属」に改め、同表第○三〇四・  
九五号の次に次の二号を加える。

○三〇四・九六

さめ

えい (がんぎえい科のもの)

五%

テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガ  
シ  
クタルルス属のもの)、こい (クテノファリユングドン・イ  
デルルス、ミニロ  
トラ・カトラ、オ  
ステ  
オキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及  
びヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)  
ビヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属を「カトラ・カトラ、オ  
ステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属、カラシウス属、ヒュ  
ボフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属」に改め、同表第○三〇五・  
五一号の次に次の二号を加える。

○三〇五・五二

さめ

えい (がんぎえい科のもの)

五%

テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガ  
シ  
クタルルス属のもの)、こい (クテノファリユングドン・イ  
デルルス、ミニロ  
トラ・カトラ、オ  
ステ  
オキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及  
びヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)  
ビヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属を「カトラ・カトラ、オ  
ステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属、カラシウス属、ヒュ  
ボフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)  
テ (ラテス・ニロティクス) 又はらいざよ

魚のフィレ (テイラピア (オレオクロ  
ミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、  
ラシウス属)、カラシウス・カラシウス・カラシウス・カラ  
ラシウス、クテノファリユングドン・イデルルス、ミニロ  
トラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバル  
ブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属のもの)、ナイルパー  
ク (ラテス・ニロティクス) 又はらい

魚のフィレ (テイラピア (オレオクロ  
ミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、  
ラシウス属)、カラシウス・カラシウス・カラシウス・カラ  
ラシウス、クテノファリユングドン・イデルルス、ミニロ  
トラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバル  
ブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属のもの)、ナイルパー  
ク (ラテス・ニロティクス) 又はらい

魚のフィレ (テイラピア (オレオクロ  
ミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、  
ラシウス属)、カラシウス・カラシウス・カラシウス・カラ  
ラシウス、クテノファリユングドン・イデルルス、ミニロ  
トラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバル  
ブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属のもの)、ナイルパー  
ク (ラテス・ニロティクス) 又はらい

魚のフィレ (テイラピア (オレオクロ  
ミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、  
ラシウス属)、カラシウス・カラシウス・カラシウス・カラ  
ラシウス、クテノファリユングドン・イデルルス、ミニロ  
トラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバル  
ブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属のもの)、ナイルパー  
ク (ラテス・ニロティクス) 又はらい

魚のフィレ (テイラピア (オレオクロ  
ミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、  
ラシウス属)、カラシウス・カラシウス・カラシウス・カラ  
ラシウス、クテノファリユングドン・イデルルス、ミニロ  
トラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバル  
ブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属のもの)、ナイルパー  
ク (ラテス・ニロティクス) 又はらい

○三〇五・五三

さめ

えい (がんぎえい科のもの)

五%

テイラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガ  
シ  
クタルルス属のもの)、こい (クテノファリユングドン・イ  
デルルス、ミニロ  
トラ・カトラ、オ  
ステ  
オキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及  
びヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)  
ビヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属を「カトラ・カトラ、オ  
ステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキユブリヌス属、カラシウス属、ヒュ  
ボフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)  
テ (ラテス・ニロティクス) 及びらいざよ (カンナ属のもの)  
さいうお科、あしながらだら科、たら科、そこだら科、かわ  
りひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら  
科のもの (コツド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク  
及びガドウス・マクロケファルス) を除く。)  
にしん (クルベア・ハレンゲス及びクルベア・パラスイ  
イ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし  
(スプラトウス・スプラトウス・サルディナ・ピルカルドウ  
ス及びサルディノップス属又はサルディネルラ属のもの),  
さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウスト  
ラティクス及びスコムベル・ヤボニクス)、ぐるくま (ラ  
ストレルリゲル属のもの)、さわら (スコムベロモルス属  
のもの)、まあじ (トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ (カ  
ランクス属のもの)、すぎ (ラキユケントロン・カナドウ  
ム)、まながつお (バムブス属のもの)、さんま (コロラビ

○三〇五・五四

さめ

えい (がんぎえい科のもの)

五%

に改め、同表第○三〇四・八七号の次



○三〇六・九一 いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌ リルス属又はヤスス属のもの）	四・八% 六%
○三〇六・九二 一くん製したもの 二 その他のもの ロブスター（ホマルス属のもの）	四・八% 六%
○三〇六・九三 かに 一くん製したもの 二 その他のもの かにくん製したもの	四・八% 六%
○三〇六・九四 ノルウエーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	四・八% 六%
○三〇六・九五 一くん製したもの 二 その他のもの 一くん製したもの 二 その他のもの シユリンプ及びプローン	四・八% 六%
○三〇六・九九 一くん製したもの 二 その他 一くん製したもの 二 その他 一くん製したもの 二 その他のもの その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に 適するものに限る。）を含む。）	四・八% 六%
○三〇七・三九 一くん製したもの 二 その他 一くん製したもの 二 その他のもの えび （二）その他のもの 二 その他のもの えび	四・八% 六%
○三〇七・四一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 冷凍したもの	四・八% 六%
○三〇七・四三 たこ（オクトapus属のもの）	四・八% 六%
○三〇七・四九 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの 冷凍したものの 其他のもの	四・八% 六%
○三〇七・五一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの 冷凍したものの 其他のもの	四・八% 六%
○三〇七・五二 かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	四・八% 六%
○三〇七・五九 一くん製したもの 二 その他 一くん製したもの 二 その他のもの 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍した ものの 其他のもの	四・八% 六%
○三〇七・六〇 クラム、コックル及びアーチシェル（ふねがい科、アイスラ ンドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといが い科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あ さじがい科、きぬたあげまきがい科、までがい科、しゃこが い科又はまるすぐれがい科のもの）	四・八% 六%
○三〇七・七一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの 一貝柱 二 はまぐり 三 その他のもの	四・八% 六%
○三〇七・一一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの 冷凍したもの	四・八% 六%
○三〇七・一二 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの 冷凍したもの	四・八% 六%
○三〇七・一九 一くん製したもの 二 その他のもの スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテ ン属のもの。いたや貝を含む。）	四・八% 六%

○三〇七・七二 冷凍したもの

- 一 貝柱  
二 はまぐり  
三 その他のもの  
その他もの  
一 くん製したるもの  
二 その他のもの

一〇%  
五%  
一〇%  
一〇%

別表第四類の注4中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつてミルクから得た物品（第一九・〇一項及び第二一・〇六項参照）

別表第五類の注4に後段として次のように加える。

第一〇五・一―項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない）を含む。

第一九・〇一項及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層

状にしてあるかないかを問わない）を含む。

別表第五類の注4に後段として次のように加える。

第一九・〇一項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない）を含む。

別表第〇八・〇五項中

一〇%  
一〇%

- 三〇七・八一 あわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
○三〇七・八二 あわび（ハリオティス属のもの）及びそでばら（ストロムブス属のもの）  
○三〇七・八三 あわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
○三〇七・八四 あわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
○三〇七・八七 あわび（ハリオティス属のもの）

- 一 くん製したもの  
二 その他のもの

○三〇七・八八 その他のそでばら（ストロムブス属のもの）

- 一 くん製したもの  
二 その他のもの

その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）  
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの  
冷蔵したもの

- 三〇七・九一 その他のもの  
○三〇七・九二 一 くん製したもの  
二 その他のもの

○三〇七・九九

別表第〇三・〇八項中

- 一 くん製したもの  
二 その他のもの

○三〇八・一九

一 くん製したもの  
二 その他のもの  
一 くん製したもの  
二 その他のもの

—

—  
—  
—  
—  
—  
—

冷凍したもの

無税 三% 五% 三% 五%

別表第一二・一項を次のように改める。

一二一・一 一〇%  
一〇%

別表第一二・二項を次のように改める。

一二二・一 一〇%  
一〇%

主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、一切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）

おたねにんじん

二 その他のもの

一 生鮮のもの及び乾燥したもの

二 その他のもの

に改める。

マングリン、タンジェリン及びうんしうみかん並びにクレメンタイン、ウイルキンギングその他これらに類するかんきつ類の交雑種

マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん

一 やボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファニッス子、プランタゴカリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カラカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海蔵、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キユーベ根、セメンシナ

一六〇五・五五	一六〇五・五六	一六〇五・五七	一六〇五・五八	一六〇五・五九	一六〇五・五九	一六〇五・五九	一六〇五・五九	一六〇五・五九	一六〇五・五九	一六〇五・五九	一六〇五・五九	一六〇五・五九		
一四%	一〇%	三%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%		
無税														
その他のサントニン採取用のもの、沈香、槐花、大黄 並びに甘草	除虫菊	生鮮のもの及び乾燥したもの	その他のもの	大麻草	その他もの	茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品（乾燥したものに限るものとし、粉状にしたもの）を除く。	その他のもの	A びやくだん B はとむぎ C その他のもの	アルコール分が五〇%以上のもの その他のもの	一〇% 無税				
別表第一三〇一・三号の次に次の一号を加える。 一三〇一・一四	麻黄のもの	別表第一六〇四・一七号の次に次の一号を加える。 一六〇四・一八	あかひれ	別表第一六〇五・五二号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したもの及び単に」に改め、「第一六〇五・五九号又は『いが』、『を削り、『号注2』を『この類の号注2』に改め、「第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、』を削る。	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。） くん製したもの その他のもの	帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。） くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他もの くん製したもの その他もの	くん製したもの その他もの くん製したもの その他もの	くん製したもの その他もの くん製したもの その他もの	くん製したもの その他もの くん製したもの その他もの	くん製したもの その他もの くん製したもの その他もの		
一六〇五・五四	一六〇五・五三	一六〇五・五一	かき	別表第一六〇五・一〇号中「入りのもの」の下に「（くん製したものを除く。）」を加え、同表第一六〇五・二一号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したもの及び単に」に改め、同表第一六〇五・五一号から第一六〇五・五九号までを次のように改める。	別表第一六〇五・六二号から第一六〇五・六九号までを次のように改める。	一六〇五・六一	一六〇五・六二	一六〇五・六三	一六〇五・六四	一六〇五・六五	一六〇五・六六	一六〇五・六七	一六〇五・六八	一六〇五・六九
一五%	一五%	一五%	かき	別表第一六〇五・一〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。	なまこ	うに	くらげ	うに	うに	うに	うに	うに		
六・七%	六・七%	六・七%	かき	別表第一六〇五・二一号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したもの及び単に」に改め、「第一六〇五・五九号又は『いが』、『を削り、『号注2』を『この類の号注2』に改め、「第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、』を削る。	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	
九・六%	九・六%	九・六%	かき	別表第一六〇五・一〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。	なまこ	うに	くらげ	うに	うに	うに	うに	うに		
九・六%	九・六%	九・六%	かき	別表第一六〇五・二一号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したもの及び単に」に改め、「第一六〇五・五九号又は『いが』、『を削り、『号注2』を『この類の号注2』に改め、「第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、』を削る。	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	
九・六%	九・六%	九・六%	かき	別表第一六〇五・一〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。	なまこ	うに	くらげ	うに	うに	うに	うに	うに		
六・七%	六・七%	六・七%	かき	別表第一六〇五・二一号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したもの及び単に」に改め、「第一六〇五・五九号又は『いが』、『を削り、『号注2』を『この類の号注2』に改め、「第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの、』を削る。	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	くん製したもの その他のもの くん製したもの その他のもの	
九・六%	九・六%	九・六%	かき	別表第一六〇五・一〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。	なまこ	うに	くらげ	うに	うに	うに	うに	うに		



二九〇四・三五	その他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩 ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド	四・六%
二九〇四・三六	その他のもの トリクロロニトロメタン(クロロピクリン)	四・六%
二九〇四・九一	二九〇四・九九の次に次の一号を加える。 その他のもの	四・六%
二九〇四・九九	二九〇四・九九の次に次の一号を加える。	四・六%
別表第二九一〇・四〇項中	別表第二九一〇・四〇号の次に次の一号を加える。	四・六%
二九一〇・五〇	エンドリン(ISO)	四・六%
二九一四・六九	二九一四・六九の次に次の一号を加える。 その他のもの	四・六%
二九一四・六九	コエンザイムQ10(ユビデカレノン)(INN)	四・六%
二九一四・七一	二九一四・七一の次に次の一号を加える。 その他のもの	四・六%
二九一四・七九	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九一四・七九	クロルデコン(ISO)	四・六%
二九一四・七九	その他のもの ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九一四・七九	二九一四・七九の次に次の一号を加える。	四・六%
二九一八・一七	二九一八・一七の次に次の一号を加える。 二・二ジフェニル一一ヒドロキシ酢酸(ベンジル酸)	四・六%
別表第一九二〇項中	二九二〇・九〇の次に次の一号を加える。 その他のもの	四・六%
二九二〇・九〇	アラクロール(ISO)	四・六%
二九二〇・九〇	二九二〇・九〇の次に次の一号を加える。	四・六%
二九二六・四〇	アルファーフェニルアセトアセトニトリル	四・六%
二九二六・四〇	別表第一九三〇・五〇号を削り、同表第一九三〇・九〇号の前に次の三号を加える。	四・六%
二九三〇・六〇	二一(N・N-ジエチルアミノ)エタンチオール	四・六%
二九三〇・七〇	ビス(二ヒドロキシエチル)スルフィド(オジグリコール)(INN)	四・六%
二九三〇・八〇	アルジカルブ(ISO)、カプタホール(ISO)及びメタミドホス(ISO)	四・六%
別表第一九三一項中	二九三一・九〇の次に次の一号を加える。 その他の有機りん誘導体	四・六%
二九三一・三一	メチルホスホン酸ジメチル	四・六%
二九三一・三一	プロピルホスホン酸ジメチル	四・六%
二九三一・三三	エチルホスホン酸ジエチル	四・六%
二九三一・三四	メチルホスホン酸三一(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム	四・六%
二九三一・三五	二・四・六一トリプロピル一・トリホスホン酸一・四・六一トリオキシド	四・六%
二九一〇・三〇	エンドスルファン(ISO)	四・六%
二九一〇・三〇	その他のもの	四・六%
二九一〇・三〇	アリルデコン(ISO)	四・六%
二九一〇・三〇	アリルジエチルアミン及びエチルジエタノールアミン	四・六%
二九一〇・三〇	ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム	四・六%
二九一〇・三〇	二一(N・N-ジイソプロピルアミノ)エチルクロリド塩	四・六%
二九一〇・三〇	別表第二九二二・一一号の次に次の三号を加える。	四・六%
二九二二・一三	二一(N・N-ジメチルアミノ)エチルクロリド塩酸塩	四・六%
二九二二・一三	二一(N・N-ジエチルアミノ)エチルクロリド塩酸塩	四・六%
二九二二・一四	二一(N・N-ジイソプロピルアミノ)エチルクロリド塩酸塩	四・六%
別表第二九二二・一一号の次に次の三号を加える。	別表第二九二二・一一号の次に次の三号を加える。	四・六%

二九三一・三六

(五—エチル—「メチル—」—オキシド—「メチル—」—ホスフィナン—五—イル) メチル

四・六%

に改める。

二九三一・三七

「—オキシド—」—三—ジオキサ

四・六%

に改める。

二九三一・三八

「—オキシド—」—三—ジオキサ

四・六%

に改める。

二九三一・三九

「—オキシド—」—三—ジオキサ

四・六%

に改める。

二九三九・九一  
そ

別表第二十九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に、

別表第二十九類第一節中「及び植物アルカロイド」を「及びアルカロイド」に改める。

別表第二十九類第一節中「及び植物アルカロイド」を「及びアルカロイド」に改める。

1 第三〇〇一・一三号及び第三〇〇一・一四号においては、次に定めるところによる。  
(a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品(不純物を含有するかしないかを問わない)をいう。  
(b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。  
(1) (a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの  
(2) (a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの  
(3) (a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの

2 第三〇〇三・六〇号及び第三〇〇四・六〇号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン(INN)又は次のいずれかの有効成分(その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない)を含有する医薬品を含む。  
アモジアキン(INN)、アルテリノ酸及びその塩、アルテニモル(INN)、アルテモチル(INN)、アルテメテル(INN)、アルテヌート(INN)、クロロキン(INN)、アルテモチルジヒドロアルテミシニン(INN)、ルメファントリン(INN)、メフロキン(INN)、ペラキン(INN)、ペリメタミン(INN)並びにスルファドキシン(INN)

別表第二十九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に改める。  
二九三一・三九

別表第二十九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に改め、同表第二十九三一・九一号の次に次の一号を加える。  
二九三一・三九

別表第二十九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に改める。  
二九三一・三九

別表第二十九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に改める。  
二九三一・三九

別表第二十九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に改める。  
二九三一・三九

別表第二十九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に改める。  
二九三一・三九

に

の他のもの  
コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタシフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体の他のもの

二九三九・七一  
二九三九・七九  
二九三九・八〇  
無税

二九三九・九九  
二九三九・九九  
無税

二九三九・九九  
二九三九・九九  
無税

二九三九・九九  
二九三九・九九  
無税

## 別表第三〇・〇二項中

三〇〇一・一〇	免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）	無税
三〇〇一・一一	マラリア診断試験キット	無税
三〇〇一・一二	免疫血清その他の血液分画物	無税
三〇〇一・一三	免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）	無税
三〇〇一・一四	免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）	無税
三〇〇一・一五	免疫産品（混合したるもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）	無税
三〇〇一・一六	免疫産品（投与量にしたるもの又は小売用の形状若しくは包装にしたるものに限る。）	無税
三〇〇一・一七	免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたるものに限る。）	無税
三〇〇一・一八	免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたるものに限る。）	無税
三〇〇一・一九	その他のもの	無税

## 別表第三〇・〇三項中

三〇〇一・二〇	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものに含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	無税
三〇〇一・二一	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇一・二二	その他のもの（抗生素を含有するものに限る。）	無税
三〇〇一・二三	ペニシリン若しくはその誘導体若しくは構造類似物を含有するものに限る。）	無税
三〇〇一・二四	インスリンを含有するもの	無税
三〇〇一・二五	コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの	無税
三〇〇一・二六	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	無税
三〇〇一・二七	エフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇一・二八	エフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇一・二九	ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	無税
三〇〇一・三〇	その他のもの	無税
三〇〇一・三一	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	無税
三〇〇一・三二	その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	無税
三〇〇一・三三	その他のもの	無税
三〇〇一・三四	その他のもの	無税
三〇〇一・三五	その他のもの	無税
三〇〇一・三六	その他のもの（第二十九・三六項のビタミンその他の物質を含むものに限る。）	無税
三〇〇一・三七	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	無税
三〇〇一・三八	その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	無税
三〇〇一・三九	その他のもの	無税

別表第三七・〇五項を次のように改める。

三七〇五・〇〇

写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したもの）に限るものとし、映画用フィルムを除く。)

無税

別表第三八類の号注1中「第三八〇八・五〇号には、次の物品」を「第三八〇八・五一号及び第三八〇八・五九号には、次の物品の一以上」に、「アルドリン（ISO）」を「アラクロール（ISO）」、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）」に、「二臭化エチレン（ISO）」を「エンドスルファン（ISO）」、「一臭化エチレン（ISO）」に、「ペントアクロロフェノール（ISO）」並びにその塩及びエステル」を「ペントアクロロモジフェニルエーテル」を「ペントアクロロモジフェニルエーテル及びオクタクタンスルホニルフルオリド」に、「第三八〇八・五〇号には、ペノミル（ISO）」を「第三八〇八・五九号には、ペノミル（ISO）」に改め、同号注1中2を4とし、1の次に次のように加える。

2 第三八〇八・六一号から第三八〇八・六九号までには、アルファーサペルメトリン（ISO）、ベンジオカルブ（ISO）、ビフェントリリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、シフルトリル（ISO）、デルタメトリン（INN, ISO）、エトフェンプロックス（INN）、フェニトロチオン（ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、マラチオン（ISO）、ピリミホスマチル（ISO）又はプロポキスル（ISO）を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。

3 第三八二四・八一号から第三八二四・八八号までは、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、トリス（二・二・ジブロモブロピル）ホスフエート、アルドリン（ISO）、カンファエクロロ（ISO）（トキサフエン）、クロルデン（ISO）、クロルデコノ（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタノン（INN））、一・一・一・一トリクロロ一二・二・一ビス（バラーカロフェニル）エタン）、デイルドリン（ISO, INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘブタクロル（ISO）、マイレックス（ISO）、一・二・三・四・五・六・ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH (ISO)）（リンドン（ISO, INN）を含む。）、ペントアクロロベンゼン（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、ペルフルオロオクタクタンスルホニアミド、ペルフルオロオクタクタンスルホニルエーテル、ペントアクロロモジフェニルエーテル、ペントアクロロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル

別表第三八・〇八項中「しん」を「芯」に、「三八〇八・五〇」この類の号注1の物品  
三八〇八・五一 DDT (ISO) (クロフェノタ  
ン (INN)) を含有するもの(正)

この類の号注1の物品

三八〇八・五一

D DT (ISO) (クロフェノタ

ン (INN)) を含有するもの(正)

る。

別表第三八・一二項中

三八二二・三〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	四・九%
三八二二・三一	ゴム老化防止剤	四・九%
三八二二・三九	二 その他もの	四・九%

二・二・四一トリメチル一一・二一ジヒドロキノリン（TMQ）	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	四・九%
一 オリゴマーの混合物	ゴム老化防止剤	四・九%

五・三%	三・八%	五・三%
三・八%	五・三%	三・八%

に改める。

一 ゴム老化防止剤	二 その他もの	三 その他もの
二 その他もの	一 ゴム老化防止剤	一 ゴム老化防止剤

五・三%	三・八%	五・三%
三・八%	五・三%	三・八%

を この類の号注3の物品

に

味重量が三〇〇グラム以下の包装したものに限る。)

この類の号注2の物品

正味重量が三〇〇グラム以下の包装したもの

三八〇八・五九

四・九%

に改め

三八〇八・六一

四・九%

に改め

三八〇八・六二

四・九%

に改め

三八〇八・六九

四・九%

に改め

三八〇八・六九

四・九%

に改め

無税

三・八・一・四・八・四	二 脂肪酸混合物の誘導体 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く） 及びエステル
四 その他のもの	四・六% 改める。 別表第二九類の注2(a)中「並びにシャープベンシル」を「シャープベンシル並びに一脚、二脚、 三脚その他これらに類する物品」に改める。
三・八・一・四・八・五	三・九% 別表第三九類の号注1(a)(2)中「第三九〇一・三〇号」の下に「第三九〇一・四〇号」を加える。 別表第三九〇一・三〇号の次に次の一号を加える。
三・八・一・四・八・六	三・八% 别表第三九〇七項中 三九〇七・六〇 ポリ（エチレンテレフタレート） 四・六% 三九〇七・六一 ポリ（エチレンテレフタレート） 四・六% 三九〇七・六九 粘度数が一グラムにつき七八ミリ リットル以上のも の その他のもの 三・八% 改める。 三・九〇九・三〇 その他のアミノ樹脂 一 ポリメチレンポリフェニルボ リソシアナート 三・八% 改める。 二 その他のもの 三・八% 改める。
三・八・一・四・八・七	三・八% 别表第三九〇九項中 三九〇九・三一 ポリ（メチレンフェニルイソシア ナート）（粗MDI又はポリメリッ クMDI） 三・八% 改める。 三・九〇九・三九 その他のアミノ樹脂 一 ポリメチレンポリフェニルボ リソシアナート 三・八% 改める。 二 その他のもの 三・八% 改める。
三・八・一・四・八・八	三・八% 别表第三九〇九項中 三九〇九・三一 ポリ（メチレンフェニルイソシア ナート）（粗MDI又はポリメリッ クMDI） 三・八% 改める。 三・九〇九・三九 その他のアミノ樹脂 一 ポリメチレンポリフェニルボ リソシアナート 三・八% 改める。 二 その他のもの 三・八% 改める。
三・八・一・四・八・九	三・八% 别表第三九〇九項中 三九〇九・三一 ポリ（メチレンフェニルイソシア ナート）（粗MDI又はポリメリッ クMDI） 三・八% 改める。 三・九〇九・三九 その他のアミノ樹脂 一 ポリメチレンポリフェニルボ リソシアナート 三・八% 改める。 二 その他のもの 三・八% 改める。
三・八・一・四・九・一	三・八% 别表第三九〇九項中 三九〇九・三一 ポリ（メチレンフェニルイソシア ナート）（粗MDI又はポリメリッ クMDI） 三・八% 改める。 三・九〇九・三九 その他のアミノ樹脂 一 ポリメチレンポリフェニルボ リソシアナート 三・八% 改める。 二 その他のもの 三・八% 改める。
三・八・一・四・九・九	三・八% 别表第三九〇九項中 三九〇九・三一 ポリ（メチレンフェニルイソシア ナート）（粗MDI又はポリメリッ クMDI） 三・八% 改める。 三・九〇九・三九 その他のアミノ樹脂 一 ポリメチレンポリフェニルボ リソシアナート 三・八% 改める。 二 その他のもの 三・八% 改める。
三・九・一	三・九% 别表第三九〇九項中 三九〇九・三一 ポリ（メチレンフェニルイソシア ナート）（粗MDI又はポリメリッ クMDI） 三・八% 改める。 三・九〇九・三九 その他のアミノ樹脂 一 ポリメチレンポリフェニルボ リソシアナート 三・八% 改める。 二 その他のもの 三・八% 改める。
二 脂肪酸混合物の誘導体 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く）及びエステル	四 その他のもの
三 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く）及びエステル	四・一% 别表第三九〇一・三〇号の次に次の一号を加える。
四 その他のもの	四・一% 别表第三九〇一・三〇号の次に次の一号を加える。

四〇一一・九二	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもので、リム径が六一センチメートル以下のもの	無税
四〇一一・九四	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもので、リム径が六一センチメートルを超えるもの	無税
四〇一一・九九	その他のもの	無税
四〇一一・七〇	農業用又は林業用の車両及び機械を使用する種類のもの	無税
四〇一一・八〇	建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税
四〇一一・九〇	その他のもの	無税
別表第四四類の注1(g)中「並びに鉛筆」を、「鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」に改める。	別表第四四類の号注2を削る。	無税
別表第四四・〇一項を次のように改める。	別表第四四・〇一項を次のように改める。	無税
四四・〇一	のこぎり及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	無税
薪材	針葉樹のもの	無税
四四〇一・一二	針葉樹以外のもの	無税
四四〇一・一二	チップ状又は小片状の木材	無税
四四〇一・一二	針葉樹のもの	無税
四四〇一・一二	針葉樹以外のもの	無税
四四〇一・三一	のこぎり及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）	無税
木質ペレット	その他のもの	無税
四四〇一・三九	のこぎり及び木くず（凝結させたものを除く。）	無税
別表第四四・〇三項を次のよう改める。	別表第四四・〇三項を次のよう改める。	無税
四四〇一・三九	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	無税
ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	その他のもの	無税
針葉樹のもの	針葉樹以外のもの	無税
その他のもの（針葉樹のものに限る。）	その他のもの	無税
四四〇三・一二	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	無税
ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	その他のもの	無税
針葉樹のもの	針葉樹以外のもの	無税
四四〇六・九二	松（マツ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇六・九一	松（マツ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇六・九〇	もみ（モミ属のもの）又はどうひ（トウヒ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇六・九一	（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇六・九二	その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）	無税
四四〇六・九三	ダーニュレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカラ	無税
四四〇六・九四	その他のもの	無税
四四〇六・九五	オーケ（コナラ属のもの）のもの	無税
四四〇六・九六	ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	無税
四四〇六・九七	ビーチ（ブナ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇六・九八	カバ（カバノキ属のもの）の他のもの	無税
四四〇六・九九	カバ（カバノキ属のもの）のその他のもの	無税
四四〇七・一〇	ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの	無税
四四〇七・一〇	ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの	無税
四四〇七・一〇	その他のもの	無税
四四〇七・一〇	一 桐のもの（粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。）	無税
四四〇七・一〇	二 その他のもの	無税
別表第四四・〇六項及び第四四・〇七項を次のように改める。	別表第四四・〇六項及び第四四・〇七項を次のように改める。	無税
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木染み込ませてないもの	無税
四四〇六・一一	針葉樹のもの	無税
四四〇六・一二	針葉樹以外のもの	無税
四四〇六・一二	その他のもの	無税
四四〇六・九一	針葉樹のもの	無税
四四〇六・九二	針葉樹以外のもの	無税

## 四四〇七

木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)

## 四四〇七・一二

松(マツ属のもの)のもの  
針葉樹のもの

## 四四〇七・一九

一 厚さが一六〇ミリメートル以下のもの  
(一) かんながけし又はやすりがけしたもの  
(二) その他のもの

## 四四〇七・二一

二 その他のもの

もみ(モミ属のもの)又はどうひ(トウヒ属のもの)のもの  
一 厚さが一六〇ミリメートル以下のもの(カリフォルニアレッドファーム、グランドファーム、ノーブルファー、パシフィックシルバーファー又はシートカスプルースのものを除く。)

(一) かんながけし又はやすりがけしたもの  
(二) その他のもの

## 四四〇七・二二

二 その他のもの

一 カラマツ属のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下  
のものに限る。)

(一) かんながけし又はやすりがけしたもの  
(二) その他のもの

## 熱帶産木材のもの

マホガニー(スウェイエテニア属のもの)

バイロラ、インブイア及びバルサ  
ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ

ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアランサベリ

イロコ  
オーケー(コナラ属のもの)  
二 その他のもの

## 四四〇七・九一

オーケー(コナラ属のもの)のもの  
その他のもの

## 四四〇七・九二

ビーチ(ブナ属のもの)のもの  
かえで(カエデ属のもの)のもの

## 四四〇七・九三

桜(サクラ属のもの)のもの  
とねりこ(トネリコ属のもの)のもの

## 四四〇七・九四

かば(カバノキ属のもの)のもの  
ポプラ又はアスペン(ヤマナラシ属のもの)のもの

## 四四〇七・九五

その他のもの

## 四四〇七・九六

一 ふたばがき科のもの

## 四四〇七・九七

二 その他のもの

## 四四〇七・九九

一 ふたばがき科のもの

四 無税	八 %
六 %	八 %
無税	八 %
一〇% 無税	一〇% 無税

## 四四〇九・一二

熱帶産木材のもの

## 四四〇九・二一

一 引抜材

## 四四〇九・二二

二 玉縁及び縁形

## 四四〇九・二三

三 その他のもの

四 無税	七 五 %
八 %	八 %
六 %	八 %
無税	八 %
一〇% 無税	一〇% 無税

別表第四四一二・三一号中「この類の号注2のものに限る。」を削り、同表第四四一二・三九号中「その他のもの(いすれの外面の単板も針葉樹に改め、のものに限る。)」を

同号の前に次の二号を加える。  
別表第四四一二・三一号中「この類の号注2のものに限る。」を削り、同表第四四一二・三九号中「その他のもの(いすれの外面の単板も針葉樹に改め、のものに限る。)」を

その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外の  
うちほんの木(ハンノキ属のもの)、とねりこ(トネリコ属のもの)、ビーチ(ブナ属のもの)、かば(カバノキ属のもの)、桜(サクラ属のもの)、くり(カヌタネア属のもの)、にれ(ニレ属のもの)、ユーカリ(ユーカリ属のもの)、ヒッコリー(ペカン属のもの)、柄の木(トチノキ属のもの)、  
しなの木(シナノキ属のもの)、かえで(カエデ属のもの)、  
オーケー(コナラ属のもの)、プラタナス(ズズカケノキ属のもの)、ポプラ若しくはアスペン(ヤマナラシ属のもの)、  
はりえんじゅ(ハリエンジュ属のもの)、ゆりの木(ユリノキ属のもの)又はウォルナット(クルミ属のもの)の  
ものに限る。)

四四一八・九一	竹製のもの	一 セルラーウッドパネル	一〇%	四四一八・九九	二 その他のもの	二 その他のもの	三・九%
四四一八・七九	その他のもの			四四一九・一九	一 割り箸	一 割り箸	一〇%
四四一八・七五	竹製のもの及び少なくとも最上層 (摩耗層)が竹製のもの のものに限る。)	三・九%	三・九%	四四一九・一〇	二 その他のもの	二 その他のもの	三・九%
四四一八・七三	竹製のもの (多層のものに限 る。)	三・九%	三・九%	四四一九・一二	一 割り箸	一 割り箸	三・二%
四四一八・七二	モザイク状の床用のもの のものに限る。)	一〇%	一〇%	四四二・九〇	二 その他のもの	二 その他のもの	五・六%
四四一八・七一	モザイク状の床用のもの のものに限る。)	一〇%	一〇%	四四二・九一	一 竹製のくし	一 竹製のくし	五・二%
四四一八・七〇	モザイク状の床用のもの のものに限る。)	一〇%	一〇%	四四二・九二	二 マッチの軸木	二 マッチの軸木	三・一%
四四一八・六九	モザイク状の床用のもの のものに限る。)	一〇%	一〇%	四四二・九三	三 その他のもの (かりん、つげ、たがやさん、 紅木、したん又はこくたん (しまこくたんを除く。)の もの)	三 その他のもの (かりん、つげ、たがやさん、 紅木、したん又はこくたん (しまこくたんを除く。)の もの)	三・九%
四四一八・六八	モザイク状の床用のもの のものに限る。)	一〇%	一〇%	四四二・九四	四四二・九五	四四二・九六	四四二・九七
四四一八・六七	モザイク状の床用のもの のものに限る。)	一〇%	一〇%	四四二・九七	四四二・九八	四四二・九九	四四二・九九
四四一八・六六	モザイク状の床用のもの のものに限る。)	一〇%	一〇%	四四二・九八	四四二・九九	四四二・九九	四四二・九九
四四一八・九一	竹製のもの	一〇%	一〇%	四四二・九九	四四二・九九	四四二・九九	四四二・九九

## くたん（しまじくたんを

除く。)のもの

四・六%

別表第六〇類に号注として次のように加える。

1 第六〇〇五・三五号には、ポリエチレンの単纖維又はポリエスチルのマルチフィラメントの編物で、重量が一平方メートルにつき三〇グラム以上五五グラム以下、網目が一平方センチメートルにつき二〇穴以上一〇〇穴以下であり、アルファーシペルメトリン(ISO)、クロルフェナピル(ISO)、デルタメトリン(INN, ISO)、ラムダーシクロトリン(ISO)、クロルフェナピル(ISO)、ペルメトリン(ISO)又はピリミホスマチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇二・一二〇号中「限る」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇二・五一号の次に次の一号を加える。

別表第四八類の注4中「とは」を「には」に、「をいう」を「のうち、(a)幅が一八センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一边の長さが二八センチメートルを超える、その他の辺の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形(正方形を含む)のシート状のものののみを含む」に改め、同注8中「第四八・〇一項及び」を削る。

別表第四・〇二項中「強力糸(ナイロンその他)のポリアミドのものに限る」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇二・一二〇号中「限る」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇二・五一号の次に次の一号を加える。

五四〇二・五三

(二) ポリプロピレンのもの

六%

一 紬の重量が全重量の一〇%を超えるもの

(二) その他のもの

(一) 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

(一) 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの

(二) その他のもの

(一) 合成纖維又は半合成纖維の長纖維のトウ

(二) その他のもの

(一) 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの

(二) その他のもの

(一) 合成纖維又は半合成纖維の長纖維のトウ

(二) その他のもの

四・八%

八%

六%

八%

六%

六%

六%

六%

六%

四・八%

八%

四・二%

八%

四・二%

八%

九%

八%

九%

八%

九%

号注

六〇〇五・三二

漂白してないもの及び漂白したもの

九・六%

六〇〇五・三三

浸染したもの

九・六%

六〇〇五・三四

異なる色の糸から成るもの

九・六%

六〇〇五・三五

なせんしたもの

九・六%

六〇〇五・三六

この類の号注1の編物

九・六%

六〇〇五・三七

その他のもの(漂白していないもの)

九・六%

六〇〇五・三八

及び漂白したものに限る。)

九・六%

六〇〇五・三九

その他のもの(浸染したものに限る。)

九・六%

六〇〇五・四〇

その他のもの(異なる色の糸から成るものに限る。)

九・六%

六〇〇五・四一

その他のもの(なせんしたものに限る。)

九・六%

六〇〇五・四二

に改める。

六〇〇五・四三

第六三〇四・一〇号に

に改める。

六〇〇五・四四

この類の号注1の物品に限る。

六〇〇五・四五

第六三〇四・一〇号には、アルファーシペルメトリン(ISO)、クロルフェナピル(ISO)、デルタメトリン(INN, ISO)、ラムダーシクロトリン(ISO)、ペルメトリン(ISO)又はピリミホスマチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したてメリヤス編物から製造した物品を含む。

六〇〇五・四五

に改める。

六〇〇五・四五

別表第六三〇四・一九号に

に改める。

六〇〇五・四五

九・六%

六九〇七・一二	吸水率が全重量の〇・五%以下のもの	一・七%
六九〇七・二三	吸水率が全重量の〇・五%を超えるものの 吸水率が全重量の一〇%を超えるもの	一・七%
六九〇七・三〇	モザイクキューブその他これに類する物品（第六九〇七・四〇号のものを除く。）	一・七%
六九〇七・四〇	仕上げ用の陶磁製品	一・七%
六九〇七・〇八項を削る。		
別表第一五部の注1(c)中「ベン先」の下に「一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を 「第一八・五三項」に改める。	別表第七四類の注1(c)中「冶金」を「冶金」に改め、同注1(c)ただし書中「第一八・四八項」を 「第一八・五三項」に改める。	加える。
別表第八二類の注1中「可搬式かじ炉」を「可搬式鍛冶炉」に改める。	別表第八二類の注1中「加工機械」の下に「又はウォータージェット切断機械」を加え、「可搬式かじ炉」を「可搬式鍛冶炉」に改める。	
別表第八二・〇五項中「ハンドバッグ、旅行用具」を「革製品、旅行用具、馬具」に、「ふたまたリベット」を「二股リベット」に改める。	別表第八三・〇八項中「履物」を「又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍」に、「ハンドバッグ、旅行用具」を「革製品、旅行用具、馬具」に、「ふたまたリベット」を「二股リベット」に改め、同表第八三〇八・二〇号中「ふたまたリベット」を「二股リベット」に改める。	
別表第一六部の注1(g)中「。」の下に「及び第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を加える。	別表第八四類の注1中(g)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。	
(g) 第一七部の物品用のラジエーター		
別表第八四類の注2(e)中「機械類」を「機器（理化学用のものを含む。）」に改め、同注9(A)中「第一八五類の注8(a)及び8(b)」を「第八五類の注9(a)及び9(b)」に改め、同注9(A)ただし書中「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。	別表第八四類の号注中2を4とし、1を2とし、2の次に次のように加える。	
別表第八四類の号注中2を4とし、1を2とし、2の次に次のように加える。	別表第八四類の号注中1中(g)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。	
別表第八四六・一	レーザーによるもの	無税
八四五六・一二	レーザーによるもの	無税
六・三〇号の次に次の二号を加える。	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・四〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・五〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
八四五九・四一	レーザーによるもの	無税
八四五九・四九	レーザーによるもの	無税
別表第八四・五九項中	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・四一	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・四〇	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・五〇	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・五〇	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五九・四〇	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五九・四〇	その他の光子ビームによるもの	無税
別表第八四・五九項中	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・四一	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五九・四一	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五九・四九	その他の光子ビームによるもの	無税
別表第八四類の号注に1として次のように加える。		
1 第八四六五・二〇号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、 硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガ ジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により「以上の加工機能を有 する機械」をいう。		
別表第八四一五・一〇号中「又は壁に取り付ける」を「壁、天井又は床に取り付けるように設 計した」に改める。		
別表第八四・二四項中「充てん」を「充填」に、		
八四一四・八一	農業用又は園芸用の機器	無税
別表第八四・二四項中「充てん」を「充填」に、	農業用又は園芸用の噴霧器	無税
八四一四・八一	可搬式噴霧器	無税
別表第八四・二四項中「充てん」を「充填」に、	その他の機器	無税
八四一四・八一	農業用又は園芸用の機器	無税
別表第八四・二四項中「充てん」を「充填」に、	農業用又は園芸用の噴霧器	無税
八四一四・八一	可搬式噴霧器	無税
別表第八四・二四項中「充てん」を「充填」に、	その他の機器	無税
八四一四・八一	農業用又は園芸用の機器	無税

○・〇一ミリメートル以内の精度で  
できるものに限る。)

数値制御式のもの

無税

八四六〇・一二	平面研削盤	無税
八四六〇・一九	数値制御式のもの	無税
八四六〇・二二	その他の研削盤	無税
八四六〇・二三	芯無し研削盤（数値制御式のものに限る。）	無税
八四六〇・二四	その他の円筒研削盤（数値制御式のものに限る。）	無税
八四六〇・二五	その他のもの（数値制御式のものに限る。）	無税
八四六〇・二〇	マシニングセンター	無税

別表第八四六五・一〇号の次に次の一号を加える。

別表第八四六五・一〇号

別表第八四六六項中「加工機械」を「機械」に改める。  
別表第八四・六九項を削る。

別表第八四・七二項中「第八四・六九項から第八四・七二項までの機械」を「第八四・七〇項から第八四・七二項までの機械」に改め、同表第八四七三・一〇号を削り、同表第八四七三・五〇号中「第八四・六九項」を「第八四・七〇項」に改める。  
別表第八五類の注中9を10とし、同注8(b)に次のように加える。

(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO)(一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベーセンサ、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第八五・三三項、第八五・三三項若しくは第八五・四一項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第八五・〇四項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。

2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。

3 (a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面上に生成させたマイクロ電子構成体又は機械構成体から成り、電気特性の変化又は機械構成体の変位によつて

生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b) 「シリコンベースアクリュエーター」は、半導体の内部又は表面上に生成させたマイクロ電子構成体又は機械構成体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面上に生成させたマイクロ電子構成体又は機械構成体から成り、外部入力に応じて、これらの構成体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面上に生成させたマイクロ電子構成体又は機械構成体から成り、これらの構成体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

別表第八五類の注8中「この注8」を「この注9」に改め、同注中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第八五・〇七項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品(例えば、接続子、温度制御装置(サーミスター等)及び回路保護装置)とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。

八五二八・四

第八四・七一項の自動データ処理

システムに専ら又は主として使用する種類のもの

八五二八・四九

その他のモニター

八五二八・五一

第八四・七一項の自動データ処理

システムに専ら又は主として使用する種類のもの

八五二八・五九

その他のもの

プロジェクト

第八四・七一項の自動データ処理

システムに専ら又は主として使用する種類のもの

八五二八・六一

第八四・七一項の自動データ処理

システムに専ら又は主として使用する種類のもの

無税

八五二八・四二

第八四・七一項の自動データ処理

機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう

無税

八五二一・四九	その他のモニター	無税
八五二八・五二	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	無税
八五二八・五九	その他のもの	無税
八五二八・六二	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	無税
八五三九・五〇	別表第八五三一・二〇号中「液晶ディバイス」の下に「(LCD)」を、「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。	無税
八七〇三・五〇	別表第八五・四一項中「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。	無税
八七〇三・五〇	別表第八五・三九項中「並びにアーチ灯」を、「アーチ灯並びに発光ダイオード(LED)ランプ」に改め、同表第八五三九・四九号の次に次の二号を加える。	無税
八七・〇一	別表第八五・四一項中「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。	無税
八七・〇一	別表第八五・三九項中「並びにアーチ灯」を、「アーチ灯並びに発光ダイオード(LED)ランプ」に改め、同表第八五三九・四九号の次に次の二号を加える。	無税
八七・〇一	別表第八七・〇九項のトラクターを除く。)	無税
八七・〇一	一軸トラクター	無税
八七・〇一	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	無税
八七・〇一	無限軌道式トラクター	無税
八七・〇一・九三	その他のもの	無税
八七・〇一・九一	エンジン出力が一八キロワット以下のもの	無税
八七・〇一・九二	エンジン出力が一八キロワットを超えて三七キロワット以下のもの	無税
八七・〇一・九四	エンジン出力が三七キロワットを超えて七五キロワット以下のもの	無税
八七・〇一・九五	エンジン出力が一三〇キロワットを超えるもの	無税
八七〇二・二〇	別表第八七〇一・一〇号中「」を、「」のみを、別表第八七〇一・一〇号の次に次の三号を加える。	無税
八七〇二・二〇	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの	無税
九四〇一・五三	竹製のもの	無税
九四〇一・五三	とう製のもの	無税
八七〇一・三〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(往復動機関に限る)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電するものを除く。)	無税
八七〇二・四〇	別表第八七・〇三項中「」を、「」のみを、別表第八七・〇三項の注1に改め、同表第八七〇三・三三号の次に次の五号を加える。	無税
八七〇三・四〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものとし、外部電源に接続することにより充電するものを除く。)	無税
八七〇三・五〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(往復動機関に限る)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電するものを除く。)	無税
八七〇三・六〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(往復動機関に限る)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	無税
八七〇三・七〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	無税
八七〇三・八〇	その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)	無税
八七一一・六〇	別表第八七一一・五〇号の次に次の二号を加える。	無税
(1) 第九六・一〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品	別表第九〇〇六・一〇号を削る。	無税
別表第九〇〇六・一〇号	別表第九〇〇六・一〇号を削る。	無税
九四〇一・五二	別表第九二類の注1(d)中「参照」の下に「及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二〇項参照)」を加える。	無税
九四〇一・五三	別表第九四類の注1に次のように加える。	無税
(m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・一〇項参照)	(m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・一〇項参照)	無税
九四〇一・五三	竹製のもの	無税

別表第九四〇三・八一号を削り、同表第九四〇三・八九号の前に次の二号を加える。

—— 九四〇三・八二 竹製のもの

—— 九四〇三・八三 とう製のもの

別表第九四・〇六項を次のように改める。

—— 九四・〇六 プレハブ建築物

—— 九四〇六・一〇 木製のもの

—— 九四〇六・九〇 その他のもの

別表第九五類の注1(e)中「運動用又は」を「運動用衣類及び特殊衣類(肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フエンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージー)並びに第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の」に改め、同注1中(v)を(w)とし、(w)を(y)とし、(t)の次に次のように加える。

—— (u) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品 (第九六・一〇項参照)

別表第九六・一九項の次に次の二項を加える。

—— 九六・二〇

—— 九六・二〇・〇〇 一腳、二脚、三脚その他これらに類する物品

—— 九六・二〇・〇〇 無税

別表の付表第一第一号中「第二二〇四・一一号、第二二〇四・一九号」を「から第二二〇四・二九号まで」に改める。

別表の付表第二第四号中「第四四二一・九〇号の一」を「第四四二一・九一号の一」に改める。

(関税法の一一部改正)

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二」を「第六条の三」に、「第三節 提出書類及び検査手続(第六十八条・第六十九条)」を「第二節の二 輸入申告の特例(第六十七条の十九)」に、「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める。

(郵送等に係る申告書等の提出時期)

第六条の三 国税通則法第二十二条(郵送等に係る納税申告書等の提出時期の規定は、次条第一項、第七条の十四第一項修正申告)、第七条の十五第一項(更正の請求)、第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)又は第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規

第二号イを「第六十三条の七第一項第三号イに改め、同条第二項中「特例申告貨物の輸入地を所轄する」を「許可をした」に改める。

第九条第三項中「第十二条の四第一項」の下に「若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)」を加え、「規定により課される」を「若しくは第三項(同条第二項の重加算税に係る部分に限る。)」に改める。

第九条の二第二項中「その輸入の予定地を所轄する」を「当該貨物に係る第七条第一項の規定による申告をする」に、「特定月において輸入しようとする貨物」を「当該貨物」に改める。

第十一条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「された修正申告」の下に「(次項において特定修正申告)」という。」を、「関税に係る更正」の下に「(同項において「特定更正」という。)」を加え、同項各号中「とき」を「とき」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その関税に係る延滞税については、当該各号に定める金額を免除する。ただし、第一号に掲げる場合において、前条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(以下この項及び次項において「例による国税徴収法」という)第百五十四条第一項(滞納処分の停止の取消し)又は第百五十二条第三項若しくは第四項(換価の猶予に係る分割納付(通知等)において準用する国税通則法第四十九条第一項(納税の猶予の取消し))の規定による取消しの基因となるべき事実が生じたときは、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税関長は、その免除をしないことができる。

8 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税関長は、その関税に係る延滞税につき、当該各号に定める金額を限度として、免除することができる。

一 例による国税徴収法第百五十五条第一項(滞納処分の停止の要件等)の規定による

滞納処分の執行の停止をした場合又は例に

よる国税徴収法第百五十五条第一項若しくは第百五十五条の二第一項(換価の猶予の要件等)の規定による換価の猶予をした場合その停止又は猶予をした関税に係る延滞税のうち、当該執行の停止をした期間に相当する部分の金額に相当する金額又は当該換価の猶予をした期間(当該関税の納期の翌日から一月を経過する日後の期間に限る。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額

対応する部分の金額に相当する金額又は当該換価の猶予をした期間(当該関税の納期の翌日から一月を経過する日後の期間に限る。)に對応する部分の金額の二分の一に相当する金額

る部分を除く。以下この号において同じ。)につき、猶予をした期間（当該関税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。）に對応する部分の金額でその納付が困難と認められる金額

イ 納税義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した関税以外の公課又は債務について輕減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その輕減又は免除がされたとき。

ロ 紳税義務者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

二 税関長が国税徵收の例により滞納に係る関税の金額を徴収するために必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合その差押え又は担保の提供に係る関税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされている期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間（前項各号又は前号の規定による延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合 当該イからハまでに規定する関税に係る延滞税（第六項、前項各号又は前二号の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該イからハまでに定める金額イ 例による国税徵收法に規定する交付要求により交付を受けた金額を当該交付要求に係る関税に充てた場合 当該交付要求を受けた例による国税徵收法第一条第

十三号（定義）に規定する執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に對応する部分の金額

ロ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、関税を納付することができない事由が生じた場合 その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後七日を経過した日までの期間に對応する部分の金額

ハ イ又はロのいずれかに該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合 政令で定める期間に對応する部分の金額

9 第一項及び第十一項第一号において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める期限又は日（第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日）とする。

一 特例申告貨物につき納付すべき関税（第九条の二第三項（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。）特例申告書の提出期限

二 第九条の二第一項から第三項までの規定により納付すべき期限が延長された関税 当該延長された期限

二 第九条の二第一項から第三項までの規定により納付すべき期限が延長された関税 当該延長された期限

等）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該関税に係る第九条の三の規定による納税告知書が発せられた日

五 関税定率法第七条第三項（相殺関税）若しくは第八条第二項（不当廉売関税）の規定により課する関税又は同条第十六項の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税 当該関税に係る納税告知書に記載された納期限

六 この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税 当該事実が生じた日 第十二条に次の二項を加える。

11 修正申告又は納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつた場合において、その申告又は、期限内特例申告書の提出）又は期限後特例申告書の提出がされており、かつ、当該申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（以下この項において「減額更正」という。）があつた後に当該申告又は増額更正に基づいて第七条第一項の規定による申告（特例申告の場合にあつては、期限内特例申告書の提出）又は期限後特例申告書の提出がされており、かつ、当該申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（以下この項において「減額更正」という。）があつた後に当該申告又は増額更正があつたときは、当該修正申告又は増額更正があつたときは、当該申告又は期限後特例申告書の提出に係る税額に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

一 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は増額更正があつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額（更正の請求に基づく更正を除く。）があつた場合 当該当初申告により納付すべき税額を減少させる更正申告又は更正前に係る税額に達する日数に限る）を控除して、同項の規定を適用する。

二 第一項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正前に係る税額について当初申告により納付すべき税額を減少させる更正申告又は更正前に係る税額に達する場合において、その修正申告を削り、「でない」の下に

「場合において、その申告に係る関税について

一 当該申告又は期限後特例申告書の提出の日が当該関税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限の翌日から当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

二 当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づく更正である場合には、同日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告がされ、又は当該増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

三 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる場合には、前二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

一 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は増額更正があつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額（更正の請求に基づく更正を除く。）があつた場合 当該当初申告により納付すべき税額を減少させる更正申告又は更正前に係る税額に達する場合において、その修正申告を削り、「でない」の下に

の調査に係る第五条の二(輸入者に対する調査の事前通知等)において準用する国税通則法第七十四条の九第一項第四号及び第五号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる事項その他の政令で定める事項の通知(次条第五項において「調査通知」という。)がある前に行われたものである」を加える。

第十二条の三第一項中「[関税]を「[関税等]」に改め、「割合」の下に「(期限後特例申告書の提出又は第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものである」を加える。

第十二条の三第一項中「[関税]を「[関税等]」に改め、「割合」の下に「(期限後特例申告書の提出又は第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものである」を加える。

提出又は第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定又有は第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定(以下この節において「更正決定」という。)があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合」を加え、同項第一号中「(更正及び決定)を削り、同項第三項中「場合」の下に「(同項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合を除く。)」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が」を「期限後特例申告書の提出が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税についての調査があつたことを予知してされたものでない場合において」に改め、「当該期限後特例申告書の提出が」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「がされた場合において、その提出又は修正申告」を削り、「更正又は決定」を「更正決定」に改め、「でない」の下に「場合において、その申告に係る関税についての調査があつた前にに行われたものである」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定に該当する場合において、前二項の規定に規定する税額の計算の基礎とな

る前までの間に、関税について、無申告加算税(期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、その期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又有は更正決定があつた日の前日から起算して五年以内に、關税について、無申告加算税等を課されたことがあるときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十三条第二項中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項第一号中「の規定により課される」を「若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)に、「第十二条第八項」を「第十二条第九項(延滞税)」に改め、同条第三項各号中「とき。」を「とき。」に改め、同条第六項中「こえる」を「超える」に、「さかのぼつて」を「遡りて」に改める。

第十四条の二第二項中「又は第二項(申告納税方式による国税)を、第二項又は第四項(同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。)に、「規定によるもの」を「重加算税」に、「同条第三項各号列記以外の部分」を「法定納期限」という。」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「[関税]」に改める。

第三十条第一項第四号中「(平成十四年法律第九十九号)」を削り、同項第五号中「第六十七条规定の三第一項(輸出申告の特例)の規定による輸出申告」を「第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告」に改める。

第十四条の二第二項中「〔前項〕とあるのは「第六十七条の二第一項」と、「第一項」とあるのは「第六十二條の三第一項(保税展示場に入れる外國貨物に係る手續)」と、同項第一項中「〔前項〕とあるのは「第六十二条の三第一項(〔輸出申告の特例〕に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告)に改める。第六十三条の三第一項前段(輸出申告の特例)及び第六十七条の十九(輸入申告の特例)」を加え

3 第一項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第六項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは修正二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。)において、その期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又有は更正決定があつた日の前日から起算して五年以内に、關税について、無申告加算税等を課されたことがあるときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十四条の二第二項中「承継した法人」の下に「許可を受けていた者がその業務を譲り渡した場合においては当該業務を譲り受けた者」を加える。

第四十三条の四に次の二項を加える。

2 第六十八条の二(貨物の検査に係る権限の委任)の規定は、前項の検査について準用す

るべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、關税について、無申告加算税等を課されたことがあるときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十四条の二第二項中「〔公告〕を「許可」に、「保税置場の許可」を「許可」に、「保税置場の許可」を「許可」に改め、「要件」を「許可の要件」を削り、「第六十二条の七中「公告」を「許可」に、「保税置場の許可」を「許可」に改め、「要件」を「許可の要件」を削り、「第六十二条の七中「公告」を「許可」に、「保税置場の許可」を「許可」に改め、「要件」を「許可の要件」を削り、「第六十三条の三第三項(外国貨物を置くことの承認)、第四十三条の四第二項(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)」を加え、「保税置場の貨物」を「貨物」に改め、「保税工場についての」を削り、同条に後段として置くことの承認)、第四十三条の四第二項(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)」を加え、「保税置場の貨物」を「貨物」に改め、「保税工場についての」を削り、同条に後段として置くことの承認)、第四十三条の四第二項(外

この場合において、第四十三条の三第三項中「〔第六十七条の二〕とあるのは「第六十二条の二第一項」と、「第一項」とあるのは「第六十二條の三第一項(保税展示場に入れる外國貨物に係る手續)」と読み替えるものとする。

第六十二条の三第一項中「〔前項〕とあるのは「第六十二条の十五中〔の期間及び公告〕、〔第二項〕〔保税展示場に係る手續〕及び〔その申請〕を「〔第六十二条の三第一項〕〔〔輸出申告の特例〕に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告〕に改める。第六十三条の三第一項前段(輸出申告の特例)及び第六十七条の十九(輸入申告の特例)」を加え

第六十二条の三第一項中「〔前項〕とあるのは「第六十二条の十五中〔の期間及び公告〕、〔第二項〕〔保税展示場に係る手續〕及び〔その申請〕を「〔第六十二条の三第一項〕〔〔輸出申告の特例〕に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告〕に改める。第六十三条の三第一項前段(輸出申告の特例)及び第六十七条の十九(輸入申告の特例)」を加え

第六十二条の三第一項中「〔前項〕とあるのは「第六十二条の十五中〔の期間及び公告〕、〔第二項〕〔保税展示場に係る手續〕及び〔その申請〕を「〔第六十二条の三第一項〕〔〔輸出申告の特例〕に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告〕に改める。第六十三条の三第一項前段(輸出申告の特例)及び第六十七条の十九(輸入申告の特例)」を加え

についての規定の準用)において準用する前項ただし書に、「第六十二条の九(総合保税地域に」を「第六十二条の九〔に、「前項」とあるのは「第六十二条の十(総合保税地域に」を「前項」とあるのは「第六十二条の十〔に、「第一項」とあるのは「第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)」を「第一項」とあるのは「第六十二条の十〔に、「第四十三条の四中」を「第四十三条の四第一項中」に、「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十(総合保税地域に」を「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十〔に、「総合保税地域において準用する第四十七条第一項第一項第一号」を「第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する第一項第一号」に改め「(許可の要件)」を削り、「第六十二条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五(総合保税地域)」を「第六十二条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」において準用する第四十七条第一項第一号」に改め「(許可の要件)」を削り、「第六十二条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」において準用する第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税地場)において準用する第四十七条第一項第一号」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」に、「(総合保税地場)において準用する第一項又は第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)」と、「において準用する第一項又は第六十二条の五」と、「に改める。

第六十三条の二第一項中「第六十三条の七第一項第三号口」を「第六十三条の七第一項第三号口」に改める。  
 第六十三条の七第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一次号を加える。  
 一 特定保税運送者が死亡した場合で、第六十三条の八の一(許可の承継)において準用する第六十二条の二(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。  
 第六十三条の八の次に次の二条を加える。  
 (許可の承継についての規定の準用)  
 第六十三条の八の一 第四十八条の二(許可の承継)の規定は、特定保税運送者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
 第六十七条の二第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中第一号を第二号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。  
 一 前項の規定による承認を受けた場合  
 第六十七条の二中第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 外国貿易船(これに準するものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。)に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることが必要な貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告又は輸入申告をすることができる。  
 第六十七条の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税關空港若しくは不開港の所在地を所轄する」を「政令で定めることにより、いかれかの」に改め、「輸出申告」の下に「(政令で定める貨物に係るものを除く。)を、『第二号に掲げる者』の下に「が特定委託輸出申告(保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき当該者が行う輸出申告をいう。第四項及び第七十九条の四第三項(認定の失効)において同じ。)を行うと二項及び第三項を削り、同項第四項中「(第一項

条第二項とし、同条第五項中「同項の規定の適用を受けて輸出申告」を「特定輸出申告(保税地場等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき同項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第六十九条の三第一項中「この条から第六十九条の十まで」を「この款」に、「次条から第六十九条の八まで」を「以下この款」に改める。  
 第六十九条の四第一項中「不正競争防止法」を「当該貨物が第六十九条の二第一項第四号(輸出申告又は輸入申告をいう。以下同じ。)及び特定委託輸出申告(同項の規定により特定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九条の四第三項において同じ。)及び特定製造貨物輸出申告」を「特定委託輸出申告(同項の規定により特定委託輸出申告及び特定輸出申告)に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。  
 第六章第一節の次に次の二節を加える。  
 第二節の二 輸入申告の特例  
 (輸入申告の特例)  
 第六十七条の十九 特例輸入者又は特例委託輸入者は、第六十七条の二第一項又は第二項(輸出申告又は輸入申告の手続)の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、いかれかの税関長に対して輸入申告(政令で定める貨物に係るものを除く。)をすることができる。  
 第六十八条の二 税関長は、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告に係る貨物が他の税関長の所屬する税關の管轄区域内にある場合において、当該貨物につき当該の規定による検査を行う必要があると認めるとときは、当該他の税關長に対し、当該検査に係る権限を委任することができる。  
 第六十九条の七第一項中「又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについて」を「若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第十九条第一項第七号(適用除外等)に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。」を組成する貨物に該当するか否かについてに、「当該貨物」を「これらの貨物」に、「又是意匠権者」を「意匠権者又は不正競争差止請求権者」(同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項第九項及び第六十九条の十第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめること

で)に改め、「第五号まで」の下に「第七号」を加える。

第六十九条の三第一項中「この条から第六十九条の十まで」を「この款」に、「次条から第六十九条の八まで」を「以下この款」に改める。

第六十九条の四第一項中「不正競争防止法」を「当該貨物が第六十九条の二第一項第十号(定義)を削り、「経済産業省令で定めたものに限り、経済産業大臣の意見」を「の意見」を削り、「(定義)」を削り、「経済産業省令で定めたものに限り、経済産業大臣の意見」を「の意見」を削る。

第六十九条の七第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物であること及び当該貨物を輸出するおそれのある者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないことにについての認定を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に」に改め、「その意見」の下に「又は認定の内容」を加える。

第六十九条の五ただし書中「意見」の下に「又は認定」を加える。

第六十九条の七第一項中「又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについて」を「若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第十九条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十九条第一項第七号(適用除外等)に定める行為を除く。以下この項及び第九項において同じ。)」を組成する貨物に該当するか否かについてに、「当該貨物」を「これらの貨物」に、「又是意匠権者」を「意匠権者又は不正競争差止請求権者」(同法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。以下この項第九項及び第六十九条の十第一項(輸出しては

第六十九条の二第一項第四号中「第十一号」又は第十二号」を「又は第十一号から第十二号ま

〔求め等〕において同じ。」に改め、「(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめるとの求め等)」を削り、「が当該特許権者等の下に(不正競争差止請求権を除く。)」を加え、「関し、」を「ついての認定手続が執られた場合にあつては」に、「の範囲」を「の範囲等」に改め、「聽くことを」の下に、「当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等(不正競争差止請求権者に限る。)に係る不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聽くことを」を加え、同条第二項中、「特許庁長官」を、「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項たゞし書中「第六十九条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「特許庁長官」を、「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同条第三項から第五項までの規定中、「特許庁長官」を、「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、「第六十九条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「同条第一項第三号又は第四号」に改め、同条第八項中「特許庁長官」を、「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、「第六十九条の二第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「同条第一項第三号又は第四号」に改め、「第六十九条の六第十項輸出差止申立てに係る供託等」を「条件第十項」に改め、同条第九項中、「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する」を、「特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する」に、「政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、」を「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては」に、「特許権者等」を「当該貨物に係る特

「意見を」を「の意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者に限る）に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を経済産業大臣に、政令で定めることにより、「に改める。

第六十九条の八第一項中「に掲げる貨物」の下に「（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るもの）を除く。以下この項及び第五項において同じ。」を加える。

第六十九条の十第一項中「又は意匠権者」を

けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないことについての認定を、経済産業省令で定めるところにより、「経済産業大臣」に改め、「その意見」の下に「又は認定の内容」を加える。  
第六十九条の十四ただし書中「意見」の下に「又は認定」を加える。

臣又は特許庁長官」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同条第七項及び第八項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、「第六十九条の十一第一項第九号」の下に「又は第十号」を加え、「同号」を「同条第一項第九号又は第十号」に改め、同条第九項中「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する」を「、特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する」に、「政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、「を「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては」に、「特許権者等」を「当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者を除く。）に、「意見を」を「の意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を経済産業大臣に、政令で定めるところにより、」に改める。

「開し」を「いつての認定手続が執られた場合にあつては」に、「の範囲」を「の範囲等」に改め、「聴くことを」の下に、「当該認定手続に係る貨物が当該特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に係る不正競争防止法第二条第二項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴くことを」を加え同条第二項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項ただし書中「第六十九条の十一第一項第九号」の下に「又は第六十号」を加え、「特許庁長官」を「経済産業大臣」

（第六十九条の十八第一項中）に掲げる貨物の下に（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るもの）を除く。以下この項及び第五項において同じ）」を加え、「同号」を「第六十九条の十一第一項第十号」に改める。

第六十九条の二十第一項中「又は意匠権者を、「意匠権者又は不正競争差止請求権者」に改め、同項各号中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改める。

第七十二条及び第七十三条第一項中「及び第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課される」を「並びに第十二条の四第一項及び第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）」に改める。

第七十五条中「第六十七条の一第一項」の下に「及び第二項」を、「手続」の下に「、第六十七条の三第一項（後段及び第三号を除く。）（輸出申告の特例）を、「書類」の下に「、貨物の検査に係る権限の委任」を加え、「及び第七十条」を「並びに第七十条」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第七十六条第一項中「認定の取消し・許可の承継についての規定の準用」の下に「、輸入申告の特例」を、「書類」の下に「、貨物の検査に係る権限の委任」を加える。

第七十九条第三項第一号口中「許可の日（二

以上の許可を受けている場合にあつては、これら（うち最初に受けた許可の日）を「許可を受ける日」に改め、同号ハ中「第五条第一号、第二号又は第四号」を「第五条各号」に改め、同

号ニ中「第五号まで又は第八号」を「第七号まで、第十号又は第十一号」に改め、同号ホ及びヘを削り、同号ト中「ホ若しくはヘに該当する者を役員とする法人であること又はその者」を「通関業法第六条第六号又は第七号に該当する者」に改め、同号中トをホとし、チを削る。

第七十九条の二中「次条及び第七十九条の五第一項において」を「以下」に、「前条第三項第三号」を「同条第三項第三号」に改める。

第七十九条の四第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「（二以上）の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 認定通関業者が死亡した場合で、第七十九条の六（許可の承継）の規定による申請が同項（許可の承継）において準用する第四十八条の二（第二項）において規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

第七十九条の五第一項第一号中「チまで」を

「ホまで」に改める。

第六章の一中第七十九条の五の次に次の二条を加える。

（許可の承継についての規定の準用）

第七十九条の六 第四十八条の二（許可の承継）の規定は、認定通関業者について準用する。

この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第八十九条第二項中「前項」の下に「及び第九十一条」を加える。

第九十一条中「次に掲げる处分又は通知」を「この法律又は他の関税に関する法律の規定による財務大臣又は税関長の处分」に改め、「財務大臣は」の下に「、次の各号のいずれかに該当する場合を除き」を加え、同条各号を次のように改める。

一 番考查請求人から、その詰問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人（行政不服審査法第十三条第四項（参加人）に規定する参加人をいう。）から、当該詰問をしないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

二 番考查請求が不適法であり、却下する場合

三 行政不服審査法第四十六条第一項（処分についての審査請求の認容）の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は同法第四十七条第一号若しくは第二号（処分についての審査請求の認容）の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は

請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする）。がある場合には、当該軽減対象期間に對応する満納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、当分の間、第十二条第七項第一号中「期間（当該関税の納期限の翌日から二ヶ月を経過する日後の期間に限る。）とあるのは「のうち該延滞税の割合が特例基準割合（租税特

定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第三号及び次項の六）において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、同項第三号及び同条の二号において「期間」から二月を経過する日後の「期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

第九十三条中「第九十一条第一号（審議会等への諮問）に掲げる处分又は同条第二号に掲げる通知」を「次に掲げる处分又は通知」に改め、同条に次の各号を加える。

一 関税の確定若しくは徵収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徵収する場合における滞納処分をいう。）

二 第六十九条の二（第三項（輸出してはならない貨物又は第六十九条の十一第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知附則第三項中「次項」を「附則第五項」に改め、附則第五項中「前二項」を「前三項」に改定する参加人をいう。）から、当該詰問をしないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

三 行政不服審査法第四十六条第一項（処分についての審査請求の認容）の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は同法第四十七条第一号若しくは第二号（処分についての審査請求の認容）の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は

請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする）。がある場合には、当該軽減対象期間に對応する満納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、当分の間、第十二条第七項第一号中「期間（当該関税の納期限の翌日から二ヶ月を経過する日後の期間に限る。）とあるのは「のうち該延滞税の割合が特例基準割合（租税特

別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第三号及び次項の六）において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、同項第三号及び同条の二号において「期間」から二月を経過する日後の「期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

第八項第一号中「期間」のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の「期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

第七条の三第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に、「及び別表第一の六」を「及び同表」に改め、同項ただし書中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、「飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生の日（以下「協定効力発生日」という。）から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び「協定効力発生日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。」を削り、同条第四項中「各項」を「同表の各項」に改め、同項第一号中「同表第一五項」を「別表第一の六第一五項」に改め、同条第六項中「輸入数量」を「物品の輸入数量」に、「輸入数量（オーストラリア産飼料用麦の輸入数量を除く。）」を「物品の輸入数量（飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（第一号において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量を除く。）」に改め、同条第七項中「統計の作成」を

「(証明書類の交付及び統計の閲覧等」に改め、

同条第八項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「並びに」を「及び」に改め、「オーストラリア産飼料用麦の輸入数量(協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る)及び(協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る)及び(協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る)」を削り、「年度中のこれらの」を「年度中の同表に掲げる」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「関税定率法第三条」を「同法第三条」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「協定発効日前の期間のオーストラリアを原産する」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「関税定率法第三条」を「同法第三条」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「協定発効日前の期間のオーストラリアを原産する」に改める。

地とするものに係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定を「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。)」に改め、「との合計数量」を削り、同項第二号及び同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の八第一項中「協定発効日」を「オーストラリア協定の効力発生の日」に改める。

別表第一第一〇四〇二・一〇号中「中学校(義務教育学校の前期課程を含む)、中学校(義務教育学校の後期課程及び別表第一第一三一・〇六項の次に次の二項を加える。

第五条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。  
別表第一第一〇三・〇三項を次のように改める。

魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィッシュの魚肉を除く。)

レその他の魚肉を除く。)

かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラウス・スプラトウス、サルディナ・ピカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、ぐるぐま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルロス属のもの)、ぎんがめあじ(カラシクス属のもの)、すぎ(ラキュケントロン・カナドウム)、まながつお(バムブス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカブテルス属のもの)、からふとしやも(マルロトウス・ヴィロロスス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)

魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉)

肝臓、卵及びしらこ

二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

その他のもの

二 二 その他のもの

(一) にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)のうち

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)

二二一・〇七  
○%以上のものに限る)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない)  
二二一〇七・一〇  
エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る)  
(二) その他もの

B その他のもののうち

バイオマス(動植物に由来する有機物(原油、石

油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルーカーチャリープチルエーテルの製造の用に供するもの

別表第一第一九〇九・一九号中「エタノール」を「エチルアルコール(エタノール)」に改める。

別表第一の三中「平成二八年三月三一日」を「平成二九年三月三一日」に改め、同表第一〇四〇二・一〇号中「中学校」を「義務教育学校の前期課程を含む。」、中学校(義務教育学校の後期課程及び)に改める。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二八年三月三一日」を「平成二九年三月三一日」に改める。



〇二〇七・七九	さじがない科、きぬたあげまがい科、またがい科、しゃこがい科又はまるすぐれがい科のもの その他のもの	一 くん製したもののうち 二 その他のもの	貝柱以外のもの
〇三〇七・八七	あわび（乾燥したもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの） その他のあわび（ハリオティス属のもの）	一 くん製したもの 二 その他もの	はまぐり（乾燥したものに限る。） あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの） その他のあわび（ハリオティス属のもの）
〇三〇七・八八	その他のそでぼら（ストロムブス属のもの） 一 くん製したもの その他もの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） その他のもの	一 くん製したもの 二 その他もの	その他のそでぼら（ストロムブス属のもの） 一 くん製したもの その他もの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） その他のもの
〇三〇七・九九	一 くん製したもののうち スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱以外のもの 外のもの	一 くん製したもののうち 二 その他もの	一 くん製したもののうち スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱以外のもの 外のもの
一六〇五・五四	六・四%	九%	六・四%
一六〇五・五三	六・四%	九%	六・四%
一六〇五・五二	六・四%	七・二%	七・二%
一六〇五・五一	六・四%	七・二%	六・四%
一六〇五・五四	六・四%	九%	六・四%
一六〇五・五五	六・四%	九%	六・四%
一六〇五・五六	六・四%	九%	六・四%
一六〇五・五七	六・四%	七・二%	七・二%
一六〇五・五八	六・四%	七・二%	七・二%
一六〇五・五九	七・二%	九%	七・二%
九〇号中】	一 くん製したもののうち 二 除虫菊	一 くん製したもののうち 二 その他もの	一 くん製したもののうち 二 その他もの
一一一・一二〇	三% 無税	六・四% 無税	六・四% 無税
一一一・一二〇	一 おたねにんじん 二 その他のもの	一 くん製したもののうち 二 その他もの	一 くん製したもののうち 二 その他もの
一一一・一二〇	に改め、同号の前に次の一号を加える。	に改め、同号の前に次の一号を加える。	に改め、同号の前に次の一号を加える。
一一六〇四・一八	ふかひれ	七・一%	七・一%
一一六〇四・一八	無税	七・一%	七・一%
一一六〇四・一八	一 くん製したもののうち 二 その他のもの	一 帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミドス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。） 二 くん製したもののうち 三 その他もの	一 帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミドス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。） 二 くん製したもののうち 三 その他もの
一一六〇四・一八	別表第一第一六〇五・二二号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したものに改める。	別表第一第一六〇五・二二号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したものに改める。	別表第一第一六〇五・二二号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したものに改める。
一一六〇五・六一	一 くん製したもののうち 二 その他のもの	一 くん製したもののうち 二 その他もの	一 くん製したもののうち 二 その他もの
一一六〇五・六一	なまし	七・二%	七・二%
一一六〇五・六一	一 くん製したもののうち 二 その他のもの	一 くん製したもののうち 二 その他もの	一 くん製したもののうち 二 その他もの
一一六〇五・六一	別表第一第一六〇五・二二号から第一六〇五・五九号までを次のように改める。	別表第一第一六〇五・二二号から第一六〇五・五九号までを次のように改める。	別表第一第一六〇五・二二号から第一六〇五・五九号までを次のように改める。

一六〇五・六一

うに

くらげ

一くん製したもの  
二他のもの

一くん製したもの  
二他のもの

一六〇五・六九

一くん製したもの  
二他のもの

(一) うに  
(二) くらげ  
(三) 他のもの

六・四%  
八%  
八%  
八%

七・二%  
六・四%  
八%  
八%

別表第二第一〇六・〇〇号中「なし酒及び  
ミード」を「梨酒、ミード及び清酒」に改める。

別表第三第一四項中「第四〇七・一〇号」  
を「第四〇七・一号から第四〇七・一九  
号まで」に改め、「第四〇九・二一号の二」の  
下に、「第四〇九・三二号の一若しくは二」を  
加え、「第四〇八・九〇号の一、第四一九・  
〇〇号」を「第四一八・九一号の一、第四四  
一八・九九号の一、第四四・一九項」に、「又  
は第四二二・九〇号の三の二」を、「第四四  
二一・九一号の三又は第四二一・九九号の二  
の二」に、「第四一八・九〇号の二の二」を  
「第四一八・九一号の二の二」に改める。

別表第四第一四項中「又は」を「第六〇〇

四・二〇号又は」に改める。

別表第五第一項中「第〇三〇一・四五号」の  
下に「第〇三〇一・四九号の二」を、「第〇三  
〇二・八九号の二」の下に「第〇三〇一・九  
九号の二の二」を、「第〇三〇三・五五号」の  
下に「第〇三〇三・五九号の二」を加え、「第  
〇三〇三・九〇号の二」を「第〇三〇三・九一  
号の二、第〇三〇三・九九号の二の二」に改め,  
「第〇三〇五・五一号」の下に、「第〇三〇五・  
五九号の二の二」を加え、「第〇三〇七・二九  
号の一若しくは三」を「第〇三〇七・二三号,  
第〇三〇七・七一号の二又は第〇三〇七・七九号  
の二の二」に、「又は第〇三〇七・七九号  
の二の二」に改め、「第〇三〇一・九一号の二  
の二」に改め、「第六〇〇」

別表第一第一〇六・〇〇号中「なし酒及び

ミード」を「梨酒、ミード及び清酒」に改める。

四・二〇号又は」に改める。

別表第五第一項中「第〇三〇一・四五号」の  
下に「第〇三〇一・四九号の二」を、「第〇三  
〇二・八九号の二」の下に「第〇三〇一・九  
九号の二の二」を、「第〇三〇三・五五号」の  
下に「第〇三〇三・五九号の二」を加え、「第  
〇三〇三・九〇号の二」を「第〇三〇三・九一  
号の二、第〇三〇三・九九号の二の二」に改め,  
「第〇三〇五・五一号」の下に、「第〇三〇五・  
五九号の二の二」を加え、「第〇三〇七・二九  
号の一若しくは三」を「第〇三〇七・二三号,  
第〇三〇七・七一号の二又は第〇三〇七・七九号  
の二の二」に、「又は第〇三〇七・七九号  
の二の二」に改め、「第〇三〇一・九一号の二  
の二」に改め、「第六〇〇」

関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二  
二、第〇三〇五・七二号の二の二若しくは三の二又は第〇  
三〇五・七九号の二の二若しくは三の二に掲げる物品のう  
ち

ルメウス属又はサル  
クルス属又はデカルブ  
ラビス属のもの  
グラ属又はメルルシ  
属のもの、さば(ス  
ルメウス属又はサル  
クルス属のもの)  
ラビス属のもの

又は第〇三〇五・七九

関税率表第〇三〇五・  
又は第〇三〇五・七九  
を  
れる物品のうち

を加え

三〇五・七九号の二の二若しくは三の二に掲げる物品のう  
ち

五四号に掲げる物品のうち

ハレングス及びクルペア・パラスイ  
ディノブス属又はエングラウリス属  
ムペル・スコムブルス、スコムベ  
クス及びスコムブル・ヤボニクス)、  
又はデカブテルス属のもの) 及びさ  
サイラ)

六九号の二に掲げる物品のうち

のもの、たら(ガドウス属、テラ  
ウス属のもの)、ぶり(セリオーラ  
コムベル属のもの)、いわし(エト  
ディノブス属のもの)、あじ(トラン  
テルス属のもの) 及びさんま(コロ  
七二号の二の二の二)のB若しくは三のBに掲  
号の二の二の二)のB若しくは三のBに掲

に、「第〇三〇七・四一号又は第〇三〇七・四九号の一若し  
くは三」を「第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四二号

くは三」を「第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四二号  
四三号又は第〇三〇七・四九号の二」に改め,  
(セピア・オフィキナリス)を削り、「又は第  
〇三〇七・九九号の一若しくは三」を「第〇  
三〇七・九九号の二の二」に改め、「いか(もんじういかを除く)」を削  
る。

くは三」を「第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四二号  
四三号又は第〇三〇七・四九号の二」に改め,  
(セピア・オフィキナリス)を削り、「又は第  
〇三〇七・九九号の一若しくは三」を「第〇  
三〇七・九九号の二の二」に改め、「いか(もんじういかを除く)」を削  
る。

号)の一部を次のように改正する。  
目次中「・第四十条」を「・第四十条の二」  
に改める。

第十条第一項第三号を同項第四号とし、同項  
第二号中「死亡し、又は」を削り、同号を同項  
第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加え  
る。

一 死亡した場合で、第十一條の二(第二項の  
規定による申請が同項に規定する期間内に

一関税率表第〇三〇五・  
にしん(ケルペア・  
イ)、いわし(サル  
のもの)、さば(スコ  
ル・アウストララシ  
ル・アウストララシ  
あじ(トランペル)

(通関業法の一部改正)

第六条 通関業法(昭和四十二年法律第百一十二

されなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

第十一条の次に次の二条を加える。

(許可の承継)

第十一条の二 通関業者について相続があつたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により通関業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により通関業の許可に基づく地位を承継した者（次項において「承継人」といいう。）は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について税関長に承認の申請をすることができる。

3 税関長は、承継人にについて第五条各号のいずれかに適合しない場合は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

4 通関業者について合併若しくは分割（通関業を承継させるものに限る。）があつた場合は通関業者が通関業を譲り渡した場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）は、第十条第一項第一号又は第三号の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該通關業を譲り渡した者の当該通關業の許可に基づく地位を承継することができない。

5 税関長は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

6 税関長は、第二項又は第四項の規定により承認をする際しては、当該承認をしようとする。

する承継に係る通關業の許可について第三条を含む。)の規定に基づき付された条件(この

項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。)を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合

においては、第三条第二項の規定を準用する。

7 税関長は、第二項又は第四項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

第三十四条第一項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第一号中「附された条件」を「付された条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)」に改める。

第五章中第四十条の次に次の二条を加える。

(不服申立て)

第四十条の二 関税法第九十一条の規定は、この法律の規定による税関長の处分について審査請求があつた場合について準用する。

第四十一条第一項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第一号中「附された条件」を「付された条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)」に改め、同項第一号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第七条 通關業法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に、「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

第三条第一項中「その業に従事しようとする

第六条に次の二号を加える。

十一 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改め、

第四条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同項第二号中「行なう」を「行おう」に改め、同項第四項中「税

改め、同項第二号中「行なう」を「行おう」に改め、同項第四号中「通關業務を行なう」とする地域及びその」を削り、同条第二項中「及び第五条第二号から第四号まで」を「並びに第五条第一号及び第三号」に改める。

附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五条中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二号中「行なう」を「行おう」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第十三条规定」を「第十三条规定」に改め、同号を同条第三

号とする。

第六条中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二

二条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)

第一百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられた

者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない者(第十一号において「暴力団員等」という。)

第十二条の二第二項から第七項までの規定中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第十二条中「各号の」を「各号のいすれかに、税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二号中「第五号まで又は第八号の」を「第七号まで、第十号又は第十一号のいすれかに改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣

に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十三条第一項から第七項までの規定中「税関長」を「財務大臣」に改め、

「行う」に改め、同項ただし書中「が次の各号の一に該当する」を「において取り扱う通關業務に係る貨物が第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一定の種類の貨物のみに限られている」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第十八条の見出しを「料金の掲示」に改め、同条第二項を削る。

第九条を次のように改める。

(営業所の新設に係る許可の特例)

第九条 認定通關業者(関税法第七十九条第一項の認定を受けた者をいう。)である通關業者は、通關業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、前条第一項の規定にかかる

規則を受けていた者をいう。)である通關業者に、その旨を届け出ることができる。

2 前項の届出に係る営業所については、当該届出が受理された時において、前条第一項の規

許可を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第十条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第十二条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第一号中「第五号まで又は第八号の」を「第七号まで、第十号又は第十一号のいすれかに改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣

に、「各号の」を「各号のいすれかに改め、同項第一号中「第五号まで又は第八号の」を「第七号まで、第十号又は第十一号のいすれかに改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣

に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十三条第一項から第七項までの規定中「税関長」を「財務大臣」に改め、

「行う」に改め、同項ただし書中「が次の各号の一に該当する」を「において取り扱う通關業務に係る貨物が第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一定の種類の貨物のみに限られている」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第十八条の見出しを「料金の掲示」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条第二項及び第三項中「税関長」を

「財務大臣」に改める。

第三十一条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第一号中「第七号までの一」を「第九号までのいづれか」に改める。

第三十二条中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同条第二号中「第七号までの一」を「第九号までのいづれか」に改める。

第四章中第三十四条の前に次の二条を加える。

(業務改善命令)

第三十三条の一 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十四条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、「戒告」を削り、同項第一号中「この法律に」を「若しくはこの法律に」に改め、「命令」の下に「若しくはこれらに基つく处分」を加え、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十五条第一項及び第三十六条中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十七条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十八条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「税関職員をして」を「その職員に」に改め、同条第二項中「税関職員は」を削り、「場合には」を「職員は」に改める。

第三十九条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第四十条の二中「による」の下に「財務大臣又は」を加える。

第五章中第四十条の二の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第四十条の三 財務大臣は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関長に委任することができる。

第四十一条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「又は第九条の規定」及び「又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において」を削る。

第四十二条中「一に」を「いづれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第四十三条中「一に」を「いづれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第三十三条の一の規定による命令に違反した者

第四十三条第二号中「税関職員」を「職員」に改める。

(施行期日)

第四十四条中「一に」を「いづれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

附 則

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第八十九条第二項の改正規定、同法第九十一条の改正規定及び同法第十九条の改正規定及び同法第六十九条の改正規定並びに第六条中通関業法目次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を加える改正規定 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日

二 第三条中関税法第八十九条第二項の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の八の改正規定(「許可の要件」を削る部分を除く)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第六十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「(二)以上」の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可)及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

二 第三条中関税法第六十九条の二から第六十九条の五までの改正規定、同法第六十九条の七の改正規定、同法第六十九条の八第一項の改正規定、同法第六十九条の十から第六十九

条の十四までの改正規定、同法第六十九条の

十九条の改正規定、同法第六十九条の十八第一項の改正規定及び同法第六十九条の二十第一項の改正規定、同法第六十九条の十一から第六十九

条の十四までの改正規定、同法第六十九条の

十九条の改正規定、同法第六十九条の十八第一項の改正規定及び同法第六十九条の二十第一項の改正規定、同法第六十九条の十一から第六十九

条の十四までの改正規定、同法第六十九条の

定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定(「第十二条第八項」を「第十二条第九項(延滞税)に改める部分を除く)、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日

四 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く)、同法第四条第一項第五号の規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の八の改正規定(「許可の要件」を削る部分を除く)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十八条の次に一節を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第六十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「(二)以上」の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可)及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

3 前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という)前に関税に係る延滞税について新関税法第十二条第七項第三号の規定を適用する場合には、同号中「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項又は第四項(執行停止)」とあるのは、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第三十条第二項又は第四項(執行停止)」と、「同法第六十一条」とあるのは、「同法第四十八条」とする。

4 新関税法第十二条第十一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用する。

5 新関税法第十二条の二から第十二条の四までの規定は、平成二十九年一月一日以後に新関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に旧関税法第十二条第八項又は新関税法第十二条第九項に規定する法定納期限(以下この項において「旧法定納期限」という)が到来した関税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に旧法定納期限が到来した関税に係る旧関税法第十二条の三の規定による無申告加重税(同条第四項の規定の適用があるものを除く)又は

条に規定する書面その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項(定義)に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう)により提出された場合について適用する。

2 新関税法第十二条第七項及び第八項の規定は、施行日以後に同条第九項に規定する法定納期限が到来する関税に係る延滞税について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の関税(第五項において「旧関税法」という)第十二条第八項に規定する法定納期限が到来した関税に係る延滞税については、なお従前の例による。

	旧関税法第十二条の四の規定による重加算税は、新通関業法第三条第一項に規定する無申告加算税等とみなす。
6	新通関業法第四十七条（新通関業法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定は、保税蔵置場、保税工場（保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日以後にある場合について適用し、当該許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日前にあった場合については、なお従前の例による。
7	新通関業法第九十一条の規定は、第一号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の处分に係る審査請求について適用し、財務大臣又は税関長の処分についての審査請求であつて、第一号施行日前にされた財務大臣又は税関長の处分に係るものについては、なお従前の例による。（通関業法の一部改正に伴う経過措置）
3	前二項に規定するものほか、第四号施行日前に旧通関業法によりした処分、手続その他の行為で、新通関業法中相当する規定があるものは、新通関業法によりしたものとみなす。
4	第四号施行日前において旧通関業法第十三条第一項第一号の規定により通関士を設置することを要しないこととされていた通関業務を行う営業所（旧通関業法第三条第二項（旧通関業法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通関業務を行うことができる地域を限定する条件が付されたものに限る。）であつて、第七条の規定の施行の際現に通関士を置いていないものについては、第四号施行日から起算して五年を経過する日又は新通関業法第十三条の規定により当該営業所に通關士を設置する日の前日のかかる期間までの間は、同税關長の処分に係る審査請求について適用し、税關長の処分についての審査請求であつて、第一号施行日前にされた税關長の処分に係るものについては、なお従前の例による。
5	新通関業法第三十三条の二の規定は、第四号施行日以後にした通關業者の業務について適用する。
6	新通関業法第三十四条の規定は、第四号施行による改正前の通關業法（以下この条において「旧通關業法」という。）第三条第一項の許可を受けている者（他の法令の規定により同項の許可を受けた者とみなされるものを含む。）は、第四号施行日に、第七条の規定による改正後の通關業法（以下この条及び附則第十四条において「新通關業法」という。）第三条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧通關業法の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新通關業法の規定による許可に付されたものとみなす。
7	新通關業法第四十条の二の規定は、第四号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用する。
8	第四号施行日前にした行為及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合における第四号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

地」を「納税地」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第十六条の四第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。  
(石油ガス税法の一部改正)

第十一条 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第六項中「もより」を「最寄り」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第十九条第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。  
(石油石炭税法の一部改正)

第十一条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を削る。  
第十七条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。  
(たばこ税法の一部改正)

第十二条たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。  
第十八条第一項及び第二項中「その保税地域の所在地を所轄する税関長」を削る。  
第二十条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。  
(消費税法の一部改正)

第十三条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十条第九項第三号中「が保税地域の所在地を所轄する税関長」を「が税関長」に改め、同号イ中「保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

第五十条第二項中「その保税地域の所在地を

所轄する」を「同項の」に改める。

第五十一条第二項中「保税地域の所在地を所轄する」を「課税貨物に係る第四十七条第一項の規定による申告書を提出する」に、「特定月において引き取らうとする」を「当該」に改める。  
(検討)

第十四条 政府は、第七条の規定の施行後五年を経過した場合において、新通関業法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新通関業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



平成二十八年五月十二日印刷

平成二十八年五月十三日發行

參議院事務局

印刷者

國立印刷局

P